令和２年　第２回定例会

青 木 村 議 会 会 議 録

令和２年６月10日　開会
令和２年６月16日　閉会

青　木　村　議　会

令和２年第２回青木村議会定例会会議録目次

第　１　号　（６月１０日）

○議事日程…… １
○出席議員…… ２
○欠席議員…… ２
○地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名…… ２
○事務局職員出席者…… ２
○開会の宣告…… ３
○議事録署名議員の指名…… ３
○会期決定…… ４
○村長挨拶…… ４
○報告第１号の上程、説明…… ８
○報告第２号の上程、説明…… ３５
○報告第３号の上程、説明…… ３７
○報告第４号の上程、説明…… ３８
○議案第１号の上程、説明…… ３９
○議案第２号の上程、説明…… ３９
○議案第３号の上程、説明…… ４０
○議案第４号の上程、説明…… ４１
○議案第５号の上程、説明…… ４２
○議案第６号の上程、説明…… ４３
○議案第７号の上程、説明…… ４４
○議案第８号の上程、説明…… ４９
○議案第９号の上程、説明…… ５０
○議案第１０号の上程、説明…… ５１
○議案第１１号の上程、説明…… ５３
○発議第１号の上程、説明…… ５４
○請願第１号の上程、説明…… ５７
○令和元年度青木村社会福祉協議会会計補正予算（第１号）の報告…… ５９

○散会の宣告……６０

第　２　号　（６月１２日）

○議事日程……６１
○出席議員……６１
○欠席議員……６１
○地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名……６１
○事務局職員出席者……６２
○開議の宣告……６３
○議事日程の報告……６３
○一般質問……６３
松　澤　正　登　君……６３
堀　内　富　治　君……７１
山　本　　悟　君……７７
坂　井　　弘　君……８４
宮　入　隆　通　君……１０９
○散会の宣告……１２１

第　３　号　（６月１６日）

○議事日程……１２３
○出席議員……１２４
○欠席議員……１２４
○地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名……１２４
○事務局職員出席者……１２５
○開議の宣告……１２６
○議事日程の報告……１２６
○委員長審査報告……１２６
○報告第１号の質疑、討論、採決……１２７
○報告第２号の質疑、討論、採決……１４４
○報告第３号の質疑、討論、採決……１４６

○報告第４号の質疑、討論、採決……１４９
○議案第１号の質疑、討論、採決……１４９
○答弁の追加……１５６
○議案第２号の質疑、討論、採決……１５８
○議案第３号の質疑、討論、採決……１５８
○議案第４号の質疑、討論、採決……１５９
○議案第５号の質疑、討論、採決……１６０
○議案第６号の説明、質疑、討論、採決……１６０
○議案第７号の質疑、討論、採決……１６２
○議案第８号の質疑、討論、採決……１７３
○議案第９号の質疑、討論、採決……１７４
○議案第１０号の質疑、討論、採決……１７５
○議案第１１号の質疑、討論、採決……１７６
○発議第１号の質疑、討論、採決……１７７
○請願第１号の質疑、討論、採決……１７８
○日程の追加……１８０
○議案第１２号の上程、説明、質疑、討論、採決……１８０
○発議第２号の上程、説明、質疑、討論、採決……１８２
○閉会の宣告……１８３

○署名議員……１８５

令 和 ２ 年 ６ 月 １ ０ 日 （ 水 曜 日 ）

（ 第 １ 号 ）

令和２年第２回青木村議会定例会会議録

議　事　日　程（第１号）

令和２年６月１０日（水曜日）午前９時開会

日程第　１　議事録署名議員指名

日程第　２　会期決定

日程第　３　報告第　１号　専決処分の承認を求めることについて

日程第　４　報告第　２号　令和元年度青木村土地開発公社事業報告について

日程第　５　報告第　３号　令和元年度繰越明許費繰越計算書の報告について（青木村一般会計）

日程第　６　報告第　４号　令和元年度繰越明許費繰越計算書の報告について（青木村別荘事業特別会計）

日程第　７　議案第　１号　青木村放置自動車等の発生の防止及び適正な処理に関する条例について

日程第　８　議案第　２号　青木村税条例の一部を改正する条例について

日程第　９　議案第　３号　青木村手数料徴収条例の一部を改正する条例について

日程第１０　議案第　４号　青木村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

日程第１１　議案第　５号　長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び規約の変更に関する協議について

日程第１２　議案第　６号　青木村農業委員会委員の選任について

日程第１３　議案第　７号　令和２年度青木村一般会計補正予算について

日程第１４　議案第　８号　令和２年度青木村国民健康保険特別会計補正予算について

日程第１５　議案第　９号　令和２年度青木村別荘事業特別会計補正予算について

日程第１６　議案第１０号　令和２年度青木村簡易水道事業会計補正予算について

日程第１７　議案第１１号　令和２年度青木村特定環境保全公共下水道事業会計補正予算について

日程第１８　発議第　１号　地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書について

日程第１９　請願第　１号　「種苗法の一部を改正する法律案の慎重審議を求める意見書」の

提出を求める請願について

日程第２０　一般質問

出席議員（１０名）

１番	宮入隆通君	２番	坂井　弘君
３番	松澤正登君	４番	金井とも子君
５番	宮下壽章君	６番	沓掛計三君
７番	居鶴貞美君	８番	小林和雄君
９番	堀内富治君	１０番	山本　悟君

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	北村政夫君	教育長	沓掛英明君
総務企画課長兼事業推進室長	片田幸男君	参事兼建設農林課長	花見陽一君
住民福祉課長	小宮山俊樹君	会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監	多田治由君
商工観光移住課長兼商工観光移住係長	中沢道彦君	保育園長	若林喜信君
建設農林課課長補佐兼農業振興係長	稲垣和美君	総務企画課総務係長	小林宏記君

事務局職員出席者

事務局長	片田幸男	事務局員	小林宏記

開会　午前　９時００分

◎開会の宣告

○議長（宮下壽章君）　定刻になりましたので、ただいまから令和２年第２回青木村議会定例会を開会いたします。

今定例会開催に当たりまして、お願いを申し上げます。

新型コロナウイルスの第２次感染防止のため、皆さんにも新聞等の報道で御存じのように、各市町村とも議会の開催につきましては、予防策を講じた上での開催となっております。

議員や役場職員の皆さんが感染した場合には、濃厚接触者等により業務に多大な支障が起きます。議会によっては、半数は別室にて中継で、採決のみ全員出席や、一般質問については取りやめの議会、会派代表質問のみで個別質問の取りやめ、質問時間の短縮等を実施の上、開催しております。

当議会でも、３月定例会より行っておりますとおり、換気のためドアの常時開放、マスクの着用、今回は、皆さんの座席の間隔を空け、職員も最小人数の出席として行ってまいります。

12日の一般質問につきましては、特に時間短縮、傍聴制限はいたしませんが、感染防止に当たり、質疑・答弁とも要点を得た簡潔明瞭な内容となるようお願いいたします。

また、今議会は、クールビズ期間中の開催となっておりますので、着座後の着脱は自由でございます。ネクタイも着用していただかなくて結構です。

それでは、日程に移ります。

◎議事録署名議員の指名

○議長（宮下壽章君）　日程第１、議事録署名議員の指名を行います。

会議規則第115条の規定により、３番、松澤正登議員、９番、堀内富治議員を指名いたします。

◎会期決定

○議長（宮下壽章君）　日程第２、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会は、先頃の議会運営委員会で決定のとおり、本日６月10日から６月17日までの８日間といたしたいが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（宮下壽章君）　異議なしと認め、会期は本日から６月17日までの８日間と決定いたしました。

続いて、日程について申し上げます。

事務局より資料配付願います。

本日は、日程第３以降議案説明のみとし、11日は議案審査のため休会、12日は一般質問、13日、14日は休日、15日は議案審査のため休会、16日は議案審議・採決、17日は議案審議・採決の日程で行います。

◎村長挨拶

○議長（宮下壽章君）　ここで、村長より挨拶があります。

北村村長。

○村長（北村政夫君）　皆さん、おはようございます。

本日、令和２年第２回青木村議会６月定例会を招集いたしましたところ、全議員の皆さんに御出席をいただき、また、日ごろより村政の運営に御理解と御支援をいただき感謝を申し上げたいと存じます。

ただいま議長から、今議会は新型コロナウイルス感染拡大防止策の一環として、簡潔な説明・答弁とのお話がありましたので、そのように対応させていただきますので、よろしくお願いいたします。

昨年12月に、中国武漢市で原因不明の肺炎が流行し、患者から新型コロナウイルスが検出されました。感染は世界中に拡大し、半年後の現在、日本国内の累計患者の数は、１万7,000人、死者900人に達しております。減少傾向とはいえ、連日、新規感染者が報告され、いまだ収束には至っておりません。未知のウイルスとの闘いの中で、最前線で御尽力いただ

いている医療従事者の方々には、深い敬意を表したいと存じます。

４月７日から５月６日まで７都道府県を対象に発令された非常事態宣言は、全国に向け拡大され、一度の延長を経て５月25日に解除されました。

村民の皆さんには、長期間にわたりまして不要不急の外出自粛をはじめ、学校の臨時休校、保育施設の利用の自粛など、感染拡大防止のための対策に御協力をいただき、心から感謝を申し上げたいと存じます。

新型コロナウイルス感染対策につきましては、日々、状況が刻々と変化する中で、あらゆる事態を想定しながら対策を講じてまいりました。この影響を受けた地域経済や住民生活の支援策につきましては、村議会議員の皆さんの御意見をいただき、国の事業に併せ、村単独の事業を実施しております。

村民１人当たり10万円の特別定額給付金は、９割を超す方々への給付を済ませております。皆さんにはお手元には数字がいっておりません。今朝の状況を申し上げますと、この給付金の振込状況は、全体分母が1,753件あるわけですけれども、明日の振込を入れまして1,667件、金額にいたしまして４億1,950万円の振込となりました。95.1％の進捗でございます。特に影響の大きかった方々に幅広く支援をしております。

緊急事態宣言が解除されても、新型コロナウイルスが収束したわけではございません。これからの社会活動の再開に向けては、１つとして身体的距離の確保、２つとしてマスクの着用、３つとして手洗いの励行といった新しい生活様式の実施に、長期的に取り組んでいくことになります。引き続き村民の皆さんと共に、この難局を乗り切ってまいりたいと思いますので、御協力をお願いいたします。

これまで新型コロナウイルス感染拡大防止対応の一環といたしまして、消防団のポンプ操法大会、ラッパ吹奏大会や夏まつりなど、幾つかの行事が中止となりました。誠に残念なことでございますが、一日も早く、このコロナ禍から脱却できますよう、国・県の方針に沿いまして、私たちも感染防止に懸命の努力をしてまいります。

国道143号線の青木峠バイパスの進捗状況につきましては、昨年度、坑口４か所のボーリングによります地質調査を終えまして、今年度は、事業予算費１億8,000万円で、その解析と実施設計作業に着手するとのことであります。

また、青木側で地すべりが発生いたしまして、昨年来、通行止めとなっております主要地方道丸子信州新線につきましては、県の建設事務所による11本のボーリング調査が終了いたしました。現状は、土砂の移動はほとんど見られず、おおむね鎮静化しております。建設

事務所では、幾つかの工法を検討しているとのことでございます。

岡石工業団地の進捗状況につきましては、４月16日に株式会社竹内製作所様と立地協定を締結いたしました。地権者の皆さんに土地売買の合意をいただき、農業委員会の承認を得て、ただいま農業振興地域地域除外の手続中でございます。併せて、造成工事のための実施設計中です。

次に、青木村地域防災向上アクションプランの策定について申し上げます。

村では、昨年の19号台風による被害を受けまして、村の青木村地域防災力向上アクションプランを、関係者による委員会を設置し策定中でございます。これは避難所の課題や自助・共助・公助の役割分担を含め、現在ある村の防災計画を実行に移すための具体的な指針となるものでございます。

次に、気になる景気につきまして、５月28日付の内閣府の月例経済報告では、新型コロナウイルスの感染症の影響によりまして、急速な悪化が続いており、極めて厳しい状況にある。先行については、当面、極めて厳しい状況が続くと見込まれる。金融資本市場の変動等の影響を注視する必要があるとしております。

３月定例会閉会後、本日までの主な行事につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響で、予定されていたほとんどの行事は、規模を縮小しての開催や中止、延期となりました。

４月２日に保育園入園式、４月６日に青木小学校及び青木中学校の入学式が挙行されました。出席者はマスク着用、座席も間隔を空け、式の内容も大幅に縮小しての開催となりましたが、アットホームな雰囲気の中で、緊張感もあるよい式となりました。

４月18日、五島慶太翁の功績を振り返ると同時に、人材育成・交流の起点とすべく整備が進められてきました五島慶太未来創造館の開館式を、最小限の参加者ではありましたが、慶太翁の138回目の誕生日という記念すべき日に、無事、開催することができました。完成に当たりまして、東急グループをはじめ御支援、御協力をいただいた多くの皆さんに、深く感謝を申し上げますとともに、ここが、次代を担う子供たちが大きく羽ばたいていくきっかけの場となりますよう、今後もしっかりと顕彰活動に取り組んでまいります。

さて、本議会の議案についてでありますが、報告事項４件、議案11件、発議１件、請願１件であります。

報告事項のうち第１号は、先の議会終了後、緊急を要する案件につきまして、例年どおり専決処分をさせていただいたものでございます。

令和元年度一般会計補正予算（第６号）専決についてでございますが、歳入歳出それぞれ

8,941万9,000円を減額いたしまして、総額を29億6,231万4,000円としたものでございます。

歳出の減額した主なものについて申し上げます。

総務費財産管理費公有財産購入費1,000万円の減。

常設消防費上田地域広域消防本部負担金212万2,000円の減。

障害者福祉費扶助費障害者医療給付費等給付実績で440万円の減。

老人福祉費負担金長野県後期高齢者医療広域連合負担金866万4,000円の減。

社会福祉費プレミアム付消費券事業費補助金305万4,000円。

衛生費予防費需用費医療材料費510万円の減。

商工業振興費補助金535万9,000円は、新型コロナウイルス対策といたしまして、令和２年第１号補正専決により計上するための減額でございます。

農林水産業費林業振興費森林造成事業の実績から補助金252万2,000円の減をいたしました。

なお、基金の積立てといたしまして、情報サービス事業費情報通信施設等整備基金積立金といたしまして500万円を増額補正いたしまして、850万円の積立てを行いました。

令和元年度は、財政調整基金の取崩しもせず、健全財政を維持できたと思っております。

しかしながら、今年度は、昨年10月の東日本台風災害復旧工事に多額な財政負担を要しております。また、新型コロナウイルス感染症対策事業の実施などによりまして、大変厳しい財政運営をしていくことになります。

令和２年度一般会計補正予算（第１号）補正専決についてでございますが、歳入歳出それぞれ５億2,583万1,000円を追加いたしまして、総額を34億6,383万1,000円といたしました。

増額の主な理由といたしましては、特別定額給付金事業といたしまして、給付金に４億3,510万円、事務費に412万4,000円を計上いたしました。村民全員に１人当たり10万円を給付するものでございます。

また、子育て世帯への臨時特別給付金事業は、給付金529万円、事務費に137万1,000円を計上いたしました。ゼロ歳から高校１年生まで、１人当たり１万円を給付するものでございます。

あわせまして、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、議員の皆さんにも御提案をいただき、地方創生臨時交付金事業の中で、村民の皆さんの生命、安全・安心そして経済を維持するため、13の事業に緊急に取り組む予算を計上いたしました。

令和２年度一般会計補正予算（第２号）の補正について、その概要について申し上げます。

歳入歳出それぞれ4,862万7,000円を追加いたしまして、総額を35億1,245万8,000円とするものでございます。

歳入の主なものは、教育費国庫補助金情報通信環境施設・機器整備費補助金1,197万1,000円。

自治総合センター一般コミュニティ事業補助金250万円。

市町村振興協会地域防災組織育成事業補助金100万円。

財政調整基金繰入金の2,500万円。

学校教育施設等整備事業費400万円。

次に、歳出の主なものでございますけれども、総務管理費財産管理費修繕料は、大雪の倒木被害によりまして、リフレッシュパークあおきのみやぶちの屋根の修繕に330万円。

諸費の自治総合センター助成事業採択により要望のございました当郷、中村、殿戸、青木の４地区のコミュニティ活動の備品整備に275万円。

教育費は、ＧＩＧＡスクールの構築に小学校費学校管理費1,842万6,000円、中学校費学校管理費1,697万3,000円を計上したものでございます。

以上、提案いたしました議案のうち、主な内容を説明させていただきました。

詳細につきましては、教育長並びに担当課長から説明をいたしますので、御審議の上、議決をいただきますようお願い申し上げ、挨拶とさせていただきます。

○議長（宮下壽章君）　村長の挨拶が終了いたしました。

◎報告第１号の上程、説明

○議長（宮下壽章君）　日程第３、報告第１号　専決処分の承認を求めることについてを議題とし、提案者の説明を求めます。

なお、専決処分につきましては、13項目あります。それぞれ担当別に説明することになりますので御了承願います。

初めに、青木村税条例の一部を改正する条例について、多田税務会計課長、説明願います。

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（多田治由君）　青木村税条例の一部を改正する条例

令和２年３月31日、地方自治法第179条の規定により専決した。青木村長、北村政夫。

今回の改正につきましては、大変長文でありまして、多岐にわたるものでございますので、説明につきましては、16ページからに御用意してございます概要書に基づき、主な改正点について、その概要を説明申し上げますので、御了承いただきますようお願いいたします。

また、説明に入る前に、資料等の一部訂正をお願いしたいと思います。

税条例の改正条例中９ページの上から６行目になりますけれども、行頭に（例）とございますが、（例）については削除をお願いいたします。

それから、概要書の中になりますけれども、６ページ目の下段の四角の中、１ページ／第54条第５項とございますが、１ページの部分を２ページに御訂正をお願いします。

続いて、17ページになりますけれども、下段の四角の中に、２ページ／第94条第２ただし書とございますけれども、２ページの部分を３ページに訂正をお願いしたいと思います。

以上、深くおわび申し上げ、訂正させていただきたいと思います。

それでは、説明に入らせていただきますが、今回の改正につきましては、趣旨としまして、地方が持続可能な地方財源基盤を確立するため、地方税の充実確保を図るとともに、財源の偏在性が少なく税収が安定的な地方税体系の構築を進めるとされておりまして、所有者不明土地に係ります固定資産税の課税上の課題に対応するとともに、個人住民税における未婚のひとり親に対する税制上の措置や、寡婦控除などの見直し等を行うものでございます。

まず資産税関係でございますけれども、所有者不明土地に係る固定資産税の課税への対応としまして、登記簿上の所有者が死亡し相続登記がされるまでの間において、現に所有している者に対して氏名、住所等、必要な事項を申告させることができることとなります。

この内容については、令和２年４月１日以降適用となります。

また、調査を尽くしても所有者が１人も明らかとならない場合、事前に通知した上で、使用者を所有者とみなして固定資産税の課税台帳に登録し、課税することができることとなります。

対象は、令和３年以降の固定資産税に適用することとなります。

個人所得税関係でございますけれども、未婚のひとり親に対する課税上の措置、寡婦控除の見直しが行われ、令和３年度分の個人住民税から適用となります。具体的には、未婚のひとり親についての定義が新設され、寡婦控除を適用することとなりました。

２点目としまして、寡婦に寡夫と同じ所得制限が適用され、住民票の続柄に夫（未届）、妻（未届）の記載があるものについては対象外とすることとなりました。

３点目としまして、個人住民税の人的非課税措置の見直しとしまして、令和元年度の税制

改正により、令和３年１月１日施行で対象となる予定でございましたひとり親についての児童扶養手当の支給を受けて、ひとり親について、児童扶養手当の支給を受けていて前年の合計所得が135万円以下の単身児童扶養者に限定するとされていたものを、限定しないこととといたしました。

消費課税関係につきましては、たばこ税の見直しが行われます。

令和２年10月から、軽量な葉巻たばこ、１本当たり１グラム以下のものでございますが、課税表示について、紙巻たばこ１本分とすることとありますけれども、令和３年９月までは激変緩和措置が図られることとなっています。

そのほかとしましては、還付加算金の割合の見直しが行われます。これは、市中金利の実態を踏まえて、その割合を引き下げるものでございまして、それぞれの割合については資料の表のとおりでございますので、御確認いただければと思います。

以上、青木村税条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げました。

よろしく御審議いただき、御決定いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（宮下壽章君）　２項目め、青木村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、多田税務会計課長、説明願います。

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（多田治由君）　青木村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

令和２年３月31日、地方自治法第179条の規定により専決した。青木村長、北村政夫。

青木村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

青木村国民健康保険税条例（昭和34年青木村条例第１号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項ただし書中「61万円」を「63万円」に改め、同条第４項ただし書中「16万円」を「17万円」に改める。

第23条中「61万円」を「63万円」に、「16万円」を「17万円」に改め、同条第２号中「28万円」を「28万5,000円」に改め、同条３号中「51万円」を「52万円」に改める。

附則

（施行期日）

１、この条例は、令和２年４月１日から施行する。

（適用区分）

２、この条例による改正後の青木村国民健康保険税条例の規定は、令和２年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお

従前の例による。

下のところに概要が記入してございますけれども、今回の改正につきましては、課税限度額について基礎課税額、介護納付金課税額それぞれ１万円を引き上げ、低所得者の負担軽減措置に係る基準額を、５割軽減で5,000円、２割軽減で１万円引き上げることにより、軽減枠の拡大を図るものでございます。

以上、青木村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、御説明を申し上げました。

よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（宮下壽章君）　３項目め、青木村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について、多田税務会計課長、説明お願いします。

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（多田治由君）　青木村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

令和２年３月31日、地方自治法第179条の規定により専決した。青木村長、北村政夫。

青木村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

青木村固定資産評価審査委員会条例（昭和39年青木村条例第10号）の一部を次のように改正する。

第６条第２項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を、「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第３条第１項」を「第６条第１項」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

この改正につきましては、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正に合わせて改正するものでございまして、法律名等の変更を行うものでございます。

よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（宮下壽章君）　４項目め、青木村国民健康保険条例の一部を改正する条例について、小宮山住民福祉課長、説明願います。

○住民福祉課長（小宮山俊樹君）　それでは、御説明申し上げます。

青木村国民健康保険条例の一部を改正する条例

令和２年３月31日、地方自治法第179条の規定により専決した。青木村長、北村政夫。

改正文の読み上げは省略いたしまして、概要書のページをお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の支給について、３月24日付厚労省事務連絡に基づき、この感染症に感染または発熱等の症状があり感染が疑われる国民健康保険に加入する被用者に対し、傷病手当金を支給するための規定を整備するものでございます。時限的な規定となりますので、本則の改正ではなく、附則の中で定めさせていただきました。

労務に服することができなくなった日から起算して３日を経過した日から労務に服することができなかった期間の日数に、直近の継続した３か月の給与収入の合計額を、この間の就労日数で除した額の３分の２に相当する金額を支給するものでございます。

なお、附則において、規則で定める日とありますが、一応、今の時点では９月30日を考えております。このときまでに、傷病手当金がその使命を終えているような状況でございましたら、そのような形で、規則で定めたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、青木村国民健康保険条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げました。

よろしく御審議の上、お認めくださいますようお願いいたします。

○議長（宮下壽章君）　５項目め、青木村介護保険条例の一部を改正する条例について、小宮山住民福祉課長、説明願います。

○住民福祉課長（小宮山俊樹君）　それでは、御説明申し上げます。

青木村介護保険条例の一部を改正する条例

令和２年４月９日、地方自治法第179条の規定により専決した。青木村長、北村政夫。

改正文の読み上げは省略いたしまして、概要書のページをお願いいたします。

第２条の改正でございますが、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）による介護保険法（平成９年法律第123号）の改正により、消費税による公費を投入して、低所得者の保険料の軽減強化を行う仕組みを設け、平成27年より一部実施してきたところでございますが、令和元年10月の消費税10％への引上げに合わせて、さらなる強化を進めるものでございます。消費税引上げに伴い、保険料軽減の満年度化で完全実施となることから、低所得者の第１号保険料を、第１段階では0.225から0.15へ、第２段階では0.375から0.25へ、第３段階では0.675から0.65へそれぞれ軽減割合を変更し、これらの割合を掛けた後の金額で、条例において規定するものでございます。

次に、附則の追加改正でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減

少したことによる介護保険の第１号保険料の減免に関する財政支援について、４月９日付厚労省事務連絡に基づき介護保険料の減免について、新型コロナウイルス感染症の影響による場合の規定を整備するものでございます。

令和２年２月１日から令和３年３月31日までの限定的な規定でございますので、こちらも本則の改正ではなく、附則のところで定めさせていただきました。

概要を申し上げますと、第１号被保険者の世帯で主として生計を維持する者が、この感染症により死亡または重篤な傷病を負った場合は全額を免除とし、同生計維持者の事業、不動産、山林及び給与のいずれかの収入が30％以上減少したときで、減少した収入に係る所得以外の前年所得が400万円以下のときは、所定の計算で求めた金額を免除するものというものでございます。この計算方法につきましては、事務連絡に沿った内容で要綱を整理いたしました。ホームページ等で周知いたしますので、よろしくお願いいたします。

以上、青木村介護保険条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げました。

よろしく御審議の上、お認めいただきますようお願いいたします。

○議長（宮下壽章君）　６項目め、青木村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、小宮山住民福祉課長、説明願います。

○住民福祉課長（小宮山俊樹君）　それでは、御説明申し上げます。

青木村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

令和２年４月27日、地方自治法179条の規定により専決した。青木村長、北村政夫。

青木村後期高齢者医療に関する条例

青木村後期高齢者医療に関する条例（平成20年条例第８号）の一部を次のように改正する。

第２条中第９号を第10号とし、第８号を第９号とし、第７号の次に次の１号を加える。

（８）広域連合条例附則第５条の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付。

附則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第28号の規定は傷病手当金の支給が始まる日が令和２年１月１日から長野県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則（平成20年長野県後期高齢者医療広域連合規則第１号）で定める日までの間に属する場合に適用することとする。

新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に対する傷病手当金の支給について、３月24日付厚労省事務連絡に基づき、長野県後期高齢者医療広域連合は、傷病手当金の支給に

当たり所要の条例、規則を整理したところでございます。

これに伴い、当村において申請の受付に係る規定を設けたものでございます。

なお、後期高齢者医療における傷病手当金の値上げについては、国民健康保険のそれと同様でございます。

以上、青木村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、御説明を申し上げました。

よろしく御審議の上、お認めいただきますようお願いいたします。

○議長（宮下壽章君）　７項目め、令和元年度青木村一般会計補正予算（第６号）について、歳入については、片田総務企画課長より一括説明いただき、歳出については、各担当課長及び教育長よりお願いします。

片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君）　それでは、令和元年度青木村一般会計補正予算（第６号）について、御説明申し上げます。

令和元年度青木村一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,941万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億6,231万4,000円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費補正）

第２条　繰越明許費の追加は、「第２表　繰越明許費補正」による。

（地方債）

第３条　地方債の変更は、「第３表　地方債補正」による。

令和２年３月31日、地方自治法第179条の規定により専決した。青木村長、北村政夫。

３ページを御覧ください。

第２表、繰越明許費補正でございます。

款７土木費、項２道路橋梁費、事業名は道路維持費で、舗装修繕工事２か所600万円を新たに追加し、令和２年度に繰り越しして実施するものでございます。

続いて、款10災害復旧費、項１農林水産業施設災害復旧費、事業名が林道施設災害復旧費で、補正後の金額を2,396万3,000円とするものでございます。

同じくその下、農地農業用施設災害復旧費では、補正後の金額を1,321万円とするものでございます。

続いて、項２公共土木施設災害復旧費、事業名、道路橋梁災害復旧費では、補正後の金額を2,390万円とするものでございます。

続きまして、４ページでございます。

第３表、地方債補正について御説明申し上げます。

起債の目的、地域活性化事業債、水路工事に係るものでございますが、補正前の限度額710万円を補正後において20万円減額し、690万円とするものでございます。

起債の方法、利率、償還の方法については、補正前と変更はございません。

続きまして、９ページをお願いいたします。

歳入につきましては、一括して御説明を申し上げます。

款１村税、項１村民税、目１個人分ですが、514万5,000円を追加し、１億6,067万9,000円とするもので、節１減免課税分が見込みより増でございます。

款２地方譲与税、項１目１地方揮発油譲与税は、50万8,000円を減額し、754万7,000円とするもので、見込みより減となったものでございます。

項４目１森林環境譲与税は、1万4,000円を追加し、411万4,000円とするもので、こちらも見込みより増でございます。

款９項１目１地方交付税ですが、２億6,128万8,000円を追加し、15億2,075万6,000円とするもので、普通交付税、特別交付税がそれぞれ見込みより増となったものでございます。

款10項１目１交通安全対策特別交付金は、50万円の減で、元年度につきましては交付がなく皆減となったものでございます。

款11分担金及び負担金、項２負担金、目１総務費負担金は、50万円を追加し、159万円とするもので、節１高速情報通信サービス負担金で、通信サービス、放送サービスの加入負担金が、それぞれ見込みより増となったものでございます。

続きまして、款12使用料及び手数料、項１使用料、目１総務使用料は、251万円を追加し、3,964万3,000円とするもので、節１総務使用料、バスターミナル喫茶店使用料は、入居予定者が決定しましたものの、まだ準備期間中でオープンには至らず、24万円の減となってございます。

節２から節４、現年度分の通信サービス利用料、滞納繰越分の通信サービス利用料並びに光ケーブルの利用料が、それぞれ見込みより増でございます。

目３土木使用料は、204万8,000円を減額し、3,446万3,000円とするもので、節１住宅使用料の教員住宅使用料は、26万3,000円の減、村営住宅使用料は、178万5,000円の減、いずいれも入居者の入退去等によるものでございます。

項２手数料、目１総務手数料は、６万4,000円を追加し、252万5,000円とするもので、情報センターに係る広告・宣伝手数料、督促手数料が見込みより増でございます。

款13国庫支出金、項２国庫補助金、次のページへまいりまして、目１総務費国庫補助金は、519万7,000円を減額し、9,106万2,000円とするもので、節１総務管理費補助金の減は、018、027、029ともに事業費の減に伴う減額となってございます。

目２民生費国庫補助金は、290万2,000円を減額し、1,003万円とするもので、節１社会福祉費補助金329万4,000円の減は、014から032まで、それぞれ事業費の確定による増減でございます。

節２児童福祉費補助金39万2,000円は、コロナ対策に伴う児童センターの運営補助金の増でございます。

目３衛生費国庫補助金は、11万円を減額し、106万4,000円とするもので、節１保健衛生費補助金の合併処理浄化槽設置補助金が見込みより減となりました。

目４土木費国庫補助金は、18万3,000円を減額し、８万2,000円とするもので、節２住宅費補助金は、耐震改修等事業補助金が見込みより減でございます。

目５教育費補助金は、39万9,000円を減額し、161万4,000円とするもので、節１教育費補助金の子ども・子育て支援臨時交付金は、地方特例交付金の中に計上されておりますので、こちらのほうは削除となります。

続きまして、款14県支出金、項１県負担金、目１民生費県負担金は、152万円を減額し、5,715万8,000円とするもので、節１社会福祉費負担金は、介護給付・訓練等給付費負担金が見込みより減となったものでございます。

項２補助金、目１民生費県補助金は、103万1,000円を減額し、1,187万3,000円とするもので、節１社会福祉費補助金は、001から039まで、それぞれ見込みより増減となったものでございます。

目２衛生費県補助金は、11万円を減額し、４万円とするもので、節１保健衛生費補助金は、合併処理浄化槽設置補助金が見込みより減でございます。

目４土木費補助金は、21万6,000円を減額し、１万6,000円とするもので、耐震改修等事業補助金が見込みより減でございます。

目６商工費県補助金は、76万円を減額し、216万6,000円とするもので、節１商工費補助金75万円の減は、ＵＩＪターン就業・創業移住支援事業補助金の実績がなく皆減。

節２観光費補助金は、元気づくり支援金が実績により減となったものでございます。

目11総務費県補助金は、320万円を減額し、35万円とするもので、タチアカネの東京ドームでのＰＲを元気づくり支援金で行う予定でございましたが、地方創生の推進交付金を活用することができましたので、こちらは減となったものでございます。

続きまして、項３委託金、目１総務費委託金は、24万1,000円を減額し、1,238万円とするもので、節４統計調査費委託金が見込みより減でございます。

目３農林水産業費委託金は、３万4,000円を追加し、29万7,000円とするもので、地すべり防止施設管理業務委託金が見込みより増となりました。

続きまして、款16項１寄附金、次のページにまいりまして、目１一般寄附金は、145万5,000円を減額し、１億81万6,000円とするもので、クラウドファンディングによる寄附金が見込みより減、五島慶太翁顕彰事業寄附金が見込みより増となったものでございます。

款17繰入金、項１目１基金繰入金は、３億3,725万円を減額し、2,466万4,000円とするもので、診療所の基金以外の財政調整基金、土地開発基金、公共施設整備基金については、取り崩して実施する予算組みをしておりましたけれども、取崩しは行わず、必要な予算は一般財源等により充当いたしました。

乳用育成牛導入事業基金、繁殖和牛育成事業基金、五島慶太翁顕彰事業基金は、それぞれ見込みより減でございます。

続きまして、款19諸収入、項４目１雑入は、114万4,000円を減額し、2,411万5,000円とするもので、節１市町村振興協会交付金は見込みより減、節３雑入もそれぞれ見込みより減でございます。

款20項１村債につきましては、地方債補正で御説明申し上げましたとおりでございますので、省略をさせていただきます。

15、16ページをお願いいたします。

３、歳出については、各担当より御説明を申し上げます。

初めに、総務企画課関係ですが、款２総務費、項１総務管理費、目１一般管理費ですが、38万2,000円を追加し、１億9,422万9,000円とするもので、節19負担金補助及び交付金、職員派遣負担金は、県からの自治法派遣に伴う負担金が見込みより増となったものでございます。

続いて、目２文書広報費ですが、24万円を追加し、1,664万4,000円とするもので、節12役務費の１通信運搬費、電話料等が見込みより増となったものでございます。

目５財産管理費は、1,351万5,000円を減額し、5,883万2,000円とするもので、節11需用費200万円の減は、光熱水費並びに修繕料が見込みより減となりました。

節13委託料395万9,000円の減は、マイナンバーに係るシステム改修費を見込んでおりましたが、こちらの費用を負担金として支払うこととなりましたので、減額して、節19の負担金及び交付金に振り替えさせていただいてございます。

節15工事請負費25万3,000円の増は、リフレッシュパークあおきの導水路改修工事が見込みより増となったものでございます。

節17公有財産購入費1,000万円の減は、本予算での用地の取得がございませんでしたので、減額をするものでございます。

節19負担金補助及び交付金219万1,000円は、先ほど申し上げた委託料からの振替でございます。

続いて、目６企画費ですが、400万円を減額し、1,931万1,000円とするもので、節８報償費200万円の減は、地域おこし協力隊２名の採用を予定しておりましたが、１名の採用にとどまったため減額となったものでございます。

節11需用費40万円も、地域おこし協力隊に係る減。

節13委託料80万円についても、見込みより減。

節14使用料及び賃借料も、地域おこし協力隊に係るもので、２名分の住宅使用料等を見込んでおりましたが、１名となり減額をお願いするものでございます。

目８情報通信サービス事業費は、370万円を追加し、3,859万8,000円とするもので、節11需用費から節15工事請負費までは、それぞれ見込みより減。

節25積立金500万円は、歳入の余剰分として、今回500万円を追加し、補正前の予算350万円と合わせて、850万円を積み立てるものでございます。

次のページへまいりまして、目９地方創生プロジェクト事業費につきましては、465万3,000円を減額し、２億1,008万8,000円とするもので、主には、地方創生推進交付金のタチアカネ推進プロジェクトと五島慶太未来創造館建設事業に係る事業費の確定による補正内容となっております。

節８報償費28万円の減は、第２次の総合戦略の策定委員の報酬等を見込んでおりましたが、長期振興計画の期間と合わせるために、期間延長で足りるということになりましたので、

支出がなく減額となりました。

節９旅費、節11需用費につきましては、ともに見込みより減。

節12役務費４万1,000円の増は、タチアカネの商標登録に係る費用をお願いするものでございます。

節13委託料430万円の減は、総合戦略の策定経費を見込んでおりましたが、先ほど申し上げたとおり、期間延長で足りることとなりましたので、減となったものでございます。

節15工事請負費51万7,000円の増は、五島慶太未来創造館に係る周辺整備工事が見込みより増となったものでございます。

節18備品購入費から節27公課費については、それぞれ見込みより減でございます。

続きまして、項２村営バス運行管理費、目１運行管理費ですが、32万8,000円を追加し、2,408万6,000円とするもので、節13委託料は、評価検証業務委託料が見込みより増でございます。

続きまして、27ページ、28ページをお願いいたします。

下段のほうになりますが、款８項１消防費、目１常備消防費は、212万2,000円を減額し、8,601万8,000円とするもので、広域消防負担金が見込みより減となりました。

目２非常備消防費は、42万2,000円を追加し、2,227万5,000円とするもので、消防団員の出動手当が見込みより増となったものでございます。

以上、令和元年度青木村一般会計補正予算（第６号）について、歳入全般と歳出は総務企画課関係について、御説明申し上げました。

御審議いただき、御承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（宮下壽章君）　多田税務会計課長。

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（多田治由君）　それでは、税務会計課関係について、御説明を申し上げます。

17、18ページをお願いいたします。

款２総務費、項３徴税費で、16万8,000円を追加し、5,774万9,000円とするもので、目１税務総務費、節23償還金利子及び割引料の住民税還付金他でございまして、修正申告等によります還付金が見込みより増となったものでございます。

以上、税務会計課関係の歳出について、御説明を申し上げました。

よろしくお願いいたします。

○議長（宮下壽章君）　小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長（小宮山俊樹君）　それでは、住民福祉課関係について、御説明申し上げます。

19ページをお願いいたします。

款３民生費、項１社会福祉費、目１社会福祉総務費208万円を減額して、7,478万8,000円とするもので、節19負担金補助及び交付金、社会福祉協議会負担金が見込みより減。

節28繰出金、国保会計への操出が見込みより増でございます。

目２障害者福祉費1,327万2,000円を減額し、１億2,848万6,000円とするものでございます。

節12役務費では、社会福祉費事務取扱手数料、節19負担金補助及び交付金では、負担金が、相談支援事業負担金、補助金が、精神障害者地域活動支援センター事業補助金、節20扶助費では、障害者医療給付、障害者日常生活用具給付事業、障害者タイムケア事業、介護給付・訓練等給付費、いずれも見込みより減でございます。

目３社会福祉費1,360万1,000円を減額し、２億2,933万7,000円とするものでございます。

節13委託料では、老人センター管理委託料、見込みより減。

節19負担金補助及び交付金では、負担金が、長野県後期高齢者医療広域連合負担金が見込みより減。補助金では、高齢者クラブ補助金が見込みより増。

節20扶助費では、生活管理指導短期宿泊事業が見込みより減。

次のページをお願いいたします。

節28繰出金では、介護保険特別会計繰出金が、見込みより減でございます。

目２地域包括支援センター費26万6,000円を増額し、2,233万9,000円とするもので、節13委託料、介護予防ケアマネジメント委託料は見込みより増でございます。

目15プレミアム付商品券事業費312万9,000円を減額し、353万4,000円とするもので、50万円を翌年度に繰越明許しております。

款４衛生費、項１保健衛生費、目１保健衛生総務費275万5,000円を減額し、7,886万4,000円とするものでございます。

節７賃金は、実績に伴うもの、節８報償費は、新型コロナウイルスの影響で未実施の講演会等、いずれも見込みより減でございます。

節13委託料は、妊産婦・乳児健診、乳房マンモグラフィー検診、それぞれ見込みより減でございます。

目２予防費823万円を減額し、1,270万3,000円とするもので、節11需用費は、ワクチン代等が見込みより減、節13委託料は、風しん予防健康診断委託料が、見込みより減でござい

ます。

目３環境衛生費34万5,000円を減額し、890万9,000円とするもので、節13委託料、不法投棄ごみ等処理業務委託料、見込みより減でございます。

財源内訳の、合併浄化槽設置補助金は、実績がなかったことによるものでございます。

23ページをお願いいたします。

項２清掃費、目１塵芥処理費385万2,000円を減額し、3,597万5,000円とするもので、節11需用費では、ごみ袋代金等、節12役務費では、燃やせるごみ、燃やせないごみ収集運搬費、節13委託料では、燃やせないごみ処理業務委託料、節18備品購入費では、ゴミステーション代金、節19負担金補助及び交付金では、焼却灰処理リサイクル事業負担金、いずれも見込みより減でございます。

目２し尿処理費51万6,000円を減額し、762万4,000円とするもので、節19負担金補助及び交付金、長和町の汚泥再生処理センターに係る運営経費、見込みより減でございます。

以上、住民福祉課関係の、令和元年度の専決補正予算を御説明申し上げました。

御審議いただき、お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（宮下壽章君）　花見建設農林課長。

○参事兼建設農林課長（花見陽一君）　それでは、建設農林課関係について御説明申し上げます。

23ページをお願いします。

款５農林水産業費、項１農業費、目４畜産業費125万円を減額し、13万3,000円とするものでございます。

当初見込んでおりました、繁殖和牛及び乳用育成牛につきまして、購入がないために減額とするものです。

目５農地費３万2,000円を追加し、1,048万3,000円とするものでございます。

節７賃金につきまして、県からの委託によります深山地区地すべり巡視員賃金が見込みより増となります。

項２林業費、目１林業総務費１万4,000円につきまして、森林環境譲与税積立金の増によるものです。令和元年度積立分は、411万4,000円となります。

目２林業振興費561万4,000円を減額し、8,102万8,000円とするものです。

節16原材料費、林道補修材料費148万2,000円を減額とするものです。材料支給事業による路面舗装、砕石等、見込みより減となるものです。

節18備品購入費13万6,000円につきましては、チェーンソー２台分を計上しております。

節19負担金補助及び交付金では、森林造成事業補助金252万2,000円の減。間伐対策事業等の減によるものです。

26ページをお願いします。

樹種転換事業補助金174万6,000円の減。材積量等が見込みより減とするものです。

27ページをお願いします。

項２道路橋梁費、目１道路維持費393万2,000円を減額し、4,801万2,000円とするものでございます。

節７賃金25万7,000円につきましては、除雪に伴う雇人料でございます。

節11需用費、修繕料107万円の減。

節15工事請負費、道路補修工事100万円の減は、見込みより減とさせていただくものでございます。

節16原材料費211万9,000円の減につきましては、地区材料支給事業量の減に伴うものでございます。

目３橋梁維持費につきましては、基金の取崩しをせず、財源振替に伴うものでございます。

以上、建設農林関係の御説明をいたしました。

御審議いただき、御決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（宮下壽章君）　中沢商工観光移住課長。

○商工観光移住課長兼商工観光移住係長（中沢道彦君）　続きまして、25ページ、26ページを御覧願います。

款６項１目２商工業振興費でございます。535万9,000円の減で、計3,377万6,000円でございます。

内訳につきましては、補助金におきまして、商工貯蓄共済融資保証料補助金81万円の減。

県制度資金融資保証料補助金が27万円の減。

受注拡大事業補助金が25万円の減。

地域消費券事業補助金が352万9,000円の減。

地域経済対策融資利子補給補助金が50万円の減でございます。

いずれも実績及び商工貯蓄共済融資保証料補助金、地域消費券事業補助金につきましては、こちら実績及び補正、緊急、今度の交付金に、振替に伴うものでございます。

続きまして、目３観光費をお願いいたします。補正188万5,000円の減で、計1,941万円で

ございます。

続きまして、節７賃金につきましては、臨時雇人料が、実績に伴いまして35万円の減。

節８報償費につきましては、観光サポーターズ倶楽部が、実績に伴いまして49万5,000円の減。

それから、節９旅費、宣伝旅費が実績に伴いまして39万円の減。

節12役務費が、広告料につきまして、65万円の減。これは宣伝広告の実績に伴う減でございます。

続きまして、目４昆虫資料館費でございます。35万4,000円の減で、762万6,000円でございます。こちらにつきましては、修繕料の減が35万4,000円でございます。

続きまして、目５移住定住促進費でございます。補正額280万円の減でございます。

内訳につきましてでございますけれども、役務費が、お試し住宅火災保険料が、実績に伴いまして12万円の減。

節19負担金補助及び交付金につきまして、定住促進応援補助金が143万円の減。これは実績に伴います。

また、ＵＩＪターン就業・創業移住支援事業補助金が125万円の減でございます。これも実績に伴う減でございます。

続きまして、道の駅関連施設運営費でございます。こちらにつきましては、補正につきまして、公共施設整備基金を当初使うつもりでございましたけれども、財源調整の結果、一般財源に振り替えるというものでございます。

続きまして、27ページ、28ページを御覧ください。

項３住宅費、目１住宅管理費でございます。89万2,000円を増額し、500万9,000円となります。こちらにつきましては、節11需用費につきましては、修繕料が89万2,000円の増額となりました。

また、住宅建設費でございますけれども、節19負担金補助及び交付金につきまして、71万4,000円の減でございます。これは、住宅リフォーム補助金の実績に伴うものでございます。

商工観光移住課につきましては、以上でございます。

よろしく御審議、お願いいたします。

○議長（宮下壽章君）　沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君）　教育委員会関係についてお願いします。

29ページをお開きください。

款９教育費、項４社会教育費、目３文化財保護費ですが、153万円を減額して266万2,000円といたしました。これは、当郷岡石地区の埋蔵文化財試掘調査委託費が見込みより減になったためであります。

目９民俗資料館費ですが、14万5,000円を追加して、43万7,000円といたしました。民俗資料館に掲示してあったパネルが古くなってきたため、写真加工を新たに行い、19枚のパネルを新しくいたしました。

教育費は、以上でございます。

よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（宮下壽章君）　８項目め、令和元年度青木村国民健康保険特別会計補正予算（第２号）について、小宮山住民福祉課長、説明願います。

○住民福祉課長（小宮山俊樹君）　それでは、お願いいたします。

令和元年度青木村国民健康保険特別会計補正予算（第２号）

令和元年度青木村国民健康保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ４万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ５億5,199万4,000円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和２年３月31日、地方自治法第179条の規定により専決した。青木村長、北村政夫。

７ページをお願いいたします。

２　歳入

款５県支出金、項１県負担金及び補助金、目１保険給付費交付金40万3,000円を追加し、３億8,818万2,000円とするもので、節１保険給付費普通交付金が減となり、節２保険給付費特別交付金、特別調整交付金が同額の増。特定健診等負担金も見込みより増でございます。

款６繰入金、項１他会計繰入金、目１一般会計繰入金153万3,000円を追加し、3,438万6,000円とするものでございます。

節１保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）、見込みより増。

節２保険基盤安定繰入金（保険者支援分）、見込みより減。

節４出産育児一時金等繰入金、節５財政安定化支援事業繰入金、ともに見込みより増でご

ざいます。

款７項１目１繰越金349万3,000円を減額し、1,150万7,000円とするもので、前年度繰越金実績によるものでございます。

款８諸収入、項１雑入は、160万3,000円を追加し、679万7,000円とするもので、目１一般被保険者第三者納付金、目３一般被保険者返納金、いずれも見込みより増でございます。

９ページをお願いいたします。

３　歳出

款１総務費、項１総務管理費142万8,000円を減額し、259万8,000円とするもので、目１一般管理費、節11需用費、印刷製本費、節13委託料、電算委託料、いずれも見込みより減でございます。

項２徴税費43万8,000円を減額し、165万7,000円とするもので、目１賦課徴収費、節13委託料、こちらも電算委託料が見込みより減でございます。

項３目１運営協議会費６万9,000円を減額し、２万9,000円とするもので、国保運営協議会に係るものでございます。

款２項１療養給付費538万円を追加し、３億3,778万6,000円とするもので、目１一般被保険者療養給付費は、診療報酬給付費が見込みより増でございます。

項２高額療養費538万円を減額し、5,077万2,000円とするもので、目１一般被保険者高額療養費、前項の診療報酬給付費と相殺となっております。

項４出産育児諸費126万1,000円を追加し、210万2,000円とするもので、目１出産育児一時金、見込みより増でございます。

項３葬祭諸費６万円を減額し、14万円とするもので、目１葬祭費は、見込みより減でございます。

項２世帯主入院療養費は、目１一般被保険者世帯主入院療養費、目２退職被保険者等世帯主入院療養費とも実績がなく、皆減とするものでございます。

次のページをお願いいたします。

項７結核精神諸費8,000円を増額し、100万8,000円とするもので、目１結核精神給付金、見込みより増でございます。

款３国民健康保険事業費納付金、項１医療給付費分111万9,000円を追加し、9,905万3,000円とするもので、目１一般分は見込みより増、目２退職分は見込みより減でございます。

項２後期高齢者支援金分29万4,000円を減額し、1,988万8,000円とするもので、目１一般分、目２退職分ともに見込みより減でございます。

項３目１介護納付金分38万6,000円を追加し、1,069万円とするもので、見込みより増でございます。

款４保健事業費、項１目１特定健康診査等事業費82万1,000円を減額し、401万8,000円とするもので、13委託料、健診委託料、見込みより減でございます。

13ページをお願いいたします。

款４諸支出金、項１償還金及び還付金加算金、目１一般被保険者保険料還付金13万2,000円を追加し、43万2,000円とするもので、被保険者の資格喪失等に伴う保険料還付金でございます。

以上、よろしく御審議いただき、お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（宮下壽章君）　９項目め、令和元年度青木村簡易水道特別会計補正予算（第４号）について、花見建設農林課長、説明願います。

○参事兼建設農林課長（花見陽一君）　令和元年度青木村簡易水道特別会計補正予算（第４号）

令和元年度青木村簡易水道特別会計補正予算（第４号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１億7,625万6,000円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和２年３月31日、地方自治法第179条の規定により専決した。青木村長、北村政夫。

７ページをお願いします。

３　歳出

款１運営管理費、項２施設管理費、目１維持管理費12万3,000円を減額し、8,452万3,000円とするものでございます。

節11需用費、光熱水費が見込みより減となるものでございます。

款２項１公債費、目２利子12万3,000円を追加し、1,810万6,000円とするものでございます。

節23償還金利子及び割引料につきまして、償還金が見込みより増とするものでございます。

以上、御審議いただき、お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（宮下壽章君）　10項目め、令和元年度青木村別荘事業特別会計補正予算（第４号）について、片田総務企画課長、説明願います。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君）　令和元年度青木村別荘事業特別会計補正予算（第４号）

令和元年度青木村別荘事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,085万3,000円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費補正）

第２条繰越明許費の追加は、「第２表　繰越明許費補正」による。

令和２年３月31日、地方自治法第179条の規定により専決した。青木村長、北村政夫。

３ページをお願いいたします。

第２表、繰越明許費補正でございます。

款１事業費、項１別荘事業費、事業名が（村単）災害復旧工事でございまして、補正前の金額260万円を、補正後204万2,000円に減額するものでございます。

続いて、７ページ、８ページをお願いいたします。

今回の補正については、歳出に係るもののみでございますので、３、歳出について、御説明申し上げます。

款１事業費、項１目１別荘事業費ですが、10万1,000円を追加し、2,045万4,000円とするもので、節７賃金から節18備品購入費まで、それぞれ実績により整理をいたしまして、その減額分を見込みより増となりました修繕料及び工事請負費、節27公課費へ充当し、なお不足分10万1,000円を、款２の予備費から充当するものでございます。

修繕料及び工事請負費の増は、昨年の台風災害によるものでございまして、公課費の増につきましては、これまで当年度分の消費税を翌年度の予算で支払っておりましたが、３月末の納期限を過ぎてしまうといった問題が発生しておりましたことから、このサイクルを改善するために元年度に限り補正をさせていただき、以後、納期限内に納付ができることとするための補正をお願いするものでございます。

以上、令和元年度青木村別荘事業特別会計補正予算（第４号）について、御説明を申し上げました。

御審議いただき、御承認いただきますようお願いいたします。

○議長（宮下壽章君）　11項目め、令和元年度青木村介護保険特別会計補正予算（第３号）について、小宮山住民福祉課長、説明願います。

○住民福祉課長（小宮山俊樹君）　それでは、お願いいたします。

令和元年度青木村介護保険特別会計補正予算（第３号）

令和元年度青木村介護保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ266万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ５億6,867万6,000円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和２年３月31日、地方自治法第179条の規定により専決した。青木村長、北村政夫。

７ページをお願いいたします。

２　歳入

款１保険料、項１介護保険料、目１第１号被保険者保険料616万8,000円を減額し、１億1,150万2,000円とするもので、節１現年度分特別徴収保険料、節２現年度分普通徴収保険料、いずれも見込みより減でございます。

款３国庫支出金、項１国庫負担金128万6,000円を減額し、8,879万7,000円とするもので、項１介護給付費負担金、節１現年度分が見込みより減でございます。

項２国庫補助金424万5,000円を追加し、4,417万8,000円とするもので、目１調整交付金と、目２地域支援事業交付金の介護予防・日常生活支援総合事業分は、見込みより増。

目３の介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援分は、見込みより減。

目４保険者機能強化推進交付金は、見込みより増でございます。

款４項１支払基金交付金、目１介護給付費交付金335万円を追加し、１億4,475万9,000円とするもので、節１現年度分、節２過年度分とも見込みより増でございます。

款３県支出金、項１県負担金、目１介護給付費負担金に122万2,000円を追加し、8,135万4,000円とするもので、見込みより増でございます。

項３県補助金、目１地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援分）は、12万2,000円の減の37万9,000円でございます。

款６繰入金、項１一般会計繰入金は、347万4,000円を減額し、8,773万5,000円とするも

ので、目１介護給付費繰入金、目３地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援分）、９ページになりますが、目４その他一般会計繰入金、いずれも見込みより減でございます。

目５低所得者保険料軽減繰入金は、見込みより増となっております。

款７項１目１繰越金489万6,000円を追加し、489万7,000円とするもので、前年度繰越金でございます。

11ページをお願いいたします。

３　歳出

款２保険給付費、項１介護サービス等諸費336万8,000円を増額し、４億8,298万円とするもので、目１居宅介護サービス給付費、見込みより増。

目５介護施設サービス給付費、見込みより減。

目９居宅介護サービス計画給付費、見込みより増でございます。

13ページをお願いいたします。

項２介護予防サービス等諸費257万1,000円を減額し、912万9,000円とするもので、目１介護予防サービス給付費、見込みより減でございます。

項５特定入所者介護サービス等費160万1,000円を減額し、2,400万9,000円とするもので、目１特定入所者介護サービス費、見込みより減でございます。

項６高額医療合算介護サービス等費３万8,000円の増の142万3,000円で、目１高額医療合算介護サービス費、見込みより増でございます。

15ページをお願いいたします。

款５地域支援事業、項１介護予防・生活支援サービス事業費95万4,000円を追加し、1,303万1,000円とするもので、目１の第１号訪問・通所・生活支援事業、目２介護予防ケアマネジメント事業費、目３その他諸費、いずれも見込みより増でございます。

項２一般介護予防事業費は、財源振替でございます。

項３包括的支援事業・任意事業費、目３包括的継続的ケアマネジメント支援事業費、17ページになります、目４任意事業費、こちらも財源振替でございます。

款６諸支出金、項１償還金及び還付加算金、目２償還金247万5,000円を追加し、247万6,000円とするもので、節23償還金利子及び割引料は、介護給付費負担金等の平成30年度精算分でございます。

以上、よろしく御審議いただき、お認めいただきますようお願いいたします。

○議長（宮下壽章君）　12項目め、令和元年度青木村後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について、小宮山住民福祉課長、説明願います。

○住民福祉課長（小宮山俊樹君）　それでは、御説明申し上げます。

令和元年度青木村後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）

令和元年度青木村後期高齢者医療特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ131万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,276万6,000円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和２年３月31日、地方自治法第179条の規定により専決した。青木村長、北村政夫。

７ページをお願いいたします。

２　歳入

款１項１後期高齢者医療保険料136万1,000円を追加し、4,752万3,000円とするもので、目１特別徴収保険料、目２普通徴収保険料ともに見込みより増でございます。

款３繰入金、項１一般会計繰入金、目１保険基盤安定繰入金23万3,000円を減額し、1,504万8,000円とするもので、見込みより減でございます。

款５項１目１繰越金19万1,000円を追加し、19万2,000円とするもので、前年度繰越金でございます。

９ページをお願いいたします。

３　歳出

款１項１目１後期高齢者医療広域連合納付金128万円を増額して、6,272万4,000円とするものでございます。保険料と繰入金を合算し広域連合に納付するもので、見込みより増でございます。

款２諸支出金、項１償還金及び還付加算金、目１保険料還付金３万9,000円を追加し、４万円とするもので、保険料の還付金でございます。

以上、よろしく御審議いただき、お認めいただきますようお願いいたします。

○議長（宮下壽章君）　13項目め、令和２年度青木村一般会計補正予算（第１号）について、歳入については、片田総務企画課長より一括説明いただき、歳出については、各担当課長よりお願いします。

片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君）　それでは、令和２年度青木村一般会計補正予算（第１号）について、御説明申し上げます。

令和２年度青木村一般会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ５億2,583万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億6,383万1,000円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和２年５月１日、地方自治法第179条の規定により専決した。青木村長、北村政夫。

本補正予算は、新型コロナウイルス感染症対策として専決させていただいたものでございます。

事業の一覧表を参考にお付けしてございますので、御覧いただきながらお聞きいただければと存じます。

７、８ページを御覧ください。

２、歳入につきましては、一括して御説明申し上げます。

款14国庫支出金、項２国庫補助金、目１総務費国庫補助金は、5,561万7,000円を追加し、6,776万1,000円とするもので、節１総務管理費補助金は、新型コロナウイルス感染症対策の地方創生臨時交付金でございます。

目２民生費国庫補助金は、４億4,588万3,000円を追加し、４億4,761万6,000円とするもので、節１社会福祉費補助金４億3,922万3,000円は、定額給付金に係る事業費と事務費でございます。

節２児童福祉費補助金666万円は、子育て世帯への臨時特例給付金に係る事業費と事務費でございます。

款15県支出金、項２県補助金、民生費県補助金は、22万円を追加し、1,315万5,000円とするもので、節１社会福祉費補助金の放課後等デイサービス支援事業補助金は、学校の休業に伴い、障害のあるお子さんが通常以上に施設等を利用されることによる負担増に対し、支援をする補助金でございます。

続きまして、款18繰入金、項１目１基金繰入金は、2,400万円を追加し、４億4,075万1,000円とするもので、今補正の一般財源分を財政調整基金により賄う予算組みとしてござ

います。

続きまして、款19項１目１繰越金ですが、11万1,000円を追加し、１億3,011万1,000円とするもので、前年度繰越金が見込みより増でございます。

続きまして、９ページ、10ページをお願いいたします。

初めに、総務企画課関係でございますが、款２総務費、項１総務管理費、目10地方創生臨時交付金事業費は、新たに8,672万9,000円を追加するもので、節７報償費78万4,000円は、事業一覧表の取組⑥の宿泊者等拡大事業に係る地域消費券使用分を計上いたしました。

節10需用費482万9,000円は消耗品費で、取組番号①の、公共的空間安全・安心確保事業で購入するアクリルパーテーションですとか、マスク、消毒液ほかの消耗品や、取組⑦の、休校に伴う学習等支援事業の小学校の補助教材代等を見込んでございます。

節11役務費23万4,000円は、取組⑥の、宿泊者等拡大事業、取組⑩の、就学継続支援金事業等に係る郵送料を計上してございます。

節12委託料24万7,000円は、取組⑦の、休校に伴う学習等支援事業の中の、連絡網の再構築に関わる委託料を見込んでおります。

節13使用料及び賃借料159万5,000円は、取組⑦の、休校に伴う学習等支援事業の中の、中学校のオンラインソフトの使用料を見込んでおります。

節17備品購入費1,658万9,000円は、取組①の、公共的空間安全・安心確保事業で購入するサーマルカメラですとか、低気圧テント、スリッパ等の除菌機等の購入ですとか、取組⑦の休校に伴う学習等支援事業の小学校のオンラインソフト、小・中学校のタブレットのセキュリティー持ち出しソフト、取組⑪の、避難施設環境向上事業に係る段ボールベッドやワンタッチテント、収納倉庫等の購入を見込んでございます。

節18負担金補助及び交付金6,245万1,000円は、負担金で、取組②の、県との連携特別支援事業分10万円掛ける16事業所分の県への負担金ですね。それと、取組⑦の休校に伴う学習等支援事業の中学校修学旅行のキャンセル料等を計上いたしました。

補助金では、取組①の、公共的空間安全・安心確保事業で、村内の公的施設への対策の補助金ですとか、取組④の、プレミアム消費券発行事業、取組⑤の、移住定住促進事業５世帯分、取組⑦の、リンゴの木オーナー助成事業等を予定しております。

支援金では、取組③の、村単企業等特別支援事業、取組⑦の、休校に伴う学習等支援事業の食育・健康維持支援金、お子様１人２万円や、分散登校日の給食費の支援金、取組⑨の、販売農家継続応援金事業、取組⑩の、就学継続支援金事業としてひとり親や、あるいは離村

学生への支援金を見込みました。

13ページ以降に、給与費明細表をお付けしてございますけれども、特別定額給付金事業と子育て世帯臨時特例給付金事業において、パートタイムの職員の報酬や超過勤務手当を計上したことによる部分のみの変更でございますので、説明は省略をさせていただきます。

以上、令和２年度一般会計補正予算（第１号）について、歳入全体と、歳出の総務企画課関係について、御説明申し上げました。

御審議いただき、お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（宮下壽章君）　小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長（小宮山俊樹君）　それでは、住民福祉課関係について、御説明申し上げます。

９ページをお願いいたします。

款３民生費、項１社会福祉費、目２障害者福祉費22万円を追加し、１億2,689万6,000円とするものでございます。

節18負担金補助及び交付金、放課後等デイサービス支援事業補助金、それから、節19扶助費、介護給付・訓練等給付費で21万円、全額を県支出金で賄うものでございます。特別支援学校等の一斉臨時休校に伴い、放課後デイサービスと追加的に生じた利用者の負担分を補填するものでございます。

目16特別定額給付事業費は、新たに設けた科目でございまして、４億3,922万4,000円を計上いたしました。こちらも全額、国支出金により賄われるものでございます。

節１報酬から節13使用料及び賃借料までと、次のページの、節22償還金利子及び割引料は、特別定額給付金の給付に係る事務費でございます。

このうち、節12委託料は、電算システムの委託料でございます。

節18負担金補助及び交付金、特別定額給付金は４億3,510万円を見込みました。基準日の４月27日時点の地域人口4,351人に、１人当たり10万円を掛けたものでございます。

項２児童福祉費、目６子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費も、新たに設けた科目で、666万1,000円を計上いたしました。こちらも全額、国支出金により賄われるものでございます。

節13職員手当等から節12委託料までと、節22償還金利子及び割引料は、本事業に係る事務費で、このうち節12委託料の主なものでは電算委託料でございます。

節18負担金補助及び交付金、子育て世帯への臨時特別給付金は、529万円を見込みました。３月31日時点でゼロ歳から中学３年生とされておりますので、現時点では、高校１年生ま

でが対象となります。その総数529人に、１人当たり１万円を掛けて算出した額でございます。

以上、住民福祉課関係の令和２年度の専決補正予算を御説明申し上げました。

御審議いただき、お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（宮下壽章君）　中沢商工観光移住課長。

○商工観光移住課長兼商工観光移住係長（中沢道彦君）　それでは、商工観光移住課、説明させていただきます。

11ページ、12ページを御覧ください。

今回に関しましては、こちらの款６商工費につきましては、全て財源の振替、また増になります。

款６商工費、項１商工費、目２商工業振興費でございますけれども、238万3,000円の減で、計3,216万7,000円でございます。

節18負担金補助及び交付金でございますけれども、補助金につきまして、先ほど元年度の補正におきまして落としました、商工貯蓄共済融資保証料補助金及び緊急経済対策融資利子補給補助金につきましては、こちらの平成２年の補正のほうに振り替えました。

また、令和２年当初予算におきまして計上いたしました地域消費券事業補助金につきまして、478万3,000円につきましては、新型コロナ対策事業という形で、プレミアム消費券発行事業ということで、地方創生交付金を使った事業のほうに振り替えましたので、478万3,000円の減となります。

また、目６道の駅関連施設運営費でございますけれども、462万円の補正減で、計1,607万6,000円となります。これは、備品購入費462万円の減でございますけれども、令和２年当初予算におきまして、レジスターを計上していたのですけれども、これ一旦落としまして、釣銭機等を導入する、非常にあの、コロナウイルス対策ということに、人と接する機会をできるだけ抑えるようなレジスターの購入という形で振り替える予定でございます。

以上でございます。

○議長（宮下壽章君）　以上で、報告第１号　専決処分の承認を求めることについてを終了いたします。

ここで暫時休憩といたします。

再開は、11時からといたします。

休憩　午前１０時４６分

再開　午前１１時００分

○議長（宮下壽章君）　休憩前に引き続き会議を再開します。

◎報告第２号の上程、説明

○議長（宮下壽章君）　日程第４、報告第２号　令和元年度青木村土地開発公社事業報告についてを議題といたします。花見建設農林課長、説明願います。

○参事兼建設農林課長（花見陽一君）　それでは、よろしくお願いします。

報告第２号　令和元年度青木村土地開発公社事業報告について

地方自治法第243条の３第２項により、令和元年度青木村土地開発公社事業報告について次のとおり報告する。

令和２年６月10日提出、青木村長、北村政夫。

おめくりいただきまして、１ページをお願いします。

事業報告書

（１）土地造成事業。岡石工業用地造成事業572万円。

工業用地の検討業務として、開発行為に係る業務、地質調査等を実施したものです。

（２）理事会等に関する事項。

７点ございました。

（３）法人登記事項。

理事の再任と変更がございました。

次のページをお願いします。

収入支出決算報告書でございますが、後の説明と重複しますので、省略をさせていただきます。

３ページをお願いします。

キャッシュ・フロー計算書

主なものにつきまして、説明をさせていただきます。

2019年４月１日から2020年３月31日まで。

科目でございます。

１、事業活動によるキャッシュ・フロー、（１）その他事業収入1,060万3,009円につきまして、工場用地の貸地料1,052万9,509円が主なものでございます。（２）土地造成事業支出572万円のマイナスにつきましては、岡石工業用地に関する費用でございます。（３）その他事業支出1,186万5,001円のマイナスにつきましては、工場用地の借地料1,035万9,231円が主なものでございます。

最下段にあります現金及び現金同等物の期末残高につきましては、7,092万7,146円となります。

次のページをお願いします。

損益計算書につきまして、科目でございます。

１、事業収益、（１）あっせん等事業収益1,066万9,926円につきましては、工場用地貸地料が主なものでございます。

２、事業原価、（１）あっせん等事業原価につきましては、1,035万9,231円が工場用地借地料でございます。

３、販売費及び一般管理費、（２）その他経費でございます。150万5,770円でございますが、主なものといたしまして、未納者対応の弁護士費用として101万8,765円を計上してございます。

最下段の当期純利益（損失）に関しましては、113万3,765円マイナスとなります。

次のページをお願いします。

貸借対照表

2020年３月31日現在でございます。

１、流動資産について、（１）現金及び預金につきましては、７ページの附属資料を御確認いただきたいと思います。金額は、9,321万8,017円でございます。（２）完成土地等974万6,920円につきましては、白山霊園墓地の区画３区画、村松地籍１筆分となります。（３）開発中土地572万円につきましては、岡石工業用地分となります。

２、固定資産、Ⅰ有形固定資産、（１）建物239万7,122円につきましては、未納者対応による案件でございまして、調停によりまして、土地の賃料相当損害金として、代物弁済により建物の所有権を取得したものでございます。住宅木造瓦ぶき二階建て１棟等でございます。長期にわたりました未納分については、解消させていただきました。

資産の部合計では、１億3,265万8,123円となります。

隣の科目でございます。

３、固定負債、（１）預り保証金4,086万6,935円につきましては、７件分でございます。

10ページを、御確認をお願いしたいと思います。

最下段、負債、資本の部合計、１億3,265万8,123円に、資産、負債、資本の部合計、差引ゼロでございます。

６ページからは、財産目録附属明細表をお付けしておりますので、御確認いただければと存じます。

以上、令和元年度青木村土地開発公社の事業報告を申し上げました。

よろしく御審議の上、お認めくださいますようお願いいたします。

◎報告第３号の上程、説明

○議長（宮下壽章君）　日程第５、報告第３号　令和元年度繰越明許費繰越計算書の報告について（青木村一般会計）を議題とし、提案者の説明を求めます。

片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君）　それでは、報告第３号について、御説明を申し上げます。

令和元年度繰越明許費繰越計算書の報告について（青木村一般会計）

地方自治法施行令第146条第２項の規定により、令和元年度青木村一般会計繰越明許費の繰越計算書を次のとおり報告する。

令和２年６月10日提出、青木村長、北村政夫。

裏面を御覧ください。

令和元年度の青木村一般会計の繰越明許費繰越計算書となります。

款３民生費、項１社会福祉費、事業名がプレミアム付商品券事業補助金で、３月31日時点の未精算分50万円を、翌年度に繰り越すものでございます。財源内訳は、全て国庫支出金で、一般会計の支出はございません。

続いて、款７土木費、項２道路橋梁費、事業名が（村単）琴山川河川整備工事で、2,970万円を全額翌年度に繰り越して実施するもので、財源は地方債が2,650万円、一般財源が

320万円となります。

続いて、同じく事業名が中村湯本地区内道路新設工事で、用地測量に係る費用169万4,000円を翌年度に繰り越すもので、財源は全て一般財源でございます。

続いて、同じく事業名が道路維持費で、舗装修繕工事２か所分600万円を翌年度に繰り越して実施するもので、財源は全て一般財源でございます。

続いて、款10災害復旧費、項１農林水産業施設災害復旧費、事業名が林業施設災害復旧工事で、2,396万3,000円を全額翌年度に繰り越すもので、財源内訳は、国庫支出金が1,057万円、地方債が40万円、一般財源が781万3,000円でございます。

続いて、同じく事業名が、農地農業用施設災害復旧費で、金額1,321万円を全額翌年度に繰り越して実施するもので、財源内訳は、国庫支出金が1,016万円、地方債が10万円、その他10万円、一般財源が285万円でございます。

続いて、項２公共土木施設災害復旧費、事業名が道路橋梁災害復旧費で、金額2,390万円を全額翌年度に繰り越すもので、国庫支出金が1,330万円、地方債が570万円、一般財源が490万円となっております。

以上、報告第３号について、御説明申し上げ報告といたします。

◎報告第４号の上程、説明

○議長（宮下壽章君）　日程第６、報告第４号　令和元年度繰越明許費繰越計算書の報告について（青木村別荘事業特別会計）を議題とし、提案者の説明を求めます。

片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君）　それでは、報告第４号について御説明申し上げます。

令和元年度繰越明許費計算書の報告について（青木村別荘事業特別会計）

地方自治法施行令第146条第２項の規定により、令和元年度青木村別荘事業特別会計繰越明許費の繰越計算書を次のとおり報告する。

令和２年６月10日提出、青木村長、北村政夫。

裏面をお願いいたします。

款１事業費、項１別荘事業費、事業名が（村単）災害復旧工事で、204万2,000円を全額

翌年度に繰り越して実施するもので、基金からの繰入金100万円、一般財源が104万2,000円となっております。

以上、報告第４号について、御説明申し上げ報告といたします。

◎議案第１号の上程、説明

○議長（宮下壽章君）　日程第７、議案第１号　青木村放置自動車等の発生の防止及び適正な処理に関する条例についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君）　それでは、議案第１号　青木村放置自動車等の発生の防止及び適正な処理に関する条例（案）

令和２年６月10日提出、青木村長、北村政夫。

最終４ページに、概要説明がございますので、御覧いただければと存じます。

公共の場所等に長期間にわたり放置されている自動車等について、本条例を定めるところにより所有者に対し、警告書の貼付や撤去勧告の手続を行い、従わない場合には撤去命令ができることとし、なお命令に従わない場合には行政代執行法に基づき、当該所有者等が行うべき行為を代わって行い、要した費用を当該所有者等に請求できることとしています。

また、所有者とか確認できなかった場合で、①ナンバープレート等が滅失あるいは判読が困難な程度に損傷しているとき、②機能の全部又は一部を喪失し、自動車等として本来の用に供することが困難であると認められるとき、③投棄の意思が明らかであると認められるときのいずれかに該当するときは、当該放置自動車等を一般廃棄物として認定できることとし、２週間の告示期間満了後に撤去又は処分ができるものとしています。

この場合においても、後に所有者等が判明したときには、その者に対し撤去又は処分に要した費用を請求できることとしています。

なお、施行期日は公布の日からとし、具体的な手続については規則で定めております。

以上、議案第１号について、御説明いたしました。

御審議の上、御決定くださいますようよろしくお願いいたします。

◎議案第２号の上程、説明

○議長（宮下壽章君）　日程第８、議案第２号　青木村税条例の一部を改正する条例についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

多田税務会計課長。

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（多田治由君）　議案第２号　青木村税条例の一部を改正する条例（案）

令和２年６月10日提出、青木村長、北村政夫。

説明につきましては、改正文の読み上げについては省略し、３ページにお付けしてございます説明資料によりまして、説明をさせていただきますので御承知ください。

今回の改正でございますが、地方税法等の一部を改正する法律が４月30日に施行され、新型コロナウイルス感染緊急経済対策における税制上の措置として、一定の要件に該当する中小事業者に対する固定資産税の軽減、軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長等が講じられたことを踏まえ、所要の整備を行うものでございます。

概要でございますが、固定資産税についてでございますが、１点としまして、中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税の軽減措置として、売上高の減少の率に応じて課税標準額を減額するものでございます。

２点目としまして、生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充についてということで、平成30年度に創設されました償却資産に係る特例措置について、先端設備に該当する事業用家屋及び構築物についても対象として、課税標準を最初の３年間ゼロとする措置が講じられるものでございます。

軽自動車税につきましては、令和元年10月１日から令和２年９月30日までに取得した軽自動車の、環境性能割を１％分減額するという特例措置を６か月延長するものでございます。

その他としましては、住宅ローン控除の適用要件の弾力化や、イベントを中止した主催者に対する払戻請求権を放棄した者への寄付金控除の摘要に対する対応等、行うこととなっています。

以上、青木村税条例の一部を改正する条例について、御説明を申し上げました。

よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

◎議案第３号の上程、説明

○議長（宮下壽章君）　日程第９、議案第３号　青木村手数料徴収条例の一部を改正する条例を議題とし、提案者の説明を求めます。

小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長（小宮山俊樹君）　それでは、御説明申し上げます。

議案第３号　青木村手数料徴収条例の一部を改正する条例（案）

令和２年６月10日提出、青木村長、北村政夫。

青木村手数料徴収条例の一部を改正する条例

青木村手数料徴収条例（平成12年青木村条例第８号）の一部を次のように改正する。

別表（第２条関係）身分等関係証明手数料中第９号を削り、第10号を第９号に改める。

附則

この条例は公布の日から施行する。

情報通信技術の活用による行政手続き等に係る関係者の利便性の補償並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続きにおける情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号。以下「デジタル手続法」）。これにより通知カードは廃止されることとなっておりました。

デジタル手続法附則第１条第６号に掲げる規定等の施行期日が、デジタル手続法の一部の施行期日を定める政令（令和２年政令第16号）により、令和２年９月25日とされたことから、通知カードは同日より廃止されることになりました。

制度廃止により、今後、通知カードの新たな発行若しくは再発行が行われることはなくなったことから、青木村手数料徴収条例から同カードに係る規定を削除するものでございます。

以上、青木村手数料徴収条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げました。

よろしく御審議の上、お認めくださいますようお願いいたします。

◎議案第４号の上程、説明

○議長（宮下壽章君）　日程第10、議案第４号　青木村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君）　議案第４号　青木村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（案）

令和２年６月10日提出、青木村長、北村政夫。

おめくりいただき、２ページ目に経緯と概要をお付けしてございますので、そちらを御覧いただければと存じます。

まず初めに、条例改正の経緯でございますが、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令は、非常勤消防団員等の損害補償の額や内容等を定めており、具体的な内容については、一般職の職員の給与に関する法律に規定される俸給月額や一般職の地方公務員の補償制度等を参考に定められております。

令和元年11月に給与法の一部が改正され、俸給月額が改定されたことから損害補償の額の算定の基礎となる補償基礎額について、改正を行うものでございます。

また、民法の一部を改正する法律により法定利率が改定されることに伴い、障害補償年金前払一時金等が支給された場合における障害補償年金等の支給停止期間等の算定に用いる利率についても、併せて改正を行うものでございます。

条例改正の概要ですけれども、（１）としまして、非常勤消防団員等の補償基礎額について、非常勤消防団員及び非常勤水防団員に係る補償基礎額を次のとおり改定するということで、改定後の金額が、下の表となっております。

（２）ですが、消防作業従事者の補償基礎額についてということで、消防作業従事者等に係る補償基礎額の最低額を8,900円に改定、これまでの8,800円から8,900円に改定するものでございます。

（３）法定利率についてですが、障害補償年金前払一時金等が支給された場合における障害補償年金等の支給停止期間等の算定に用いる利率を、100分の５から事故発生日における法定利率に改めるものでございます。

次ページ以降には、新旧対照表をお付けしてございますので、御参考に御覧いただければと存じます。

以上、議案第４号について、御説明申し上げました。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

◎議案第５号の上程、説明

○議長（宮下壽章君）　日程第11、議案第５号　長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び規約の変更に関する協議についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君）　それでは、議案第５号　長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の減少及び規約の変更について。

地方自治法第252条の７第２項の規定により、令和２年６月30日をもって東筑摩郡筑北保健衛生施設組合が脱退することを認め、長野県町村公平委員会共同設置規約の一部を別紙のとおり変更するため、同条第３項の規定により議会の議決を求める。

令和２年６月10日提出、青木村長、北村政夫。

次のページに、一部を改正する規約の案が載ってございます。

長野県町村公平委員会共同設置規約（平成17年４月１日制定）の一部を次のように改正するということで、別表中、「、東筑摩郡筑北保健衛生施設組合」を削る。

附則

この規約は令和２年７月１日から施行するということで、次のページに別紙が付いております。

同じ内容になりますけれども、理由が付いております。

地方自治法第252条の７第２項の規定により協議するものであるということで、１、脱退、東筑摩郡筑北保健衛生施設組合（令和２年６月30日解散）。

２、上記１に伴う団体数の減ということで、55団体から54団体に１団体減ということで、規約の変更施行日が、令和２年７月１日となっております。

筑北村と麻績村で共同設置をしていた筑北クリーンセンターの老朽化に伴いまして、当組合を解散し、麻績村については自前で処理、筑北村については、穂高広域施設組合に加入ということでございます。そのことによって、当衛生組合が解散ということでございます。

以上、議案第５号について、御説明いたしました。

御審議の上、御決定くださいますようよろしくお願いいたします。

◎議案第６号の上程、説明

○議長（宮下壽章君）　日程第12、議案第６号　青木村農業委員会委員の選任についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

北村村長。

○村長（北村政夫君）　議案第６号でございますが、青木村農業委員会委員の選任についてでございます。

これは人事案件でございますので、最終日に改めて提案をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（宮下壽章君）　ここで、この次の議題になっております補正予算の表につきまして訂正箇所が発生いたしましたので、ちょっと時間早いわけでございますが、ここで暫時休憩といたします。

再開は１時といたします。

休憩　午前１１時２７分

再開　午後　１時００分

○議長（宮下壽章君）　休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎議案第７号の上程、説明

○議長（宮下壽章君）　日程第13、議案第７号　令和２年度青木村一般会計補正予算についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

北村村長。

○村長（北村政夫君）　一言おわびを申し上げたいと思っております。

議案第７号　令和２年度青木村一般会計補正予算（第２号）につきまして、専決をさせていただきました第１号　令和２年度青木村一般会計補正予算（第１号）と商工費の一部に、両方に計上してしまったものがございました。ただいま第２号の差し替えをお願いしたいと

思っております。今後は、議案の作成には十分注意してまいりたいと思います。

申し訳ございませんでした。

○議長（宮下壽章君）　歳入については、片田総務企画課長より一括説明いただき、歳出については、各担当課長及び教育長よりお願いいたします。

片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君）　それでは、議案第７号について、御説明申し上げます。

令和２年度青木村一般会計補正予算（第２号）

令和２年度青木村一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,862万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億1,245万8,000円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（地方債）

第２条　地方債の変更は、「第２表　地方債補正」による。

令和２年６月10日提出、青木村長、北村政夫。

３ページをお願いいたします。

第２表、地方債補正でございます。

起債の目的、学校教育施設等整備事業債、限度額に新たに400万円を追加するもので、小・中学校ＧＩＧＡスクール校内通信ネットワーク整備事業の補助裏の財源として借入れを行うものでございます。起債の方法、利率、償還の方法については、変更はございません。

７ページ、８ページをお願いいたします。

２、歳入については、一括して御説明申し上げます。

款14国庫支出金、項２国庫補助金、目５教育費国庫補助金は、1,197万1,000円を追加し、1,403万9,000円とするもので、情報通信環境施設機器整備費補助金ということで、小・中学校ＧＩＧＡスクール校内通信ネットワーク整備事業に係る補助金でございます。

続きまして、款18繰入金、項１目１基金繰入金は、2,500万円を追加し、４億6,575万1,000円とするもので、財政調整基金からの繰入れを予定しております。

続きまして、款19項１目１繰越金ですが、515万5,000円を追加し、１億3,526万6,000円

とするもので、節１前年度繰越金が見込みより増でございます。

款20諸収入、項４雑入、目１雑入ですが、250万1,000円を追加して2,658万7,000円とするもので、節３雑入の自治総合センター助成金250万円は、当郷区ほか４区で申請をしておりました備品等の購入に係る宝くじの助成金が採択となったものでございます。

市町村振興協会地域活動助成事業助成金は、やはり、宝くじの助成金となりますが、消防団の装備品等の購入で、自治総合センター助成金を要望しておりましたけれども、自治総合センターから市町村振興協会に助成元が変更になりましたので、100万円を非常備消防費に充当するものでございます。

節４村有建物災害共済金については、倒木被害を受けたリフレッシュパークの食堂施設の共済金を申請中でございますが、額が確定してまいりませんので、頭出しとさせていただきました。

款21項１村債、目５学校教育施設等整備事業債は、400万円を新たに追加するもので、先ほど御説明申し上げた、小・中学校のネットワーク整備に伴う借入れ増でございます。

続いて、次の９ページ、10ページをお願いいたします。

３、歳出につきましては、担当課ごとに御説明を申し上げます。

初めに、総務企画課関係ですが、款２総務費、項１総務管理費、目５財産管理費は、330万円を追加し、２億9,017万5,000円とするもので、節10需用費の修繕料は、倒木により被害を受けたリフレッシュパークあおきの修繕に係る費用を計上いたしました。

目７諸費は、275万円を追加し、1,141万4,000円とするもので、節17備品購入費275万円は、自治総合センター事業として申請がありました当郷、中村、殿戸、青木区の備品等を購入するものでございます。

続きまして、項２村営バス運行管理費、目１運行管理費は97万2,000円を追加し、2,328万7,000円とするもので、マイクロバス１台に排気ガス漏れ等の不具合が発生しましたことから、修理をここでお願いするものでございます。

款８項１消防費ですが、次のページへまいりまして、目２非常備消防費は、先ほど申し上げました財源振替、自治総合センター助成金から市町村振興協会の助成金に財源振替をお願いするものでございます。

以上、議案第７号について、歳入全体と歳出の総務企画課関係について、御説明申し上げました。

御審議いただき、御決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（宮下壽章君）　小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長（小宮山俊樹君）　それでは、住民福祉課関係について、御説明申し上げます。

９ページをお願いいたします。

その中ほどでございますが、項４目１戸籍住民基本台帳費32万4,000円を追加し、3,270万5,000円とするものでございます。

節10需用費、消耗品費は、印鑑登録証及びそのカバーの補充をお願いするものでございます。

節12委託料、住基システム電算保守委託料は、住基ネットサーバーのウイルス対策ソフトの入替えでございます。

節22償還金利子及び割引料、国庫返納金は、令和元年度の中長期在留者居住地届出委託金に係るものでございます。

款４衛生費、項１保健衛生費、目３環境衛生費27万5,000円を追加して、1,072万9,000円とするもので、節12委託料、条例更新等業務委託料は、青木村環境保全に関する条例及びその施行規則の見直しに係るものでございます。

以上、住民福祉課関係の令和２年度の一般会計補正予算を御説明申し上げました。

御審議いただき、御決定くださいますようお願いいたします。

○議長（宮下壽章君）　花見建設農林課長。

○参事兼建設農林課長（花見陽一君）　それでは、建設農林課関係について、御説明申し上げます。

９ページをお願いします。

款５農林水産業費、項１農業費、目３農業振興費400万円を追加し、4,869万3,000円とするものでございます。

節18負担金補助及び交付金、獣害予防施設設置事業補助金100万円を計上しております。現在、獣害予防施設補助として、上限10万円の助成をしておりますが、大規模な遊休農地等の圃場に対しては、経済的軽減が対応できていない状況でございます。今回整備をするものでございますが、個人に対しては20万円、団体等に関しましては100万円を限度とするもので、対象は延長300メートル以上、田畑連関で５筆以上とし、獣害予防施設の資材費を対象とします。

046水田営農推進機械施設等導入事業補助金300万円につきましては、農家が、米専用色彩選別機、農業機械運搬積載車の購入となる補助金を計上しております。

目５農地費１万2,000円につきましては、節11役務費、通信運搬費を計上しております。この通信費につきましては、長野県が農業水利施設の安全で効率的な管理に向けてクラウド型のため池監視システムの導入を進めており、今回、当郷地区の中原池に設置し、監視カメラ、水位の情報を取得する仕組みとなります。それに伴います通信費につきましては、村負担で行うものです。

目８国土調査費159万5,000円を追加し、2,026万1,000円とするものです。

節12委託料、一筆地測量委託料でございますが、遊休農地の活用を踏まえ、境界の座標値を測量するもので、沓掛・宮沢地籍、下奈良本・原地籍2.6ヘクタール分を見込んでおります。

以上、建設農林関係の御説明をいたしました。

御審議いただき、御決定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（宮下壽章君）　沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君）　教育委員会関係について、お願いします。

11ページをお開きください。

款９教育費、項２小学校費、目１学校管理費ですが、1,842万6,000円を増額して8,263万6,000円といたしました。

節12委託料の増は、昨年キュービクルを替えたことによる受電容量の増と、値上げによる電気保安管理委託料の増によるものであります。

節14工事請負費の増は、国の進めるＧＩＧＡスクール構想に基づくもので、普通教室12部屋と特別支援学級の教室４部屋、それに理科室、音楽室にネットワーク整備工事を行うものです。

節17備品購入費の増は、同じくＧＩＧＡスクール構想に基づき、４年生以上全員に、１人１台のタブレットを100台分整備するものであります。当初予算ではなく、補正予算に計上した理由ですけれども、国のＧＩＧＡスクール構想が制度としてしっかり決まってきたのが４月に入ってからのことであったため、今回の計上となりました。新型コロナウイルス対応にもつながることから、できるだけ早く進めてまいりたいと考えております。

次に、項３中学校費、目１学校管理費ですが、1,697万3,000円を増額して7,667万2,000円といたしました。

節12の委託料の増は、小学校と同じで、電気保安管理委託料の増によるものであります。

節14工事請負費ですが、ＧＩＧＡスクール構想に基づいて、普通教室の６部屋と全ての

特別教室にネットワーク整備を行うものであります。さらに、この工事請負費の中には、北校舎の雨漏り修繕工事として182万円が含まれております。

節17備品購入費の増は、小学校と同じく、ＧＩＧＡスクール構想に基づき、中学生全員に１人１台のタブレットを142台分整備するものであります。

教育費は以上です。

よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願い申し上げます。

◎議案第８号の上程、説明

○議長（宮下壽章君）　日程第14、議案第８号　令和２年度青木村国民健康保険特別会計補正予算についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長（小宮山俊樹君）　それでは、お願いいたします。

議案第８号　令和２年度青木村国民健康保険特別会計補正予算（第１号）

令和２年度青木村国民健康保険特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ５億4,664万6,000円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和２年６月10日提出、青木村長、北村政夫。

７ページをお願いいたします。

２　歳入

款５県支出金、項１県負担金及び補助金、目１保険給付費交付金繰入金1,000円を追加し、４億21万6,000円といたしました。

この後、歳出で御説明申し上げますが、傷病手当金は特別調整交付金で全額手当されるものでございます。

９ページをお願いいたします。

３　歳出

款２保険給付費、項９傷病諸費、目１傷病手当金は、新たに科目を起こしたもので、傷病手当の給付に当たり、支払科目を用意したものでございます。

現時点で、どの程度の申請があるか見通せないことから、頭出しの1,000円だけとさせていただきました。

以上、令和２年度青木村国民健康保険特別会計補正予算（第１号）について、御説明申し上げました。

慎重審議の上、御決定くださいますようお願いいたします。

◎議案第９号の上程、説明

○議長（宮下壽章君）　日程第15、議案第９号　令和２年度青木村別荘事業特別会計補正予算についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君）　議案第９号について、御説明申し上げます。

令和２年度青木村別荘事業特別会計補正予算（第１号）

令和２年度青木村別荘事業特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ149万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,520万円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和２年６月10日提出、青木村長、北村政夫。

７ページ、８ページをお願いいたします。

歳入について、御説明申し上げます。

款２項１目１繰越金ですが、49万9,000円を減額し、1,000円とするもので、前年度繰越金が見込みより減となったものでございます。

款５繰入金、項１目１基金繰入金は、100万円を減額し、別荘事業基金からの繰入れをゼロとするものでございます。

続いて、９ページ、10ページをお願いいたします。

３、歳出でございます。

款１事業費、項１目１別荘事業費は、149万9,000円を減額し、1,470万円とするもので、節14工事請負費の減は、台風災害関係の残工事に係る工事費を見込んでおりましたけれども、全て元年度の予算の中で実施するようにしましたことから、２年度については、減額をお願いするものでございます。

以上、議案第９号について、御説明申し上げました。

御審議いただき、御決定いただきますようお願いいたします。

◎議案第１０号の上程、説明

○議長（宮下壽章君）　日程第16、議案第10号　令和２年度青木村簡易水道事業会計補正予算についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

花見建設農林課長。

○参事兼建設農林課長（花見陽一君）　議案第10号　令和２年度青木村簡易水道事業会計補正予算（第１号）

第１条　令和２年度青木村簡易水道事業会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

第２条　令和２年度青木村簡易水道事業会計予算（以下、「予算」という。）第３条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出

第１款第１項営業費用127万6,000円を追加し、１億8,109万7,000円といたします。

第３条　予算第４条本文括弧書中「損益勘定留保資金4,220万円」を「損益勘定留保資金4,320万円」に改め、資本的収支の予定額を次のとおり補正する。

収入

第１款第２項企業債120万円を追加し、120万円といたします。

第３項負担金及び分担金150万円を追加し、150万円といたします。

支出

第１款第１項建設改良費370万円を追加し、2,151万円といたします。

第４条　起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおり定める。

次のページをお願いします。

起債の目的、公営企業会計適用債、限度額120万円。

起債の方法、証書借入または証券発行。

利率、年３％以内。

以下、省略させていただきます。

償還の方法、政府資金については、その融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、財政の都合により繰上償還または償還年限の短縮もしくは借り換えができるものとする。

なお、収益的支出に充てられた企業債の金額は120万円である。

令和２年６月10日提出、青木村長、北村政夫。

次のページをお願いします。

令和２年度青木村簡易水道事業会計補正予算実施計画につきまして、３ページの内訳書にて、説明をさせていただきます。

３ページをお願いいたします。

令和２年度青木村簡易水道事業会計補正予算内訳書

収益的支出

款１水道事業費用、項１営業費用、目４総係費127万6,000円を追加し、1,544万9,000円とするもので、節12委託料、公営企業会計支援委託料を計上してございます。

今年度より、企業会計に移行いたしましたが、会計処理システムの運用に際し専門的知識が必要とされるため、適正な運用を進めるために、初年度に限り依頼をするものでございます。

資本的収入

款１資本的収入、項２企業債、目１建設改良企業債120万円となります。

公営企業適用債でございますが、先ほどの支援事業につきまして適用となるものでございます。

項３負担金及び分担金、目１負担金等150万円を計上するものでございます。

節１工事負担金、歩道拡張工事に伴う水道工事負担金150万円となります。国道143号の当郷地籍におけます歩道設置工事による水道管の移設に伴う工事による県の負担分となります。

資本的支出

款１資本的支出、項１建設改良費、目１配水施設費370万円を追加し、1,151万円とするものでございます。

節１工事請負費370万円でございます。これにつきまして、先ほど申しました国道143号当郷地籍における歩道設置工事に伴います水道管約120メートルの移設に伴う工事となってございます。

以上、御審議いただき、お認めいただきますようお願いいたします。

◎議案第１１号の上程、説明

○議長（宮下壽章君）　日程第17、議案第11号　令和２年度青木村特定環境保全公共下水道事業会計補正予算についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

花見建設農林課長。

○参事兼建設農林課長（花見陽一君）　議案第11号　令和２年度青木村特定環境保全公共下水道事業会計補正予算（第１号）

第１条　令和２年度青木村特定環境保全公共下水道事業会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

第２条　令和２年度青木村特定環境保全公共下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第３条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出

第１款第１項営業費用を、127万6,000円を追加し、２億945万7,000円とするものでございます。

第３条　予算第４条本文括弧書中「損益勘定留保資金1,155万2,000円」を「損益勘定留保資金1,045万1,000円」に改め、資本的収支の予定額を次のとおり補正する。

収入

第１款第１項下水道費分担金40万円を追加し、470万円。

第３項企業債120万円を追加し、120万円といたします。

支出

第１款第１項建設改良費49万9,000円を追加し、50万1,000円といたします。

第４条　起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおり定める。

次のページをお願いします。

起債の目的、公営企業会計適用債。

限度額120万円。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、水道事業と同等でございます。

なお、収益的支出に充てられた企業債の金額は120万円である。

令和２年６月10日提出、青木村長、北村政夫。

次のページにおきます補正予算実施計画につきましても、３ページの内訳書にて説明をさせていただきます。

３ページをお願いします。

令和２年度青木村特定環境保全公共下水道事業会計補正予算内訳書

収益的支出

款１下水道事業費用、項１営業費用、目３総係費127万6,000円を追加し、1,743万8,000円とするものでございます。

節11委託料、公営企業会計支援委託料でございます。水道事業と同じく計上しております会計処理システムの運用に際し、適正な運用を図るために、初年度に限り依頼をするものでございます。

資本的収入

款１資本的収入、項１下水道費分担金、目２その他負担金等40万円を追加するものでございます。

節１その他負担金等で、歩道拡張工事に伴う下水道工事負担金でございます。

項３企業債、目１建設改良企業債120万円でございます。公営企業適用債支援事業に伴う地方債となります。

資本的支出

款１資本的支出、項１建設改良費、目１管路建設改良費49万9,000円を追加し、50万1,000円とするものでございます。

節２工事請負費49万9,000円につきましては、水道事業と同じく、国道143号当郷地籍におきます下水道管20メートルの移設工事費を計上してございます。

以上、御審議いただき、お認めいただきますようお願いいたします。

◎発議第１号の上程、説明

○議長（宮下壽章君）　日程第18、発議第１号　地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

松澤議員。

○３番（松澤正登君）　それでは、御説明申し上げます。

発議第１号

令和２年６月10日、青木村議会議長、宮下壽章殿。

提出者、青木村議会議員、松澤正登。

賛成者、青木村議会議員、沓掛計三。

地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見（案）

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第１項及び第２項の規定により提出します。

裏面を御覧いただきたいと思います。

朗読をさせていただきます。

地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書

地方分権時代を迎えた今日、地方公共団体の自由度が拡大し、自主性及び自立性の高まりが求められている中、住民の代表機関である地方議会の果たすべき役割と責任が各段に重くなっている。

また、地方議会議員の活動も幅広い分野に及ぶとともに、より積極的な活動が求められている。

しかしながら、昨年実施された統一地方選挙において、町村では議員への立候補者が減少し、無投票当選が増加するなど、住民の関心の低下や地方議会議員のなり手不足が大きな問題となっている。

こうした中、地方議会議員の年金制度を時代にふさわしいものにすることが、議員を志す新たな人材の確保につながっていくものと考える。

よって、国民の幅広い政治参加や地方議会における人材確保の観点から、地方議会議員の厚生年金制度加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議決後の提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣でございます。

若干補足で説明を申し上げたいと思います。

皆さん御存じかと思いますけれども、平成23年６月に地方議員のみを対象とした地方議会議員年金制度が廃止されました。この制度廃止の背景には、いわゆる平成の大合併が、大規模かつ急速に進んだことによる議員数の急減に加え、行政改革に伴う議員数や議員報酬の削減が行われることにより、同年金の財政が立ち行かなくなったことが原因とされています。議員特権との批判を受け、廃止となったものでありません。

この制度廃止法案の委員会採決に際して、衆参両議院の総務委員会においては、全会一致により地方議会議員年金制度廃止後おおむね１年をめどとして、地方議会における人材確保の観点を踏まえた新たな年金制度について、検討を行う旨の附帯決議が可決されたところですけれども、現在のところ、国においては、格別、本格的な検討はなされていないようであります。

今回、提案する内容は、地方議会議員のみを対象とした旧地方議会議員年金制度の復活や地方議会議員のみの特別な制度を設けることを求めるものでもなく、一般の会社員、公務員と同様に、既存の厚生年金へ地方議会議員が加入できるよう訴えるものであります。

この考えは、地方分権改革により、地方議会を担う役割の重要性が拡大し、議員活動も会期中にとどまらず、日々住民からの要望や課題調査を積極的に行うなど活発化しており、かつてのような名誉職から職業への実態が変化していること、一般の会社員や若い人が議員になりたいと思う場合、または議員の経験を生かしてほかの職へ転身する場合でも、切れ目なく厚生年金に加入することができ、老後の生活や家族の心配を軽減し、議員に立候補する環境の改善に寄与するとともに、議会における多様な人材の確保にもつながることが期待されることに基づきます。

一方で、厚生年金に地方議会議員が加入した場合、都道府県、市町村全体で、約200億円の新たな公費負担が生じるとの指摘がありますが、これは会社法人等と全く同様の制度による事業主負担であり、また首長、自治体職員と同様に地方公務員共済組合を経由して厚生年金に加入するため、議員個人の掛金と同額を各自治体で負担するものであって、地方財政措置がなされるものと考えております。

このようなことから、全国町村議会議長会においては、昨年11月に厚生年金への加入を求める全国大会を開催するなど、政府・国会に対して、働きかけを続けております。

長野県町村議会議長会としても、国民の幅広い政治参加や議員を志す新たな人材確保のため、国に対して、町村議会の声を上げていただきたいということで、意見書の提出について

依頼がございました。

つきましては、本趣旨を御理解いただきまして、議員の皆さんの御賛同を賜りますようお願いし、説明とさせていただきます。

以上であります。

◎請願第１号の上程、説明

○議長（宮下壽章君）　日程第19、請願第１号　「種苗法の一部を改正する法律案の慎重審議を求める意見書」の提出を求める請願についてを議題とし、紹介議員である宮入隆通議員の説明を求めます。

宮入議員。

○１番（宮入隆通君）　請願第１号

2020年５月27日、青木村議会議長、宮下壽章様。

請願者、はばっくらファーマーズ、松倉はづき、住所、青木村大字奈良本306－２。

紹介議員、宮入隆通。

「種苗法の一部を改正する法律案の慎重審議を求める意見書」の提出を求める請願

国は、近年日本の優良品種が海外に流出し、他国で増産され第三国に輸出される等、日本の農林水産業の発展に支障が生じる事態が生じていることなどから、種苗法の一部改正案を今国会に提出しています。

この改正案は、優良品種の海外流出を防止するためなどの理由ですが、一方では、海外で品種登録をしなければ海外流出は防ぐことができない問題点や、農家からは「自家採種の権利」が脅かされるのではないか、などの懸念があります。農林水産省の説明では「自家増殖は一律禁止とはなりません」、「現在利用されているほとんどの品種は一般品種であり、許諾も許諾料も必要ありません」、「在来種を含め、農業者が今まで利用していた一般品種は今後とも許諾も許諾料も必要ありません」とありますが、それを守る法律がないことから、農業者の自家増殖権を法律に明記すべきです。

また、農業競争力強化支援法により、公的品種の知見（公共の種苗の財産）を海外企業も含む民間に提供することができることから、海外大手資本の企業による種子の独占や登録品種と一般品種（在来種等）との交雑による訴訟リスクが高まる可能性があります。

新型コロナウイルスの影響で日常生活に支障が生じる中、公聴会を開いて全国の農業者から意見を聴くことは困難な状況にあり、「種苗法改正法案」は全国の農家に広く周知されていません。また、この影響で、各国が自国食料の輸出制限などに踏み出す中、地域の農業を守り、地産地消を拡大するためにも、日本は自国の農業生産力を高める必要があります。万全な対応を求めるためにも、「種苗法の一部を改正する法律案の慎重審議を求める意見書」を国に提出するよう請願いたします。

意見書（案）は、裏面に書いてあります。

内容は、同様のため割愛したいと思います。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣宛てとなります。

紹介議員として、補足説明させていただきます。

これは、世界的な歴史の背景から、一連の種子法の廃止、農業競争力強化支援法、そして今回の種苗法の改正という流れで、種を独占しようとするグローバル種子企業、これが南米やインドなどで行ってきたのと同じような展開になってしまう可能性があります。

現在、種子を購入している農家も、民間に種がわたることで種子が高騰するリスクがあります。また、有機農業をして種をつないでいる農家にとっては、種をつなぐこと自体が法律違反となる可能性もあります。

まずは、登録品種の育種権者を守りながら、在来種を含めた一般品種の自家採種という、種をつないでいくことなんですけれども、自家採種を認める法律を作るべきです。多くの農家の方が、問題点について理解していない状態で、国会で十分な議論がなされないで法案通過する可能性があるため、慎重審議を求めるものであります。

青木村にとっても、これから農業を続けていく、持続的な農業をやっていくためには、種というものは、非常に重要なことでありますので、そういったことを含めてこの法案に関して慎重審議をしていただきたいという意見書を提出したいと思っていますので、審議のほどお願いいたします。

以上です。

○議長（宮下壽章君）　ただいま説明がありましたが、請願第１号の取扱いについては、先の議会運営委員会でも審議いただきましたが、所管の委員会に付託したいが御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（宮下壽章君）　異議なしと認め、請願第１号は委員会付託とすることに決定いたしま

した。

なお、本件は事件の性質から総務建設産業委員会に付託することとしたいが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（宮下壽章君）　異議なしと認め、請願第１号　「種苗法の一部を改正する法律案の慎重審議を求める意見書」の提出を求める請願については、総務建設産業委員会に付託いたします。

◎令和元年度青木村社会福祉協議会会計補正予算（第１号）の報告

○議長（宮下壽章君）　続きまして、日程、議案にはありませんが、令和元年度青木村社会福祉協議会会計補正予算について、報告をいただきます。

小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長（小宮山俊樹君）　それでは、お願いいたします。

令和元年度青木村社会福祉協議会会計補正予算（第１号）

令和元年度青木村社会福祉協議会会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ431万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,694万5,000円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和２年３月31日、青木村社会福祉協議会長、三澤二男。

７ページをお願いいたします。

２　歳入

款１補助金、項１目１村補助金361万3,000円を減額し、360万円とするもので、見込みより減でございます。

款３事業委託金、項１目１村委託金22万4,000円を減額し、1,613万7,000円とするもので、老人センター分でございます。

款４使用料及び手数料52万5,000円を減額し、522万7,000円とするもので、使用料では、

老人福祉センター等使用料、くつろぎの湯使用料、手数料では、自販機手数料、いずれも見込みより減でございます。

款６諸収入、項１目１雑入４万9,000円増の９万8,000円でございます。

９ページをお願いいたします。

３　歳出

最初に、歳出全般についてでございますが、財源振替が何か所か出てまいります。

村補助金の特定財源化と歳入科目の増減分振り分けによるものでございますので、個別の説明については、省略させていただきます。

款１項１目１事務費356万4,000円を減額し、282万5,000円とするもので、節１報酬、節４共済費とも職員の異動等による減でございます。

款２事業費、次のページになりますが、項５目１老人センター費29万2,000円を減額し、796万9,000円とするもので、節７賃金、節11需用費、節12役務費の減は、実績によるものでございます。

項８目１くつろぎの湯運営費45万7,000円を減額し、1,333万8,000円とするもので、節１報酬から、次のページの節27公課費まで、いずれも実績に伴う見込みより減でございます。

以上、青木村社会福祉協議会会計補正予算（第１号）について、御説明申し上げました。

◎散会の宣告

○議長（宮下壽章君）　以上をもちまして、本日の日程は全て終了しましたので、これにて散会といたします。

この後、全員協議会を行いますので、議員の皆さんは議員控室のほうへ御移動ください。

お疲れさまでした。

散会　午後　１時４６分

令 和 ２ 年 ６ 月 １ ２ 日 （ 金 曜 日 ）

（ 第 ２ 号 ）

令和２年第２回青木村議会定例会会議録

議　事　日　程（第２号）

令和２年６月１２日（金曜日）午前９時開議

日程第　１　一般質問

出席議員（１０名）

１番	宮入隆通君	２番	坂井　弘君
３番	松澤正登君	４番	金井とも子君
５番	宮下壽章君	６番	沓掛計三君
７番	居鶴貞美君	８番	小林和雄君
９番	堀内富治君	１０番	山本　悟君

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	北村政夫君	教育長	沓掛英明君
総務企画課長兼事業推進室長	片田幸男君	参事兼建設農林課長	花見陽一君
住民福祉課長	小宮山俊樹君	会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監	多田治由君
商工観光移住課長兼商工観光移住係長	中沢道彦君	教育次長兼公民館長	宮下剛男君
保育園長	若林喜信君	住民福祉課課長補佐兼地域包括支援センター長	宮澤章子君
建設農林課課長補佐兼農業振興係長	稲垣和美君	住民福祉課課長補佐兼福祉係長	上原博信君

住民福祉課 課長補佐兼 保健衛生係長	早乙女　　敦　君	住民福祉課 住民係長	奈良本　いずみ　君
総務企画課 総務係長	小　林　宏　記　君		

事務局職員出席者

事務局長	片　田　幸　男	事務局員	小　林　宏　記

開議　午前　９時００分

◎開議の宣告

○議長（宮下壽章君）　定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の一般質問の傍聴には、村民の皆様も傍聴いただいております。大変御苦労さまでございます。

◎議事日程の報告

○議長（宮下壽章君）　本日は、令和２年第２回青木村議会定例会の中で一般質問日となっております。５人の議員が一般質問を行い、終了後、散会といたします。

◎一般質問

○議長（宮下壽章君）　質疑の方法は、質問者の希望により一括質疑方式及び一問一答方式によって行ってください。

質問者並びに答弁者にお願いいたします。質問、答弁とも簡潔明瞭に行い、論議を深めてください。また、一問一答方式の際は、必ず議長の指名を受けてから発言してください。

なお、質問時間は40分を超えることはできませんので、御承知おきください。

では、質問に入ります。

通告順に登壇をお願いします。

◇　松　澤　正　登　君

○議長（宮下壽章君）　３番、松澤正登議員の登壇をお願いします。

松澤議員。

〔３番　松澤正登君　登壇〕

○３番（松澤正登君）　それでは、質問をさせていただきます。

議席ナンバー３番、松澤正登でございます。

通告に従いまして一括質問をさせていただきます。村長、教育長はじめ担当課長の答弁を求めます。

今回、私は大きな質問２問について質問させていただきます。

それでは、初めに、新型コロナウイルス感染対策についてお伺いをいたします。

新型コロナウイルスの感染拡大という未曽有の国難の中、日々、地域を守るため村長はじめ職員の皆さん、様々な多くの団体、個人の皆さんの奮闘、大変にありがとうございます。全国的に新規感染者は減少傾向にあるものの、ウイルスとの闘いは長期戦を覚悟していなくてはなりません。新型コロナウイルスという闘いは、戦後最大の危機とも言われ、よく比較される2008年のリーマンショックは経済の根幹である金融システムに問題があって金融危機が広がったのに対して、今回はウイルス感染という経済以外の要因で危機が起こっており、全く性格が違う、いわば世界同時に戦争が起こっているような状況で、ウイルスとの闘いに勝たないことには経済活動も滞ったままの状況であります。

一方、新型コロナウイルスの影響に関連して、目指したい未来社会が予想より早く到来するのではないかとの声も聞かれます。それはテレワークの普及やスピードを上げ各段増加している。また、ほかオンライン診療やオンライン授業のコロナ禍の導入により一気に拡大しているわけであります。

さて、長野県からは現在76名の感染者が出ましたが、緊急事態宣言後は出ておらず収束の状況が続いています。今後の対応について、政府専門委員会から新コロナ感染対策として新しい生活様式の発表がなされ、収束後、第２波、第３波への備えを万全にする必要から、自らを感染から守り市井に広げないという、また有効な治療法の確立やワクチンが開発され、感染が終息するまで継続することになると思います。ともあれ今回のコロナウイルスに伴い政府も第１次補正、第２次補正予算を組んで進めているところでありますけれども、地方創生臨時交付金の活用、また家計を守る種々の支援制度ができました。

そこで、コロナウイルス感染対策に伴い、村の対応についてお伺いをしたいと思います。

それでは、初めに村長にお伺いをしたいと思います。

2019年12月、中国河北省武漢で原因不明の肺炎患者を確認と発表し、新コロナウイルスとの確認報道以来、緊急事態宣言が４月16日に全国都道府県に発令以来、５月14日に長野県を含め39県が解除されました。この約５か月以上の間、収束はできなかったものの、経

済の状況、また県民、事業者、子供たちのため活動の再開が始まりました。村長は緊急事態宣言以来、しつこいくらいに情報電話等で村民に感染予防を呼びかけてこられました。村長は、このコロナウイルスの感染について、どんな所感をお持ちでしょうか、お伺いをしたいと思います。

２番目の質問でございますが、全ての人に一律10万円を給付する特別定額給付金について、村は村長をはじめ職員一丸となっての早い対応が５月11日の受付後の状況はどうか。高齢者世帯や独り暮らしの世帯の皆さんの声で、本当にもらえるのか、申請には免許証、国民健康保険証、通帳等の写し等が必要とされているが、コピーはカラーか白黒か等、本当に困っている人が相談をしない、意欲もない。

独り暮らしの高齢者は一番心配であります。いまだに迷っている人もおります。今まで申請済みの人は意味が理解されている人たちだと思います。一人も漏れなく支給ができるよう丁寧な説明が必要と思うが、その対応はどうでしょうか。

３番目の質問をいたします。

緊急事態宣言が５月25日で解除されましたが、収束後、第２波、第３波への備えに万全を期する必要があるとされ、感染予防のため新しい生活様式が発表されています。有効な治療法の確立やワクチンが開発され、感染が終息するまで継続が欠かせないと言われております。村として、この新しい生活様式の徹底が新たな感染予防に有効かと考えますが、村民への呼びかけはどのようにされているのかお伺いをいたします。

４番目の質問をいたします。

感染対策が心配される中、これからの本格的な雨期、そして台風シーズンを迎えます。災害発生に備えた避難体制の構築、特に避難所の感染対策が必要だと思います。災害に対する備えの考えはどのように進められているか、お聞きをしたいと思います。

次に、５番目の質問をいたします。

教育長にお伺いをいたします。

今回、コロナウイルス感染対策により、休校中の教育長はじめ教育に携わる皆さん、小・中学校の先生方には、期間中の労苦に深い敬意と感謝を申し上げるところであります。

長い休校期間のため、生徒それぞれの生活環境、家庭環境等の違いで学習に大きな差が出ていないか、落ちこぼれが出ていないか心配するところであります。どんな指導で少し遅れ気味の生徒に対する指導等の手を入れていくのか、また登校拒否の生徒はいないのか。これから先、通常の授業がされると思いますが、今後の授業の進め方等についてお伺いをしたい

と思います。

６番目の質問をいたします。

今回の休校中の小学校ではタブレット、中学校はオンラインとデジタル機器を活用しての学習が行われてきましたが、その成果はあったのか。これからも学校外でも宿題等に使用していくのかお伺いをいたします。

以上、まずお願いいたします。

○議長（宮下壽章君）　北村村長。

〔村長　北村政夫君　登壇〕

○村長（北村政夫君）　おはようございます。

松澤議員の御質問に、私からは３項目について順次答弁をさせていただきます。

最初にお断りしておきますが、ただいま議長からもお話がありましたように、特に今回は答弁は簡潔にというお話がございましたので、職員含めてそのようにさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず１点目でありますけれども、コロナ新型ウイルスについてでありますが、この感染症については、私は当初から国難であるという言葉を使わせて、そういう気持ちで、最初からこういう対処をさせていただきました。世界レベルで見て、本当にこれを超えるような、あるいは人類にとって数百年に一度のような危機の中に今いるというふうに思っております。

ご質問にもありましたように、ワクチン、そして治療薬の開発、そして即時に大量にできる検査体制の整備など、まだ年単位の時間が必要というふうに言われております。その間、村民の皆さんには、命と暮らしを守り、社会、経済、教育などの維持を図っていかなければならない、大変私どもにも命題の中にいるというふうに思っております。

また、コロナ後の世界で人と人とのつながりの喪失、あるいは弱者の置き去り、そういったことがないようなセーフティーネットの構築もしっかりしていかなければならないというふうに思っております。

２点目の特別定額給付金についてでありますが、今年の５月８日に基本台帳に登録の1,753世帯に郵送いたしました。宛先不明で返却されたお宅はございません。

６月11日時点での合計の申請件数は1,685件、うち支払いが1,667件、申請件数の内訳は郵送が1,430件、窓口が244件、オンラインが11件でございます。支払い件数の内訳は、口座が1,666件、現金が１件となっております。件数では96.1％の方が申請済みで、残りは68世帯でございます。人数では4,351人中、4,196人が申請済みで96.4％、残りは155人でござ

います。

接触を避けるため、原則郵送、あるいはオンラインでの申請をお願いをしておりますけれども、申請方法について分からない点、今も御質問がありましたように、添付書類の不明な点もいらっしゃいますので、窓口で相談に応じさせていただいてきております。

議員がおっしゃるように、全ての方に支給されることが大事だというふうに思いまして、残りの方には、こちらから電話連絡等の方法で連絡を取り、あるいは説明をしてまいりたいと思っております。

それで、住基上、青木村に居宅があっても、居宅の実態がない場合があるかもしれませんので、それも調べて電話連絡等で把握し、全ての方々に早期に支払いができるように努めてまいりたいと考えております。

それから、３点目でございますけれども、私たちは今回の件で活動を自粛し、そして人と人との接触を可能な限り減らせば、流行をぎりぎりのところで収束させることができたということを学んだというふうに思っております。

再度、感染が拡大する可能性があり、長丁場に備えまして、拡大を予防する御質問にもありました新しい生活様式が必要と厚生労働省がこのたび公表いたしました。従来からも、村民の皆さんへは、あらゆる機会で３密への対応をお願いしてまいりました。引き続きこのことをお願いすることになるわけですけれども、一方では役場内、あるいは村が主催する行事、会議も新しい生活様式を徹底してまいりたいと考えております。

○議長（宮下壽章君）　沓掛教育長。

〔教育長　沓掛英明君　登壇〕

○教育長（沓掛英明君）　今回の新型コロナウイルス感染対策については、突然、学校の休校の要請が出たために、教育委員会と学校で、その都度瞬時に判断をして、できる限り丁寧な対応をしてまいりました。先生方の誠実な熱意ある対応に本当に感謝しているところであります。

まず、御質問の学習に差があった場合、どんな指導をするかということについてでありますが、休校中に学校の先生方や福祉課の皆さんと連絡会を行ったことがあります。その中で、新型コロナの影響もあって家庭への支援が必要なケースが数件報告されていました。学校再開後の子供たちの様子を心配していたわけですが、始まってみると意外と子供たちは静かに勉強していて、落ち着いたその姿に驚いたところであります。

一方で、特に小学校においては、課題プリントの提出に差があったという報告がありまし

た。小学校の低学年になるほど教室での学びが重要になるので、当然のことだと考えています。

学校では小中とも一通り学習を総ざらいをして、支援が必要な子供には、支援員の先生に個別に見てもらったり、放課後に指導を行ったりして学習の定着を図っていることにしています。

次に、不登校の児童・生徒についてでありますが、今まで不登校傾向にあった子供が分散登校とかオンライン学習を行うことで逆に学校に来やすくなったケースがあり、うれしい誤算という言葉がいいのかどうか、そういうこともありました。

しかし、生活習慣が乱れ、学校に来にくくなったケースや精神的に不安定になっているケースも実は見えています。不安を抱えている子には初期対応が重要になるので、今担任から働きかけを毎日してもらったり、支援会議を行ってチームで支援をしていこうと考えています。

今後も、学習だけではなくて、心身のケアも大切にしていこうと思っています。幸いスクールカウンセラーが毎週学校訪問をしておりますので、状況の把握ができ、きめの細かい対応を行うことが可能になっています。

次に、今後の授業ですけれども、小・中学校ともに１時間を40分ということにして、１日７時間の学習を行っています。計算していくと、およそ10月中には不足授業時数は確保できるという計算になります。今後の授業では、各学年の学習をもう一回４月から総ざらいをするとともに、２波、３波に備えて補習教材を使用したりオンライン学習を利用したりして、休校になった場合の予習的な学習を子供たちが自ら行えるような指導も併せて行っていくことにしております。

続いて、オンライン学習についてでありますが、オンライン学習は、小・中学校ともに今回は突然の休校になったために、利用の仕方についての指導をしっかり行えませんでした。そのため子供たちの自主性に任せて行っていたので、子供によって利用に差が出てしまいました。興味があってどんどん進む子は一日何時間も取り組んでいましたが、全ての子供ではありません。今後は指導の時間が取れるので、今ですけれども、２波、３波が来て休校せざるを得ない場合に備えて、予習的な学習やドリル学習として利用していく方向で指導を併せて行っております。

小学校では、さらにほかのソフトを利用して、双方向で行える学級指導ができないかなという今研究中であります。いずれにしても、ＩＣＴにつきましては今後様々な利用法につい

て研究を続けていきたいというふうに考えています。

以上であります。

○議長（宮下壽章君）　多田防災危機管理監。

〔会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監　多田治由君　登壇〕

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（多田治由君）　それでは、質問の４点目ですか、梅雨シーズン、それから台風シーズンを迎えるに当たって避難体制の構築、特に避難所の感染対策についてということでございますけれども、感染症対策につきましては、先ほどからお話が出ています新しい生活様式を踏まえた避難所の運営が必要となってきます。

特に避難所の中では、感染予防の観点から密集とならないための工夫ですとか、飛沫感染等の予防のためのパーティション設置などが考えられますが、収容人員等を考慮しますと、新たな施設の避難所の指定ですとか、親戚や友人宅、それから自宅内での避難についても検討が必要と考えております。その１つとしまして、先日、青木村の旅館組合さんと災害応援協定を結んだところでありまして、避難所の拡大ということで取組を進めているところであります。

それから、今後の事業としましては、地域防災計画の見直しですとか、現在策定作業を進めています防災力向上アクションプランの策定をする中で十分な検討をし、地方創生交付金の事業などを活用しながら対応をしてまいりたいと思います。

地方創生交付金の関係で若干申し上げますと、公的空間安心・安全確保事業としまして、マスク、消毒液、パーティション、非接触型の体温計等の購入を予定しておりまして、こちらについては既に購入が済んだものもございまして、利用を進めているところでもあります。

あともう一点、避難所施設等環境向上事業としまして、段ボールベッド、ワンタッチテント、簡易シャワー、倉庫等の購入、整備を予定しております。

段ボールベッドにつきましては既に100台については発注済みとなっておりまして、今後、地区の要望ですとか倉庫の整備等を踏まえながら順次購入も進めていく所存でございます。

以上、よろしくお願いします。

○議長（宮下壽章君）　松澤議員。

○３番（松澤正登君）　今回、コロナ禍の影響を受けて、私たちの周りでたくさん困っている人たち等がまだいると思います。政府もいろいろな批判を受けながらも、野党論戦の中で第１、第２次補正予算等が通過しそうであります。また、これからは大きく生活様式も変わってくるんではないかなと、こんなふうにも思われます。

私どももあらゆる手段を駆使して、村民の暮らしを守り、安心・安全な村づくりをしていきたいと考えておりますので、また今後ともよろしくお願いをいたします。

それでは、大きな２番目の質問に入らせていただきます。

国道・県道の改良工事及び災害復旧工事についてお伺いをいたします。

昨年10月の19号台風、そして本年度の新型コロナ感染症問題と、国難とも言える災難が起きているわけでございます。住民から青木新トンネル工事は進んでいるのか、大丈夫か、また鹿教湯に抜ける豆石峠はいつ通れるのか、よく聞かれます。どちらも大事な生活道路であり、一日も早い開通が待たれるところでございます。

そこで、お伺いをしたいと思います。

国道143号青木新トンネルのその後の進歩状況、また丸子信州新線、豆石峠の地滑り対策工事と道路の災害復旧工事等のその後の状況を教えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（宮下壽章君）　北村村長。

○村長（北村政夫君）　私のほうから、143号青木峠のトンネル、バイパスについて答弁申し上げたいと思います。

この事業につきましては、長年、村民の皆さん、あるいは関係者の皆さんの協力、努力、支援によりまして、昨年度、国の交付金事業の新規採択され本当にうれしいことに事業着手となったわけでございます。

バイパス4.3キロのうち青木村側は約３キロのトンネルになりますけれども、上田建設事務所で事業を実施しております。分けて松本建設事務所と両方の県の出先機関、２つの事業所が担当であります。

昨年度は地形測量、あるいはボーリング等の地質調査を実施いたしまして、現在そのまとめをしているというふうに聞いております。その結果を踏まえて、解析評価を踏まえまして、今年度トンネルの詳細設計業務に着手する予定ということでございまして、村といたしましても、用地交渉、あるいは残土処理場の確保など事業の推進に全力を挙げて協力をしてまいると考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（宮下壽章君）　花見建設農林課長。

○参事兼建設農林課長（花見陽一君）　丸子信州新線の豆石峠の地滑りの関係でございます。県では昨年10月29日の地滑り確認直後から緊急調査を行いまして、地滑りの範囲や深さ、対策工法等を決定し、地滑りの原因である地下水を下げる工事に着手しているところでござ

います。現状は土砂の移動がほとんど見られず、おおむね沈静化していると聞いております。今後さらに地滑り対策工事を進めるとともに、安全が確保された後に県道の災害復旧工事を実施することとなります。

上田建設事務所ではできるだけ早い通行止め解除を図るとしており、工事のめどが立つ来月には皆様に予定をお示ししたいと思っております。

村も県道の早期開通を要望するとともに、村民への情報提供に努めてまいります。

○議長（宮下壽章君）　松澤議員。

○３番（松澤正登君）　ありがとうございました。

青木新トンネルは青木村の長期計画の重点プロジェクトにもなっておりますし、また住民の期待はいや増して大きいものであります。

また、丸子信州新線はここ大きく改良が進んでおりまして、もう少しで峠越えも見えるのではないかとのところまできているわけでございます。一層の御努力をお願いいたしまして、私の質問を終わらさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（宮下壽章君）　松澤議員の一般質問を終了しました。

◇　堀　内　富　治　君

○議長（宮下壽章君）　続いて、９番、堀内富治議員の登壇をお願いします。

堀内議員。

〔９番　堀内富治君　登壇〕

○９番（堀内富治君）　９番、堀内富治でございます。よろしくお願いします。

今日は５人で進めていくことになっておりますので、できるだけ整理をしながらお願いをしておきたいと、このように考えております。

今、松澤議員のほうからもございましたけれども、私がいろいろなところの情報を得ている中では、村長、教育長、それから課長たちの皆さん、本当によく頑張ってやってくれたなと、こんなふうに今聞いておるわけでございまして、村内の住民の皆さんとお話をしても、いや、よくやっているな、あのぐらいやってもらえれば情報がどんどん入るよなと、こういうような、よいお話がどんどん入ってきたことは非常に私もうれしく思いました。ありがとうございました。

テレビをちょっとひねってみますと、昨日もやっていましたね。何しろ、もっと整然ときちんと整理をしてもらうべきでないかと、そんなふうに私は考えておるわけでございますが、そういう点、青木村長ほか部下の皆さん、本当によく頑張っていただきましたことに対して、心から厚く御礼を申し上げたいと思います。

じゃ、簡単に一つ一つ申し上げたいと思います。

非常に緊急対策の時間が長かったというふうに私も感じておるわけでございますけれども、この緊急対策の実施の進め方、これらについて承知は私はしておりますけれども、村長を筆頭に内容を整理しながらきちんと方向づけをして、村民の皆さんに徹底を図ってきたということにつきまして非常に私は敬意を表するわけでございますが、村長にお伺いをしたいと思います。

何項目か一応ございますけれども、この進め方について非常に私は的確な進め方であったというふうに評価をしたいと思いますが、ここら辺について、村長、現在の時点でどうお考えかお伺いをします。

○議長（宮下壽章君）　北村村長。

○村長（北村政夫君）　冒頭、私たちに御慰労の言葉をいただきまして、恐縮に思っております。

進め方でありますけれども、これは私どもがかつて経験したことのない、あるいは答えが見えない、先が見えない、大変暗中模索の中でいろいろ手を打ってまいりました。一番は感染の先行する地域、あるいは自治体等の情報を得ることが対応として、対処する方法として最も大切だということで、新聞、テレビ、私も今回ほど各新聞を深読みしたことはございませんけれども、徹底して読んで、先をそこから探して対応してまいりました。

ちょっと振り返ってみますと、２月25日に議会の全員協議会をお願いいたしまして、その夕方３時30分に村の対策本部を設置したところでございます。26日には課所長会議をして、注意喚起のメールを26日に配信する、はれラジオとか防災メール等々でやっていき、さらに28日には全員協議会をお願いし、３月２日には小・中学校の休校等々になったわけであります。

こういった経過を思い出したときに、ああすればよかった、こうすればよかったというのは、まだ総括するまで至りませんで、時間的な余裕がないものですから、まだしっかりはしてございませんけれども、ここで落ち着いてきたところで第２波、第３波に備えて、こうやればよかったなということを思っております。

例を申し上げますと、先日も２回にわたって村民の皆さんの意見を聞く会をいたしました。ＰＴＡの皆さんとやったときに、坂城町は学校のチャイムを同報、外の放送でやったということで、子供たちが慣れている日常生活を得たいというようなことからやったそうですけれども、ああ、そういうことなら、うちでもできたのになとか、もう少し小学校の校長先生、あるいは中学校の校長先生、あるいは担任の先生でもいいんですけれども、情報電話を使ってやればよかったなとか、そんな反省をしているところでございます。

進め方についてまだまだ反省するところあるかと思いますけれども、２波に備えて村民の皆さんの意見を聞いたり、役場内の総括をし、２波に備えたいというふうに思っております。

○議長（宮下壽章君）　堀内議員。

○９番（堀内富治君）　もうほぼ終えんの形が見えてきたかなというふうに個人なりに今考えておるわけでありますが、私もとにかく時々病院に行くわけでございますが、病院の内容はほとんど異常なしと。どこに災害があったか、かえってとにかく患者が少ない。こういうような事態でございまして、私も一患者として見ると、ここがこんなに整理されておるということは、これはすばらしいことだなと、こんなふうに１人ながら考えてきたわけでございます。

かえって医者のほうからは、３日ばかりでも休んで、しっかりと静養して帰りましょう、こんな言葉もあるわけでございまして、そんなことをやっちゃいられませんよ、そんな対話もした経過があるわけでございまして、この点については、これは医者の余裕かな、こんなふうにも考えたわけでありますけれども、どこへ行っても、とにかく医者は忙しいわけでございますが、順調にそういうような健診もできただろうし、指導もできただろうし、内容を分析してみればよいことであったかなと、こんなふうにも私は考えておるわけであります。

上小管内は医者がちょっとまだ不足をしておる。厚生連系の病院の状況を見ても、比較的順調にとにかく進んできたんではないかな、こんなふうに私も考えておるわけであります。ふだん非常に医者不足という中で、こういうときにはこういう余裕もできるかなと、こういうふうにも私も考えたわけでございまして、内容を検討してみても、さらにとにかくしっかりと御指導願えればいいわけでございますけれども、そういうような状況でございましたが、村長にお伺いします。こういうような事態を想像しながら、どんなようにお考えかお伺いをします。

○議長（宮下壽章君）　北村村長。

○村長（北村政夫君）　前の御質問とも関連いたしますけれども、私も見る範囲、あるいは努

めて外へ出て人の流れ等々を、あるいは関係する商工会の皆さんからの情報も得ますけれども、やはり村内の人出はまだ戻ってないというように思っております。それは２つあって、１つはやっぱり出不精になっちゃったということもあるのかもしれませんけれども、自分が感染するのが怖い。それからもう一つは、自分が感染源になりたくはない。

あるいは、それの責任感だと思いますけれども、そういうことで例えばくつろぎの湯とか等々、３つの風呂があるんですけれども、そこも例えばくつろぎの湯でいえば、まだまだ70％か75％ぐらいの人出であります。職員の皆さんはもっと来ればいいのになと、こんな話でありますけれども、そういうことで人の出は少ないなというふうに思っております。

診療所も、いつもよりは何か感じとして少ない、まだ戻ってないということです。新聞等で言えば、医療機関の88％は大変だとか、特に小児科系がお客さんが来ないということですね。もっと早く来れば重症にならずに済んだとかとありますけれども、大変終息は第２波が怖いというか、そういうことが村内の皆さんに、まだまだ外へ出て活発にやろうという気持ちまでになってないなというふうに思っております。

もう一つ私が心配しておるのは、東京が解除されて、そして６月19日から東京とここが行き来が自由にできるというような方向に今ありますので、そのときどうだろうか。あるいは東京が解除して２週間たった後どうだろうか、そんなことを危惧しながら行政の対応をしなければと思っております。

○議長（宮下壽章君）　堀内議員。

○９番（堀内富治君）　私はいろいろ心配した中の１つは、教育長じきじきに放送をしまして、よく徹底をしているかなと、こんなふうに私は感じたわけであります。

近所の皆さんともいろいろとお話を申し上げれば、子供たちどうなっているんかね、こういうような話が時々出てくるわけでございまして、こんな対応をめったにできないわけでございますが、教育長も非常に御努力をいただいたわけでございますが、その辺のお考え、実態はどうでしょうか。

○議長（宮下壽章君）　沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君）　今回の休校によって、先ほどもちょっとお話したんですが、不足の授業数は、計算でいくと150時間程度というふうに言われています。この不足分を時間数だけで計算すると、先ほども言ったように、10月ぐらいには、なから回復できるんじゃないかというふうに思っていますが、実際には授業時数の計算だけではなくて、日々の授業を行う中で子供たちの集中力ですとか、疲労の様子とか、授業内容の回復の状況を見て、これは

柔軟に対応していきたいなというふうに考えていますが、およそ学力は、このまま授業が続けば回復できる見通しが立ったということでほっとしています。

それから子供たちの心と体への影響ですが、学校再開後の状況というのは、先ほどちょっと言いましたように、不登校傾向の子供がこれをきっかけに出てくるというような、そういう例も生まれましたが、学校を再開しても一気に走り出さずに、ゆっくりした調子で頑張っていきたいなというふうに思っています。

一方で、学校に来づらくなっている子とか体調を崩している子、体力に不安が出ている子も実は見えてきました。休校が続いたことで、親も祖父母も子供たちも本当に大変だったということが日々明らかになってきているという感じがします。

支援の必要な子供にとっては、最も大事なことは生活のリズムを整えるということだと思っていますので、深刻と思われるようなケースは支援会議を行う予定でありますし、スクールカウンセラーも含めて連携した体制で取り組んでまいります。

学力の保障については、焦らず丁寧に対応していきます。例えば中学校の部活の大会が、あるいは登山が今のところ中止ということになりましたので、そこは授業が行えることになりました。夏休みも短くして対応いたします。

一方で、２波、３波が訪れたときには、これまでのように一斉に休校とするのではなくて、状況を把握した上で分散登校を行うなどの対応を考えていきたいなと思っているところであります。

○議長（宮下壽章君）　堀内議員。

○９番（堀内富治君）　ただいま教育長からいろいろとお話があったわけでございますけれども、テレビ等で見ておりまして、もっとやはりきつく教育関係は動かなくちゃいけないかなという感じもしておったわけでございますけれども、非常にスムーズに国全体が動いて、いろいろと仕事が進行していったというふうに私は感じておるんですけれどもね。

入学の時間の問題もあったり、いろいろまだまだ教育関係には後遺症というようなものもあるかなというふうに私は思いますけれども、その辺は教育長どうでしょうか。

○議長（宮下壽章君）　沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君）　９月入学の話が途中で出まして、どうなるかなと思って注視をしていたんですが、やはり今の流れの中では、ちょっとそれは来年度９月入学というのは不可能だという意見が多くなってきたというところで、やっぱりそれは無理だったのかなと私たちも考えているところであります。

そうでなくても、実は東京が一番学校では大変だと思いますね。今も分散登校が続いているということで、長野県は比較的落ち着いているので今原状復帰しましたので、このまま長野県は続いてくれれば何とかみんなの努力で取り戻せるなと考えているところです。

以上です。

○議長（宮下壽章君）　堀内議員。

○９番（堀内富治君）　分かりました。

それでは、次の項目に入りたいと思いますけれども、この災害もあったりして、いろいろ私が考えておりますことは認知症関係でございます。先日も小宮山課長といろいろお話をしたわけでございますけれども、内容をやっぱり考えると非常に深刻な問題もあるよと、こういうようなお返事がございましたので、そのとおりだというふうに私は思いますが、この辺の青木村全体の実態はどうか、小宮山課長のお考えをお伺いをしたいと思います。

○議長（宮下壽章君）　小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長（小宮山俊樹君）　では、お答え申し上げます。

認知症の状況でございますが、介護認定者の状況を見ますと、令和２年６月１日時点で介護保険認定者が302人、このうち認知症と診断された方は104人で34.4％を占めております。介護度の重度化に伴いその割合は高くなりまして、介護３以上の方では54人ということになっております。

日常の生活に支障を来すような症状、行動、意思疎通の困難が見られる方は69人、全認定者の４分の１となっております。在宅で生活されている方は11人、独り暮らしの方はおいでません。認知症が進むにつれ在宅活動が困難になり、病院入院や施設利用が増える傾向がございます。

以上でございます。

○議長（宮下壽章君）　堀内議員。

○９番（堀内富治君）　いろいろ勉強をさせてもらいますと、小宮山課長がすんなりと説明はしてくれましたけれども、内容が村内の状況を見ると、毎年毎年とにかく大変になっていくなという感じがするんです。

もうどうしようもなくて、とにかく預けてしまうと、こういうような事態が増えておると、こういうふうに私はお聞きをしておるわけでございますけれども、その辺の実態について再度お伺いします。

○議長（宮下壽章君）　小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長（小宮山俊樹君）　認知症という症状自体が、体に異変を起こすというような、目で見て分かるような、そういう病気ではございませんので、実際に把握できていない認知症の方というのも、やはり若干は村内にいるのではないかというふうには思っております。

そこら辺のところがはっきりした部分の方は、きっちり対応はしているつもりでございますが、どのようにそういった隠れた方を探し出していくのかというところは、なかなか難しい問題かと思っております。

健康教室等、支援センターのほうで行っているいろいろなイベントでございますが、この６月中までは全て中止ということで、運動を伴うものは７月以降も延期という形を取っております。こういった方を、今現在、教室が開かれないということでございますので、代わりに保健師がそういったお宅のほうを訪問するような形を取っております。そういった中で人を見て、様子を見て、支障があれば、そういったところにされていくような生活をこれから始めるというところでございます。

○議長（宮下壽章君）　堀内議員。

○９番（堀内富治君）　今日は余り長くやるなと、こういうこともございましたので、この辺で終了をしたいと思います。

村長、教育長、それから小宮山課長のほうから、それぞれお話があったわけでございますが、それでも青木村については的確な指導ができてきたかなというふうに私は敬意を申し上げたいと思います。

どうか、今後もいろいろの場面が発生をするかもしれませんけれども、しっかりと村民の指導について御努力をお願いしたいと考えております。

以上でございます。よろしくお願いします。

○議長（宮下壽章君）　堀内議員の一般質問は終了しました。

◇　山　本　　悟　君

○議長（宮下壽章君）　続いて、10番、山本悟議員の登壇をお願いします。

山本議員。

〔１０番　山本　悟君　登壇〕

○１０番（山本　悟君）　こんにちは。

議員番号10番、山本悟です。

さきに通告いたしました新型コロナウイルス対策について質問したいと思います。

○議長（宮下壽章君）　山本議員。

○１０番（山本　悟君）　質問に当たっては、今お聞きのとおり言葉がまあまあなりませんので、前後判断するのではなくて、遠慮なく二度、三度と聞いてほしいなと思います。自分の中では一般質問をどうしようかなと考えたんですが、あえて質問させていただきます。

議長の言うように要点をまとめて、できるだけ短くしたいと思いますが、本人の性格もありますが、その辺は理解をいただきたいと思います。

では、まず質問に先立って、松澤、それから堀内、両同僚議員と競合しないように質問したいと思います。重要な事項と自分で認識している点についてはダブったりすることがあろうかと思いますが、その辺は認識をしてほしいと思います。

それでは、まず新型コロナウイルス対策ということなんですが、この呼び名についてお尋ねいたします。

本年１月７日、ＷＨＯ、世界保健機関は、中国武漢で発生している疾患の原因であるウイルスを「ｃｏｒｏｎａｖｉｒｕｓｄｉｓｅａｓｅ2019」と命名いたしました。2019－ＣＯＶＩＤというスペルになろうかと思いますが、これはあくまでも暫定的でございますけれども、厚生労働省の公式ウエブサイト、あるいは国立感染症のマニュアル等に出てまいりますが、文言としてはもう新型コロナウイルス対策ということで共通したいと思います。

ここでウイルスについて考えてみたいと思うんですが、私ども人類は、まだ幾多こういったことに遭遇してまいりました。また、動物も同じでございます。その都度何らかの方策を講じたりして現在があろうかと思います。

皆さんにちょっと考えてほしいんですが、例えばのお話ですけれども、日本にオオカミはおりません。どうしていないのということになりますが、これは天敵もいない、あるいは気候の変動があったわけでもないのにいなくなってしまったということは、何か伝染病があったんではないかな、狂犬病はもとより何かウイルス的なものがあって、それで絶えてしまったんではないかと言われております。ただ、今知床には氷にのって海にやってきたロシアの系統のオオカミもいるんではないかと言われております。

それから、お聞きするに、第六十何代でしたでしょうか、コロナ、これはギリシャ語で王冠と訳すんだそうですが、コロナと車の名前があり、これはクラウンと匹敵、クラウンは英語でやっぱり王冠という意味があったのかな、そんなふうに思います。

時間がない中で終わりましたけれども、ここで村長と教育長、いろいろ職員等にしてまいりたいと思います。

まず最初、村長にお尋ねをいたします。

本件ですから、国、あるいは県、あるいはもちろん村も協力してやったことについて、簡単でいいから教えてほしいなと思います。

それから、村長には、ほかに公共機関と行政だけじゃなくて、研究機関とか、一押しとか公共の機関があったと思いますが、それと協力してやったこと等について。

それから、隣接する市町村、上田市の場合、長和町、あるいは筑北村等とのことについて、現状はどこどこでこういうことを実行してきた、先ほどの松澤議員なんかの話を聞いていますと、大分進捗しているようなんですが、ダブらないようにお願いしたいと思います。

村長、お願いします。

○議長（宮下壽章君）　北村村長。

○村長（北村政夫君）　新型コロナウイルスの防止については、青木村単体ではとても拡大防止できるという状況でもありませんし、青木村だけが外へ人を出さないというわけでもございません。やはりこれは、御質問いただきましたような広域的な対応を求められているところでもありますし、そういう視点で、観点で今までもやってまいりました。

一番は、ふだんからお付き合い感があります広域連合、ここでは月１回定期的な正副連合長会議がありますので、情報交換をしたり、あるいは医師会との関係、あるいは県下の情報、もちろん国も入りますけれども、そういったことの情報交換や、それから新しい課題について、こういったコロナについての話題をずっと長い時間かけてやってまいりました。

広域連合で特にお金を出してこうやっているということはございませんけれども、もう一つやっぱり医師会との関係ですね。御案内のとおり医師会が小県医師会と上田医師会がありますので、ここについてコロナウイルス検査センターも含めてどういう対応が取れるのか、早く造ってほしいというようなことをお願いしてまいりました。

筑北村とは特にこの件についてしたことはございませんけれども、特に上田、小県、あるいは３次医療を持っている佐久地域もありますので、そことの連絡も、患者の移送ということを含めて、中心に話をする機会がございました。

一番は誰も確信が持てるようなことがない中での状況もありましたが、いろいろの関係機関、それから村で言えば商工会ですね。商工会が非常に今回、商工業の皆さんの窓口になって国との関係、あるいは金融機関との関係をやっていただいておりますので、そういう意味

で大変よくやったなと思っております。

それから診療所との関係なんですけれども、診療所とは、不足するもの、例えばマスクが足りるのか、消毒液がどうなのか、ガーゼがどうなのか、そういうようなことを少しずつでありますけれども、不足するものについては私のほうで補充をさせていただきました。

ラポートについても同様に、ラポートは上の大きい組織がありますので、おおむねそろっているとはいいながら、ガードフェイスというんでしょうか、足りないということがあって、それは私どものほうから大量ではありませんけれども補給をさせていただくなど、医療関係、介護、福祉関係、そういうようなところと行政はもちろんでありますけれども協力をして協議に至っておりますし、今後もそういう協力体制が必要だというふうに思っております。

○議長（宮下壽章君）　山本議員。

○１０番（山本　悟君）　上田市なんかの話を聞きますと、県や国の条件に当てはまらないものについて上田市独自で融資を行い、お金を交付したり、融資のあっせんをいろいろしているようでございます。

青木村として今までやってきたこと、それからこれからやろうとしていることについて、主なもので結構でございますが、簡単に。

○議長（宮下壽章君）　北村村長。

○村長（北村政夫君）　今回のことで、やっぱり心配なのはデフレですよね。物をつくっても売れない、それから特に収入がなくて購買力が落ちていくと。物が回らない、つくっても売れないと、こういうことが心配であります。

私ども村の中では、やっぱり商工業、農業を含めて、そういうようなものが売れるということが大事だということで、ＪＡとか、それからガソリンスタンドとか、それから道の駅でも使える地域消費券につきまして、昨年３月議会の中の最終日に補正予算を組んでいただきまして、いち早くプレミアム付地域消費券を出しまして、消費の拡大、あるいは商工業の活性化に努めているところでございます。

融資等について商工会からはいろいろ情報をいただきまして、何かお手伝いするようなことがあるかというふうにやっておりますけれども、取りあえず今のところは持続化給付金100万円の分、それから法人税200万円の分も、まあまあ新聞、テレビ等で出ているほど詰まってはいないようでありますし、融資についてもおおむねうまくいっているというふうに聞いておりますので、今後必要があれば、また応援しますけれども、そんな情報を得ながら判断しております。

○議長（宮下壽章君）　山本議員。

○１０番（山本　悟君）　村として、第２波、３波も考えられるんですが、どっちも考えたほうがいいかなと思うんですが、村長の中で考えていること、これからこういうことをやりたいな、ああいうことをしたいな、何かございましたらお聞きしたいと思います。

○議長（宮下壽章君）　北村村長。

○村長（北村政夫君）　２波についてなんですけれども、スペイン風邪を例に100年前のものを見ますと、２波のほうが５％を超える致死率だったと。最初は１波のときは1.何％ですよね。それは、やっぱり免疫ができていなかったからじゃないかということを言っております。今回のことを見ると、ヨーロッパ、アメリカ等と比べて致死率は非常に少ないわけであります。アジア圏は大体そうなんですけれども、そういうことで抗体のない日本人にとって、第２波のスペイン風邪に学ぶならば、よくよく注意しなければならないことかなというふうに思っています。

　スペイン風邪の場合は、終わってから大体３か月ぐらいで第２波、そして第３波もおおむね３か月ぐらいで来ておりますので、そういう点、先ほど東京が終わって１週間というふうに言いましたけれども、そういうこともよくよく注意しなければならないなと思っております。

○議長（宮下壽章君）　山本議員。

○１０番（山本　悟君）　村長に最後になりますが、県条例をつくろうと言いますが、条例をつくったからといって、取りあえずつくらないからといって防げないという問題ではないかと思いますが、村長はいかように思いますかお尋ねいたします。

○議長（宮下壽章君）　すみません、もう一度。

○１０番（山本　悟君）　県条例。長野県の条例についての村長の見解。

○議長（宮下壽章君）　北村村長。

○村長（北村政夫君）　今まだまだ暗中模索の中で、再度申し上げますけれども、今後のことがよく見えない真っただ中にいるということで、今までと同様の注意をしなければならない。

　３密という言葉がありますけれども、最近３とるという言葉もありまして、マスクをすることによって熱中症が心配だと。口の渇きが分からずに、そして熱中症と、それから新型コロナウイルスの感染した初期は同じ、まず熱が出るとか、せきが出るとか、倦怠感があるとか、筋肉痛だとかというようなことだそうでありますので、これで本当は熱中症でコロナの疑いを持ちながら病院へ行くと医療崩壊が起きるじゃないかという心配もございます。日々

の暮らしの中で、今までと同様の注意をしていかなければならない。

３とるは、外では一定の距離を置いてマスクを取る、水分を取る、人との距離を取る、その３とるだそうでありますので、いろいろ言われておりますが、注意していかなければならんと思っております。

学校が心配といいますか、注意しなければならないということでありまして、教育機関には窓を開けてクーラーをする、電気代は余り気にしなくていいよと、こういうことを話をしておりますので、最善の注意を払ってまいりたいと思っております。

○議長（宮下壽章君）　山本議員。

○１０番（山本　悟君）　教育長にお伺いいたします。

あと全協等で聞いておりますが、簡単で結構でございます。今まで村がやってきたことについて、まずこれこれ、こういうことをやってきているというふうにお聞きします。

○議長（宮下壽章君）　沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君）　今まで行ってきたことということですので、お話しします。

休校中に考えたことは、学力保障をとにかく教育委員会としてはしなきゃいけない。それから、居場所の確保もできることはしなきゃいけないということで、学力保障については予習的な学習に切り替えてもらいました。休校が続きましたので、予習的な学習に切り替えてもらったと。それから、ＩＣＴも例えば中学生全員にすららのＩＤを村として購入させてもらって、配ったというようなこともしました。

それから、居場所の確保は、児童センターを開けました。さらに、そこに小学校の支援員の先生に毎日行ってもらって、そこで勉強も見てもらうようにしました。そういうことを行いました。

また、担任の先生は本当によく努力してプリントを作っていただいて、それから家庭訪問とか電話連絡で実態把握に努めていただきました。

先日、各校のＰＴＡの役員さんや教育委員さんたちで対策会議を開いたとき、どういう実態かを聞き取りしたときに、長い休校で担任からの連絡を心待ちにしていたという声がありました。改めて、学校との結びつきを休み中でも持つような工夫が必要だなというふうに思ったところです。

環境整備の観点からは、小・中学校ともに給食の先生方を中心にして子供たち全員のマスクを手づくりしてもらいました。さらに各校にアルコールを配布、非接触型の体温計を６台ずつ配布。そのうちの１台は、コンピューター内蔵の大変精度の高いものであります。フェ

イスシールドも何枚か配布しました。こんなようなことを教育委員会としては行いました。

○議長（宮下壽章君）　山本議員。

○１０番（山本　悟君）　これからの課題、どうしてもやらせたいというような何かがありましたら、お伺いいたします。こういうことをしたいなということが……

○教育長（沓掛英明君）　こういうことを。

○１０番（山本　悟君）　したい。

○教育長（沓掛英明君）　これから。

○１０番（山本　悟君）　はい。

○教育長（沓掛英明君）　これからですね。

○１０番（山本　悟君）　はい、これからです。

○議長（宮下壽章君）　教育長。

○教育長（沓掛英明君）　それじゃ、これからこういうことをしたいということでありますが、やっぱり第２波、第３波が心配になるということで、ＩＣＴの活用についてはさらに指導を重ねていきたいと思います。それから、予習的な学習が子供たち自分でできるように、そこも考えて指導していきたいなと思っています。

一方で、学校を休校にするかということが実はすごく大きな問題なんですけれども、近隣で感染者が確認されたような場合については、感染経路が確認できているケースなのか、あるいは濃厚接触者の状況はどうなのかなどの状況をしっかり把握して、柔軟な対応を行っていきたいというふうに考えています。

例えば、これまでも小学校では地域ごとの分散登校を行って、中学校では学年に応じた分散登校を行ってきたように、週に三、四日の登校日を設けて、前の週の確認と次の週に向けた準備を丁寧に伝えたり、補充的な学習を行ったりという、そういう場ができないかなと。単純に休校というふうにするんじゃなくて、そんなようなことを考えています。

その根拠は、政府が主催している懇談会での提言で、学校における感染リスクをゼロにするという前提に立つ限り学校に子供が通うことは困難であり、このような状況が長期間続けば、子供の学びの保証や心身の健康などに関しては深刻な問題が生じるという提言がなされています。

だから、文部科学省では、学校においてはリスクを可能な限り低減しつつ、段階的に実施可能な教育活動を開始するというふうにしましたので、青木村もこの考え方を基本的な考え方として様々な対応、一斉に休校というんじゃなくて、何ができるかということを丁寧に考

えていきたいというふうに考えています。

○議長（宮下壽章君）　山本議員。

○１０番（山本　悟君）　いろいろとありがとうございました。

以上で私の質問終わりにいたします。

○議長（宮下壽章君）　山本議員の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩といたします。

再開は10時25分ということでお願いします。

午前１０時１４分　休憩

午前１０時２５分　再開

○議長（宮下壽章君）　休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◇　坂　井　　弘　君

○議長（宮下壽章君）　２番、坂井弘議員の登壇をお願いします。

坂井議員。

〔２番　坂井　弘君　登壇〕

○２番（坂井　弘君）　議席番号２番、坂井弘でございます。

時節柄、今回は２点に絞って質問をいたします。

１点目、焦眉の課題であります新型コロナウイルス感染症対策について。

さきに松澤議員、堀内議員、山本議員からも御質問があったところでございますが、重複を避け、重ねて質問をさせていただきます。

最初に特別定額給付金の給付状況ですが、これについては申請状況、給付状況、松澤議員の御質問に御答弁がありましたので、用意をいたしましたが割愛をいたします。

所感を述べますが、５月11日に申請受付を開始し、14日に振込を開始するという青木村の対応は、近隣、また全国のそれに比べ非常に速い迅速な対応であったと思います。村長はじめ職員の皆さん総出でゴールデンウイークも返上し、準備に当たられたと聞いております。

不況に陥っている村民を思い、最速の対応をいただきましたことに心より感謝を申し上げます。

また、役場の窓口で対応した件数、先ほど244件という御答弁がございました。これについても近隣の自治体ではごく僅かであったというふうな話もあり、青木村の窓口対応の数は突出して多かったのではないでしょうか。困ったら役場に行けば何とかしてくれるという役場に対する村民の絶大な信頼感がこの数字に表れているように思います。日頃の役場職員の皆さんの温かい対応がこうしたところに結びついているものと確信します。重ねて感謝申し上げます。併せて、今回のことを通し、自立した小さな村であったことのメリットが最大限発揮されたことを強く感じました。

一方、地方創生臨時交付金を活用した事業の進捗状況はいかがでしょうか。取組５のうちの一部、10％のプレミアム地域消費券発行事業、取組11の宿泊者等拡大事業、また融資枠の拡大事業については、３月議会でいち早く補正予算が組まれ事業展開されてきましたが、取組６、家計急変学生等支援事業、取組７、８、農業等の個人事業者応援事業が村民に公開されたのは今月３日でした。取組２、学校の臨時休校に伴う学習家庭生活への支援事業のうちの２の休校中の食育健康維持支援のための18歳以下の子供への２万円の支援金の支給については、情報がいまだ村民、保護者に届いていないように思われます。

同様の事業が４月のうちから取り組まれた市町村もありました。松川村では４月20日、軽井沢町でも４月23日に子供１人当たり２万円の支給を発表しています。高森町や南牧村、佐久市などでは、４月のうちに離村学生に米、その他の日用品を送る事業を発表しました。

緊急事態宣言が発出され帰省を自粛することが求められていた４、５月のうちから、故郷を離れて暮らす学生たちは援助の手を待ち望んでいたのではないでしょうか。青木村としてのこうした支援策をもう少し早くから展開することはできなかったのでしょうか。お願いいたします。

○議長（宮下壽章君）　小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長（小宮山俊樹君）　臨時休校に伴う学習家庭生活支援事業でございますが、こちらは15日に児童手当、それから子育て世帯給付金、こちらの支払いがございます。これを終わった後、手続のほうを始めて、６月末までに支給するということで予定しておりました。このことにつきましては、さきの全協でも御説明したとおりで、スケジュールには変わりなくやるつもりでございます。

村民の皆様へは、６月の広報に入れたあの資料、あれでまず周知をさせていただきました。

その後、今度は直接該当する御家庭というのがその資料で分かると思いますので、その御家庭の皆さんのほうへ、郵送で通知を昨日、今日と分けて発送をしているところでございます。必要な方には、その通知で内容を見ていただいて、そして手続のほうを進めていただくということで考えているところでございます。

件数につきましては、子供の数でございますが、612人分ということでございます。

○議長（宮下壽章君）　坂井議員。

○２番（坂井　弘君）　６月広報を読んでいない、そういった保護者も数多くいらっしゃるように思います。それにつけても、発送が順次され、個別に行き渡るということで御答弁いただきましたので、よろしくお願いしたいと思います。

先ほどのもう少し早くできなかったのでしょうかということについては、いかがでしょうか。

○議長（宮下壽章君）　北村村長。

○村長（北村政夫君）　冒頭、坂井議員のほうから定額給付金についてのことをいろいろいただきまして、ありがとうございました。

今、小宮山課長が言いましたように、同じ係が同じことをやっていますので、定額給付金優先させていただいたということでございます。

ちなみに、地方創生臨時交付金につきましても、これも先行受付が５月20日まででございまして、私どもは全体の地方公共団体1,788、これは東京の区部が入っていますから、この数字になりますけれども、そのうち市町村が出したのは388なんですよ。私どもは、なるべく早く臨時交付金のお墨つきが欲しいということで、役場の中での作業も優先し、他の市町村にも優先してこれを出して、まだ文書上の交付決定は来ておりませんけれども、メールで大体方向としていいよと、こういうお墨つきをいただいております。

そういうことでやるべき順番はいろいろありますけれども、私どもは、そういう定額給付金を最優先した結果、こういうことになったということでございますので、ぜひそこは理解していただきたいというふうに思います。

○議長（宮下壽章君）　坂井議員。

○２番（坂井　弘君）　少ない人数で最大限の努力をいただいたというふうに理解をしたいと思います。ありがとうございました。

家計急変学生等支援事業、農業等の個人事業者応援事業の申請状況は、今どんな様子でしょうか。

○議長（宮下壽章君）　片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君）　家計急変学生応援事業でございます。高校生を就学させている独り親については、今、住民福祉課長の18歳以下の部分と併せて、この頃、該当される方々には通知を送付するということで進んでおります。

また、離村学生については、今お話がありましたとおり、先週の４日から受付を開始しております。既に申請をいただいている方が昨日時点で８件でございます。そのほかにも何件かお問合せをいただいているというような状況でございます。

また、農業者等の個人事業者への支援事業でございますけれども、こちらの販売農家に対する支援については、やはり先週の４日から受付を開始して、昨日時点で３件の申請があります。また、そのほか数件御相談をいただいているところでございます。

同じ取組の中にリンゴオーナーの支援というのもあるんですけれども、リンゴオーナーについては収穫期の対応という性質でございますので、今後の感染拡大等の状況を見て具体的な支援に入っていくということになろうかと思います。

以上です。

○議長（宮下壽章君）　坂井議員。

○２番（坂井　弘君）　自分の企業等が果たして申請に値するんだろうかということで迷われている、そういったお宅もあるのではないかというふうに推察いたします。そうしたところも含め、ぜひ丁寧な対応をお願いしておきたいと思います。

さて、国の２次補正予算が本日成立する見通しかと思います。地方創生臨時交付金については、１次補正の１兆円に加え２兆円の増額が予定されています。そうした動向を待つまでもなく、村として、さらなる必要な支援策を打ち出していただきたいというふうに思うところですが、今後の補償経済再生策として村が考えている新たな支援策がありましたら教えてください。

○議長（宮下壽章君）　北村村長。

○村長（北村政夫君）　今お話がありましたように、国のほうの第２次補正（第２号）が今日成立するわけですけれども、ここに期待する部分もございます。ただ、内容について、残念ながら詳しくまだ私どものほうに文書が届いておりませんので、これに関して具体的に今申し上げる状況にはございません。

今後そういったウイルスによる危機的な状況は、学者によっては周期的にやってくるというふうにいう学者もおりますので、スペイン風邪ではありませんけれども、そういうことを

覚悟しながら事に当たりたいというふうに思っております。

コロナの後で必要なことは、大事なことは、コロナの前の状況に移すということではなくて、今回のことを通して反省して、進化させるということを考えていかなければならない。例えて言えば、小・中学校のＩＴ、オンライン、こういったようなことを在宅の勤務状況もあるかと思いますけれども、こういったことを今後考えていかなければならない大きな命題であるというふうに思っております。

もう一つ、前々から私はコロナ対策で、特に経済、あるいは支援、村民に対しては公平なことをしなければならない。同じ額をするということじゃなくて、落ち込みの激しいところ、あるいは弱者に対して、こういうふうに特に手厚くやらなければならないというふうに思っております。

国も含めて財政の悪化が、昨年の台風含めて私ども非常に厳しい状況に今いるわけでございますけれども、村民の皆さんがまず生活することが最優先でありますので、落ち着いた生活、あるいは村民の皆さんの事業の継続ができることを最優先で考えていきたいというふうに思います。

ただいまで言えば、専決をさせていただいた、今、前の御質問にもありましたように、9,200万円の13の取組を当分は急ぎたいというふうに思っております。

そして、経済の活性化には直接支給、財政支援をするということではなくて、例えば道の駅あおき、五島慶太未来創造館、田沢温泉・沓掛等のこういったツールを活用いたしまして、関係人口、交流人口を増やして村の活性化につなげてまいりたいと考えております。

○議長（宮下壽章君）　坂井議員。

○２番（坂井　弘君）　新型コロナ感染防止策の一環として、小・中学校の給食費の無償化を打ち出した市町村も幾つかございます。南箕輪村は、小・中学校、保育園の給食費、副食費を休校自粛解除後２か月間免除する。御代田町は、７月１日から小・中学校の給食費を無償化するということです。

私は以前より給食費の無償化を訴えてきたところですが、いまだ実現はしておりません。青木村でも、この際、ぜひ給食費の無償化を考えてみてはいかがでしょう。お考えをお聞かせください。

○議長（宮下壽章君）　北村村長。

○村長（北村政夫君）　今回のことを受けて、各自治体それぞれ地域の状況に合わせて今の給食費を含めて様々な事業を単独で、あるいは実施しております。私どもの村でも休校中の食

育、健康維持の支援のための２万円の支援金でありますとか、県外の大学生の支援のための３万円の給付などを実施しております。ほんの一部ではありますけれども、給食の無料化もいたしましたけれども、給食費の小・中学校の無償化に関しては、今、年間で今年で言えば約2,580万円の年額の予算が必要になってまいります。村の財政力、御案内のとおり、県下の市町村の半分以下しかございません。そして、村税は今年の予算で言えば約４億円弱でございます。こういった中で給食費の無償化を実行するには、ただいまは大変厳しい状況にあるという状況でございます。

当然のことでありますけれども、坂井議員にすれば当然のことかもしれませんけれども、給食に携わる方々の人件費、それからアレルギー対策の職員もここで保育園含め増員をいたしてございます。光熱水費、厨房機器、当然ながら村で負担しておりますし、温かいものは温かいうちにということで、自校方式で実施しております。

以上です。

○議長（宮下壽章君）　坂井議員。

○２番（坂井　弘君）　財政状況から許さないというお答えかと思いますが、２次補正の状況等も鑑みたりしながら例えば１年間という短期間でも実施できないか、そんなことも御検討いただければありがたいなと思っております。

併せて、病院関係、先ほども御質問ありましたけれども、３分の２が、あるいは新型コロナウイルス患者を受け入れた病院では八、九割が赤字経営に陥っていると、そんな報道もされています。国の２次補正に医療機関への支援策が盛り込まれていないことが問題になってもおります。

青木診療所の経営状態、先ほどの御答弁でいつもよりも少ないというふうな、通常よりも患者さんが少ないというふうなことを承りましたけれども、コロナの影響による受診控え、そうしたことで経営に影を落としている部分はないでしょうか。ラポートあおきはどうでしょうか。

必要があれば、村内のこうした医療、福祉機関への支援も必要なのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（宮下壽章君）　北村村長。

○村長（北村政夫君）　コロナ禍以来、時々診療所へ行って、小川先生と意見交換、あるいは情報交換等をさせていただいております。今お話、御質問にもありましたように、私が読んだ新聞では、外来患者減で88％の診療所等が大変な状況にあるというふうに記事がござい

ました。早速、小川先生のところへ行って、先生どうだいというふうに言ったら、まあ、何とかやっていますというお話でございました。今後、時々顔を出してというふうに思っております。

コロナ以来、私どもからは、マスクだとかフェイスシールドだとか、防護服なども提供をさせていただいております。既に御案内だと思いますけれども、土地については無償で村から提供をさせていただいております。

それからもう一つ、先生とお話しして大事なことだなと思ったのは、余り情報が私どもが持っている情報が早かったりするものですから、向こうは医師会を通して来る情報ではなくて、私どもが必要だと思うのは直接小川先生に渡す、そんな努力もさせていただいております。

ラポートの施設長さんとも小まめに情報交換したり、経営者であります丸山理事長さんともお会いして、いろいろ話をさせていただいたり、情報交換させていただいております。一番必要なのはマスクだろうということで、マスクについては組織が大きいものですから、大量に使うことと同時に大量に入ってくるんでしょうけれども、マスク等は何とか備蓄があるいうことでございました。

たまたまフェイスシールドを御寄附をいただいたので、診療所と併せてたくさん使うでしょうから、ラポートに提供させていただいたというふうに思っております。

御質問の両施設が大きな支援が必要な状況になりましたら、また議会にお諮り、御相談をさせていただきたいと思います。

○議長（宮下壽章君）　坂井議員。

○２番（坂井　弘君）　よろしくお願いいたします。

さて、３か月近く続いた小・中学校の休校、この影響については、先ほど来の御答弁の中で、子供たちの様子、そして学習の遅れ等に対する御答弁がございましたので割愛したいと思いますが、なおかつ教育長のほうから付け加えて御説明いただけることがありましたら、お願いしたいと思います。

また、学習の遅れについては、総ざらいをし、遅れているお子さんには放課後学習、あるいは支援員によって学習を補うと、そういった手だてもするというふうな御説明を受け安心したところであります。そんなことも含めながら、なお付け加えることはございますでしょうか。

○議長（宮下壽章君）　沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君）　そんなところなんですが、体力が落ちているということも問題だなというふうに思っています。子供たちだけではなくて、保護者とか祖父母にも大きな負担がかかっていたというふうに思っていまして、そんな中でよく２か月みんな頑張ったなということを本当に感謝しています。

そんなところで、今、本当に丁寧に一人一人を大事に見ていくという段階だというふうに思っています。

○議長（宮下壽章君）　坂井議員。

○２番（坂井　弘君）　夏休みを短縮した年間計画が保護者に届いています。小学校の場合では、８月５日から18日、２週間ということで短くなっているかと思います。保護者は安堵し、エアコンがあるんだから涼しいところでしっかり勉強しなと子供に声をかけ、しかしながら、子供たちは不平が漏れたりとかいうふうなのが実態であります。必要な措置だろうというふうに思いますが、何よりも子供たちを真ん中に置いて考えられなければならないと思います。

１日７時間授業を行っているという御説明がありましたが、果たして１日に７つもの違った教科書の内容を子供たちは受入れ可能なのでしょうか。あるいは、３か月続いた休校措置で子供たちは多くのストレスを抱え込んでいるかと思います。夏休みの短縮、そして７時間授業、そうしたことは、そのストレスをますます増大させることになるかと思います。

必要なことは、繰り返しますが、子供たちの今ある実態から出発することだと思います。そのためには、既に取り組まれていることと思いますが、教育課程を組み直すことが必要ではないでしょうか。教育長の先ほどの答弁では、10月までには回復できるというふうなお話をお聞きしましたが、単に時間数を回復するというだけではなく、教育内容、それを極力必要なことに絞る、次年度に回すことができる内容、逆に次年度に回したほうが効果がある学習内容、そういったものがあるはずです。そうしたことについて、青木小・中学校では教育課程の組み直し作業がどのように行われ、どの程度出来上がっているの教えてください。

○議長（宮下壽章君）　沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君）　歌うことですとか、演奏、調理実習や接触を伴うような運動は、落ち着いてきてから実施するというふうに考えています。それに伴って単元の組替えを今行っているところであります。

また、２波、３波が予想されることから、例えば小学校２年生の九九については、本来は２学期なんですが、もう１学期に行うなどの工夫をしています。これは文部省から出された

案や長野県の総合教育センターの臨時休校明けの年間指導計画例を通して、それを参考に行っているところであります。

夏休みを短くするということ、それから７時間ということも今進めているわけですが、校長先生方と話しているのは、あくまで、これは本当に言われるように柔軟にと考えていて、先ほどの答弁でも言いましたけれども、子供たちの体力、集中力、様子を見ながら、７時間が苦しかったら元に戻そうとか、そこは青木ならではの方法でやっていきたいと思っております。

○議長（宮下壽章君）　坂井議員。

○２番（坂井　弘君）　言うまでもなく、教育課程の編成権は各学校にあります。子供たちの実態から出発し、子供たちに過度な負担を強いることのないよう、そうした教育課程が組まれることを期待をしておきたいと思います。

６月１日から休校が解除をされましたが、解除に当たり３密を防ぐ対策がどのように取られたのか、先ほど来も御説明があった部分もありますが、なお付け加えて御説明いただけることがございましたらお願いいたします。

○議長（宮下壽章君）　沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君）　机の間隔を１メートルに空けること、それから、５、６年生は少人数学習を行っていること、それから換気の徹底をする、給食の手洗い、それから消毒と給食の廊下での配膳ですね。それから、健康観察、チェックカードの提出、全校集会は放送で行う、基幹指導の際ですとか英語の発音のために教師はフェイスシールドを着用と。職員会等で先生方はできることを話し合って、できる努力はしているという現状であります。

○議長（宮下壽章君）　坂井議員。

○２番（坂井　弘君）　休校の解除前の準備、そして休校解除後の対応、教育委員会並びに小・中学校の先生方には並々ならぬ御努力をいただいていることに感謝を申し上げます。

先日、休校解除後、通常生活に戻った小学校に足を運び、子供たちの様子を見てまいりました。最も過密になっていた学級は１年と５年でした。とりわけ５年生は１教室に37人、机の位置を廊下や窓際に精いっぱいに寄せ、互い違い斜めに配置することで距離を保とうと努めていますが、十分ではありません。

文科省の５月22日付、学校における衛生管理マニュアル、学校の新しい生活様式では、児童・生徒の間隔、最低１メートル、可能な限り２メートル以上空けることとしていますが、全く不可能な状態です。

算数は従来から２学級に分け少人数教育にしています。これに加え、体育の水泳でも更衣室を密にしないために、時間差をつけて分散させる計画とお聞きをいたしました。しかし、他の教科は１教室で密のままの授業が続いています。国も２次補正でも教室の蜜の解消に向け教職員を加配する予算が組まれていますが、全国の学校数の１割相当の学校に１人充ての加配しかつかない予算措置です。青木小・中学校への加配は到底期待できないかと思います。

緊急事態に鑑み、村費加配、今までもしていただいているわけですが、それ以上に村費加配お願いし、３密解消を図ることが重要と考えます。教育委員会並びに村長のお考えをお聞かせください。

○議長（宮下壽章君）　沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君）　現在ですが、小学校は支援員が７名です。それから専科１名、それから担任が村費で２名という、これは本当に手厚いというふうに思います。この体制で丁寧な対応をしていただいているというふうに思っています。

中学校でも６名の支援員や教科の指導に入ってもらっておりまして、今のところ支援員をさらに増員してというお話は聞いていないので、要望としては、すららは今後も使用したいということがありますので、そういうできる支援はしていきたいというふうに考えております。

○議長（宮下壽章君）　北村村長。

○村長（北村政夫君）　前々から加配の先生は、新しく来た教員の先生の方、あるいはよその学校へ行って、その後会うと青木村は加配があってすばらしい学校だったというふうに言われました。こういうことが心配なんで教育委員会とは意見交換しているところでございますが、今の質問の件について教育委員会から具体的に相談がありましたら、ともに検討をしてまいりたいと思っております。

○議長（宮下壽章君）　坂井議員。

○２番（坂井　弘君）　支援員等、大変手厚くやっていただいていることは承知をしております。場合によっては、支援員がいらっしゃっても密な状態は解消できないわけですよ。学級を分けない限り。とすれば、その支援員がクラスを持つという形で学級を分ける、そうした対応をしていくことも緊急的には必要なんではないでしょうか。密を避けることが何よりも重要というふうに考えますので、ぜひともその辺について御検討をお願いしたいと思います。

もう一点、感染予防対策の１つとして、水道の蛇口をレバー式にしたり、自動水栓にしたりする学校が出てきています。配管や電気工事の必要のない後付け型の製品を提供している

県内メーカーの受注が急増しているという報道もありました。

新型コロナウイルス対策事業取組１、公共的空間安心・安全確保事業を拡大し、小・中学校、また保育園、さらには他の公共施設等の水道栓を自動水栓に切り替えるというお考えはないでしょうか。

○議長（宮下壽章君）　沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君）　調べてみましたら、小学校が75か所、それから中学校が48か所、概算ですが、300万円程度が要るかなというふうに思っています。この１つの対策としては有効だというふうに思うんですが、そういう方向で考えていくと、今度はドアを自動ドアにするとか、あるいはボールも個人持ちにするとか、本当に接触を避けるというように話は進んでいくのかなと思っていて、今回は要望としてお聞きするということかなというふうに思っております。

以上であります。

○議長（宮下壽章君）　坂井議員。

○２番（坂井　弘君）　優先順位があるかと思いますが、ぜひ３密対策ということで新たな方策、予算づけ等できましたら、お願いしたいというふうに思っております。

近い将来、再び休校になることが予想されるところです。先ほど来の答弁にもございましたけれども、オンライン学習ですが、さきの休校中、試行されたオンライン学習、一方通行の学習ではなかったかなというふうに思っております。Ｚｏｏｍによる双方向通信が試されたこともありましたけれども、一度に通信できる人数が限られており、クラス全員が授業に参加することができないと聞きました。また、教師対児童・生徒の通信はできても、子供たち同士の双方向通信ができない難点があるともお聞きをしております。

こうした問題点をクリアできるオンラインシステムを早急に導入していただきたいというふうに思いますが、先ほど来、教育長のほうからは、新たなシステムというふうなことを検討いただいているというふうにお聞きをいたしているところであります。

補正予算以外に措置されたＧＩＧＡネットワークは、これらの問題をクリアするものになるのでしょうか。オンラインシステムの導入、そしてまたその指導計画について、なお御説明いただけることがございましたらお願いします。

○議長（宮下壽章君）　沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君）　今回の予算でお願いしたように、政府のＧＩＧＡ構想に手を挙げておりますので、小・中学校ともに１人１台のタブレットを設置する予定であります。今まで

使っているすららの収蔵とか、それから双方向の授業、今お話のあったようなことがどういうふうにしたらできるのかは今、研究中で、これからも指導も受けたいというふうに思っております。研修も進めていきたいというふうに思っています。

○議長（宮下壽章君）　坂井議員。

○２番（坂井　弘君）　よろしくお願いします。

休校という措置もある一方で、先ほど教育長の御答弁にもございましたが、分散登校というふうな措置も考えたいということであります。むしろ休校による弊害のほうが大きいという考え方もあります。子供たちの感染率、10歳未満は1.7％、10から19歳で2.4％、10歳未満の重傷者は全国で１例のみだったというふうなことでした。

一斉休校にこだわらず、先ほど御答弁もありましたけれども、違った方向性も考えるときかなと思っております。その点について、なお御説明がありましたらお願いします。

○議長（宮下壽章君）　沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君）　おっしゃるとおり、そういう方向で考えていくべきだなというふうに思っていて、ただ、それもどういう状況で２波が来るのか、３波が来るのかという、それを踏まえないとちょっと一概には言えませんので、そこは丁寧に柔軟に考えていきたいと思います。

その考え方については、今もお話ししているんですけれども、ネットワーク通信で７月号に教育委員会の考えを丁寧に書かせてもらいましたので、村民の皆様にも、そこで周知をしたいなというふうに思っています。

以上です。

○議長（宮下壽章君）　坂井議員。

○２番（坂井　弘君）　いずれにしましても、近い将来、２波が襲来することが予想されるところであります。新型コロナウイルス感染拡大防止のために、今、喫緊に求められていることはＰＣＲ検査数を飛躍的に増やすことだというふうに言われております。

県は５月当初、専門施設を県内に20か所程度設け、１日当たり300検体以上の検査を可能としたいとしていました。上田広域内でも２か所の設置が検討されていたかと思います。しかしながら、５月下旬には、当面、全10の広域で１か所以上のセンター設置を目指すとトーンダウンしました。

上田広域では、５月26日、上田市内にドライブスルー方式の地域検査センターが開設されました。１日の検体採取定員は６人だと聞いております。第２波流行の際、この検体数で

大丈夫なのでしょうか。当初予定どおり、もう１か所増設する予定はないのでしょうか。小県医師会の動きや考え方も含め、動向を教えてください。

○議長（宮下壽章君）　北村村長。

○村長（北村政夫君）　ＰＣＲの検査は、検査センターに行かなければ受けられないということではないということをまず御理解いただきたいというふうに思います。

検査センターというのは、かかりつけ医、もしくは保健所からの連絡で、帰国者・接触者外来、もしくは検査センターにこれをつなげていくということで、重症な者は、すぐもう病院へ行くということであります。

それから、検査センターで熱が出ている、今検査します。これは７時間後、明日にならないと分からない、薬も出ないですよね。ということで検査センターが必ずしも住民の国民のためになるかという、そこはいろいろ考え方があるよというのがお医者さんたちの考え方でございます。そこをまず御理解いただきたい。

それで、県から委託を受けた上田市は、医師の派遣を上田医師会にお願いをいたしまして、今お話ししましたように、火木土の週３日、午後13時から15時まで開設するということだそうでございます。

それからもう一つ、小県医師会では、既に丸子中央とか依田窪、東御、鹿教湯等の各病院で必要なＰＣＲ検査を実施しているという体制を組んでいるということでございますから、より親切なのかというふうに私は思っております。

ですから、検査センターだけではなくて必要なところで重症ならば即行きますし、ＰＣＲ検査をして、もし発熱があれば、そこで検査センターではなくて、病院で軽症であっても措置ができるということなので、そこは地元の状況に合わせてかなというふうに私は思っております。

○議長（宮下壽章君）　坂井議員。

○２番（坂井　弘君）　丸子、依田窪で検査ができるという体制があるということは、私自身は存じ上げずにおりました。例えば青木診療所で検査をしたほうがいいというふうに判断された場合は、どこへ行くのでしょうか。

○議長（宮下壽章君）　北村村長。

○村長（北村政夫君）　それは、保健所へ行くか、あるいは上田の医師会が青木の人は取らないということではないそうです。検査センターへ行くか、そこは小川原先生の御判断かというふうに思います。

○議長（宮下壽章君）　坂井議員。

○２番（坂井　弘君）　県内既に７か所のＰＣＲ検査センターが開設されているわけです。そのうちの上伊那、松本、飯田については設置場所が公表されております。佐久、上田、長野については公表されていません。長野市は運営上の理由、佐久市はかかりつけ医による完全予約制のため直接来訪しないようにということで、公表していないというふうに言われていますが、公表している３か所に、住民が直接押し寄せて困ったという話は聞いておりません。

いざというときのためには、先ほど私、丸子や依田窪でできることを知らないというふうに申し上げましたが、どこで検査ができるのか、そうしたことを公表しておくほうが事がスムーズに運ぶのではないかというふうに思いますが、その点についてはお考えいかがでしょうか。

○議長（宮下壽章君）　北村村長。

○村長（北村政夫君）　先ほどの答弁と重なりますけれども、検査センターは、新しく先生がよそから来てやるのではなくて、例えば上田の医師会ならば、上田の医師会のメンバーの中、あるいは病院なりクリニックなりから先生が行って検査をするということですから、医療体制はそこだけ少なくなるわけですよね。それは御理解いただけるというふうに思っております。

したがって、幸いにして今まで上田、小県は７人でしたから、検査はもっとたくさんしたと思いますけれども、発症は７人でしたからほかと比べて混雑はしなかったと思いますけれども、公表することによって、２波が来て相当数の患者が出たときには、その場所に行って混雑して、本来受けるべきこと、優先して受けてほしい人たちが受けられなくなる、そういう心配があるということで公表してないというふうに私は思っております。

○議長（宮下壽章君）　坂井議員。

○２番（坂井　弘君）　質問を変えますが、４、５月に上田市在住の方の感染が発表された際、様々な憶測が流れました。真実がつかめずに村民の多くが動揺しました。今後、２波襲来時には村民が感染することも考えられます。感染情報は、保健所管内の発表から自治体名まで明らかにされるようになってきました。青木村で発生ということになれば、小さな村であり瞬く間に感染者が特定され、流布されることは想像に難くありません。感染拡大防止とともにプライバシー保護をどのように進めるのか、村のお考えをお聞かせください。

また、村民が発熱した場合、どのようなルートで受診すべきか、村民に徹底しておくことも重要だと思います。

村民が安心して受診できるシステムや村としての対応マニュアルを構築しておくことが必要かと思いますが、この点についての村のお考えをお聞かせください。

○議長（宮下壽章君）　小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長（小宮山俊樹君）　まず、安心して受診できるシステムということでございますが、村民がもし発熱等、症状を訴えた場合でございますが、まずは保健所のほうに連絡をしていただきたい。保健所のほうに設置されている帰国者・接触者相談センターでございますが、それか、もしくは最寄りのかかりつけ医のほうに相談していただく。このことにつきましては、折を見て村民の皆様に周知を繰り返しているところでございます。その後、保健所、もしくはかかりつけの先生の指示に従って行動していただくということになります。

上田の事例でございますが、感染者と確認されるまでに幾つかの医療機関を受診されたというケースがございました。発症の早期にＰＣＲを受けていれば、こういうことは起こらなかったのかというふうに思います。このようなことが起こらないように、安心して受診できるシステムの構築に向けましては、それぞれの機関、いろいろなところに折を見て、また要望等を上げていきたいというふうには思っております。

もう一つ、プライバシーの保護ということでございますが、こちらは村が中心となって行っていくべき施策の１つでございます。村民への正しい周知とともに、人権への問題も併せてやっていかなければならないというふうに思っております。

上田で感染が出たときも様々な情報がＳＮＳ等で流れて、いまだにそうでない情報を信じていらっしゃる村民の方も中にはいます。一度広まった情報を打ち消すということは、かなり難しい、まず無理ではないか、そんなような状況でございます。ですので、行政が発する情報につきましては、より慎重な取扱いをしていきたいというふうには思っております。

村民への周知は早く正確に詳しく伝える、必要なところは伝えますが、同時に人権への配慮を欠くもの、そういったことには気をつけてやっていきたいというふうに思っております。

○議長（宮下壽章君）　坂井議員。

○２番（坂井　弘君）　よろしくお願いいたします。

緊急事態宣言が解除されて以降、全国的にも、また村内においても、ソーシャルディスタンスや感染防止対策が崩れつつあるように思います。マスクをしないまま近距離で話をしている村民の姿も多く見られるようになってまいりました。第２波襲来を防ぐために、日頃からソーシャルディスタンスを保つことを徹底するための啓蒙活動の必要性を感じています。

一方、文化会館や図書館、その他、村の施設もほとんどを解放されてきており、村民が集

えるようになって活気が戻りつつあります。しかし、その一方で村祭りはじめ中止された文化活動、健康維持のための取組も数多くあります。こうした活動との両立を今後どうするのか、村の基本的な考えをお聞かせください。

○議長（宮下壽章君）　小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長（小宮山俊樹君）　ソーシャルディスタンスということでございますが、こちらは全国各地で配慮をされるようになってきているというふうに思っております。一定の普及は進んでおりますが、東京では接待を伴う飲食店等を中心に再び感染者が増加している、そんなような状況も見て取れます。

ソーシャルディスタンスを確保して可能な限りコロナ対策を行った施設には、認証制度を設けるなどということを考えているところもあるようでございますが、経済活動の復活と感染の防止はどうしても相反する関係ということになるのかもしれません。こういった中でソーシャルディスタンスなど新たな日常を定着させることは、特効薬やワクチンの開発が進んでない現在としては何よりの施策ではないかというふうに思っております。

役場においても、７月以降は徐々に会議やイベント、うちの課のほうとすれば健康教室等、こういったものを再開していくように考えておりますが、距離を保ったまま、また３密にならないような、そういった環境で行えるものから順次再開していきたい、そういうふうに考えているところでございます。

○議長（宮下壽章君）　坂井議員。

○２番（坂井　弘君）　５月25日付で変更になった政府新型コロナウイルス感染症の基本的対処方針の中に、催し物、イベント等の開催に当たっては、その規模に関わらず参加者名簿を作成して連絡先等を把握しておくことを主催者に周知することとあります。文化会館等、村の施設を貸し出す際の扱いについて、プライバシー保護、基本的人権擁護の観点からお考えをお聞かせください。

○議長（宮下壽章君）　沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君）　文化会館の使用に当たってですが、主に公民館活動が中心なので責任者の方がおられます。もし感染者が発生した場合も、参加者は分かるという状況ですので名前は書いてもらってはいません。

それから五島慶太未来創造館ですが、個々に名前、住所を書いてもらうと、そのペンを多くの人が触ることになるため、感染防止の観点から書いてもらわないということにしています。そんな対応を考えているところであります。

○議長（宮下壽章君）　坂井議員。

○２番（坂井　弘君）　自治体によっては、参加者名簿、今みたいな公民館活動の場合はいいわけですけれども、不特定多数が集まる催し等については参加者名簿の提出を義務づけるようなところも出始めているように聞いておりますが、そうしたことを強制すると、やっぱり人権擁護という立場からすれば問題かなというふうに思うところであります。

本村においては、参加者名簿そうしたことについては貸出し側で要求するというふうなことはないということでよろしいでしょうか。

○議長（宮下壽章君）　沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君）　今お話ししたとおりなんですけれども、文化会館とか村民の方ですので、ただ体育館については実は村外の方も多くおられます。あそこはボールを使ったりということで接触しますので、この体育館については、どういう方が使ったかというのは名簿を出すようにはしてもらうようにはしております。そこだけですね、名簿は。

○議長（宮下壽章君）　坂井議員。

○２番（坂井　弘君）　体育館のみということで理解をしておきたいと思います。

新しい生活様式による防災対策についてお聞きする予定でしたが、これについても既に御答弁がございましたので、基本的には割愛をしたいと思いますが、なお、付け加えて御説明いただけることがございましたらお願いいたします。

○議長（宮下壽章君）　多田防災危機管理監。

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（多田治由君）　避難所運営の関係で若干先ほど申し上げなかった部分あるんでお伝えしたいと思いますが、これから夏場になって暑さ対策という話も先ほどから出ていますけれども、避難所の運営についてもその部分かなり重要な部分になってきます。そういった観点の中から、感染予防だけではなくて熱中症の予防ですとか配慮するということで、予防行動のポイントをまとめて十分な指導をしていくということの体制づくりもしていきたいと考えております。

特に昨年、今年と各公民館等に冷房設備の設置等も行っていますけれども、先ほど中学校の例もありましたけれども、そちらに頼るだけでなく、換気を進めるとかポイント等をまとめていきたいと思っております。

○議長（宮下壽章君）　坂井議員。

○２番（坂井　弘君）　昨年の台風19号の教訓からすれば、各地区の避難所の運用に関しては役場職員の手だけでは追いつかないというふうな状況で、区役員の手に委ねられることに

なるかと思われますが、そうした場合の３密対策について、区の役員への周知徹底はどのように行われるのでしょうか。

○議長（宮下壽章君）　多田防災危機管理監。

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（多田治由君）　なかなか区の役員さん方も替わっていきますし難しいところではありますけれども、ただいま作成のほうを進めています防災力向上アクションプランというものがございますが、そちらの中でもうたい込みを予定しています。今年さらに２地区で手を挙げていただいていますが、地区の防災計画の策定、そういった作業の中で住民の方にも広く周知をしていくというようなことで考えていきたいと思います。

○議長（宮下壽章君）　坂井議員。

○２番（坂井　弘君）　以上、第２波襲来への備えについて４点お聞きをしてまいりましたが、このほかにも村としてお考えになっているような対策、備えがありましたら教えてください。

○議長（宮下壽章君）　北村村長。

○村長（北村政夫君）　今の時点で考えられること、やらなければならないことについては、おおむねできているかなというふうに思います。ただ、それは慢心であって、先ほど来答えているように、いろいろ情報を集めている中で、ああ、これは心配だな、やらなきゃいけないなというのは幾つかあります。まずは在宅福祉ですね。これが少し、さっき言いましたように、なるべく人と接触してないから断るとか、感染が不安があって利用を控えるとか、そういうようなことがあって心配だと。

それから、事業者にとっては、そういうことによって経営が心配になってくると。今まで人数がいたのがなってくるということで、もう一方では離職者も増えてくるということでありますので、従事者、あるいは休職職員が増えてくるんではないかと、こういったことにも目配りをしていかなければならないというふうに思っております。

それからもう一つは、そんなことは大丈夫かなと思うんですけれども、いろいろの情報によれば、こういった失業だとか、長期間の閉鎖状況において自殺する人が増えると、こういうふうにも学者によっては、あるいはデータによっては言われておりますので、特に東日本大震災の際にも長引く避難生活の中で関連自殺が多かったということで、心のケア、こういうことも必要だろうというふうに思っております。

それから、これは今までも出てきたところで検査体制ですけれども、こういうことは組織としてというよりも、医療関係でウイルスに対してすぐ大量に即答えが出るような検査体制

の、今度の第２次の今日の国の補正の中にかなりの額が盛られているという新聞記事はありますけれども、こういったことが急いでほしいなというふうに思っております。

それから、これから来るべき暑い夏について、感染予防と熱中症の対策、同時にしていかなければならない。ここも教育機関、現場含めて、大人も高齢者含めてしっかりやっていかなければならないことであるというふうに思っております。

○議長（宮下壽章君）　坂井議員。

○２番（坂井　弘君）　お聞きしましたところ、微に入り細に入り御配慮すべき点について御検討いただいているというふうにお聞きをいたしました。敬意を表すとともに、よろしくお願いしたいというふうに思います。

２か月後にはお盆がやってきます。新盆見舞いの在り方を心配する声も聞かれます。佐久地方では、近隣の見舞客は座敷の縁側で記帳、焼香をし、靴を脱ぐことはありません。日々の生活の中で新しい生活様式にのっとった見直しを図るべき慣習もあるのではないでしょうか。

子供たちがマスク姿で登下校する姿を見て、熱中症を心配する声も聞かれます。雨傘を日傘代わりにして登下校する学校の様子も紹介されました。

政府の配布したいわゆるアベノマスクを有効活用するため、小諸市では市役所ロビーに回収箱を設置しました。青木村でも取り組んでもらえないだろうかという声も上がっています。今後とも村民の心配や要望に迅速、丁寧に対応していただければと思います。

さて、今月18日開会の６月県会において、県新型コロナウイルス感染症等対策条例案が提案されようとしています。協力要請の名の下に県民や事業者の行動が制限強化されるかと思います。

また、３月初めに政府から休校要請が出された際、青木村は即座に対応をいたしました。しかし、同じ長野県内の池田町教育委員会は休校開始日を２日遅らせました。教育長は、子供たちに少しでも気持ちの準備をさせたかった、上意下達に従ったほうがいいという風潮に激しい違和感を感じるとフェイスブックに記しています。しかし、こうした対応にお上の言うことに逆らうのかといった中傷が寄せられたと言います。

緊急事態宣言の発出に乗じ、憲法に緊急事態条項を盛り込もうと画策する動きもあります。緊急事態宣言は必要な措置であったかもしれません。しかし、その一方で国全体の統制を図る怖さも感じました。同調圧力がかかり、異を唱える者は非国民扱いされるような雰囲気が醸し出されたことも事実であったかと思います。

高齢の父母の介護のために村内を訪れ、住まいのある他県に２か月間帰ることができず村内にとどまっていた方の声も聞きました。逆に他県に在住する高齢の父母を見舞うことができず、その死に立ち会うことができなかった村民もいます。基本的人権の尊重と感染拡大防止の両面から、緊急事態の対応に対する村や教育委員会の基本的な考え方をお示しください。

○議長（宮下壽章君）　北村村長。

○村長（北村政夫君）　憲法で保障された行動の自由と、その感染拡大防止、このバランスの取り方だというふうに思っております。１つ言えば、災害の際に空振りでもいいから早く避難勧告出せというふうに言われておりますので、そこは大変難しい、結果論で言えばいろいろあるかと思います。

公共の福祉を理由にして、これを制限することは慎重に行わなければならないということで、今までの国のありようによって反省することは、御案内のとおりハンセン病がありますよね、隔離政策。こういうようなことがあって、コロナ患者、あるいはその家族の偏見、あるいは差別があってはならない。厳にならないというふうに思います。

当面は新型コロナウイルスの患者の皆さんに行われている様々な対策、その行動様式は不安とか恐怖を理由にした過剰な制限は行うべきではないというふうに思いますけれども、冒頭申し上げましたように、このバランスの取り方が難しいと思っています。

近々、我々に課せられた宿題として、避難所、避難場所における新型コロナウイルス感染の避難所運営マニュアルというのが県でこのたび出されました。５月26日に出ております。人権への配慮ということで、ユウショウの状況のもの、あるいは濃厚接触者に対する誹謗とか中傷とか生じないような避難所の管理、運営を求められております。こういったことに具体的にどういうふうにするかというのは至急考えていきたいと思っております。

○議長（宮下壽章君）　沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君）　自由権や社会権、特に教育委員会としては、教育を受ける権利を大切に考えていく必要があると思っています。学習を保障することは、これまでも大事にしてきましたし、今後も最も大事に考えていかなきゃいけないことだと思っています。

それから、先ほど言いましたように、７月のネットワーク通信に書かせてもらったと言いましたが、そこにも村内でもし感染者が出たような場合には本当に誹謗中傷はなくす、そんないい青木村でありたいということは、まとめとして書かせてもらってあります。

○議長（宮下壽章君）　坂井議員。

○２番（坂井　弘君）　以上、１点目の新型コロナウイルスに関する質問を終えたいと思いま

す。ありがとうございました。

２点目、手短に参りたいと思います。平和に関わる質問です。米軍機の低空飛行並びに自衛隊への名簿提供問題についてお聞きをいたします。

昨年11月15日８時40分、私は空から戦車がやってきたかと思うような大轟音に家を飛び出しました。米軍機Ｃ130、３機の低空飛行です。平和な青木村の空に米軍機が低空飛行するさまは異様でした。

以来、同様のことが立て続けに起こっています。私が目撃した限りですが、今年４月９日９時35分２機、５月14日11時27分１機、新聞報道では３機という報道もあります。そして、つい先日、本議会開会前日の今週火曜日、６月９日12時18分２機の計４回です。そのほか３月議会中の３月19日９時半前、信濃毎日新聞の記者が目撃したことが報じられています。

村民からも、聞いたことのない余りの轟音にびっくりした、窓ががたがたと震え何事かと思った、山の尾根すれすれに飛んでいたといった低空飛行を不安に思う声が寄せられています。

こうした米軍機の村内低空飛行の実態を村としてはどのように把握し、危機管理を行っているのかお聞かせ願います。

○議長（宮下壽章君）　多田防災危機管理監。

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（多田治由君）　村として、どんなふうに把握しているかということでございますが、実態として、航空法での適用除外という部分がありまして、公式の記録としてはございません。村としてもメディア等の情報から把握しているということでございまして、ただいま議員からお話があったとおりの内容と理解しております。

○議長（宮下壽章君）　坂井議員。

○２番（坂井　弘君）　先日の９日の低空飛行に関しては、県危機管理防災課に９件、上田市危機管理防災課に３件の目撃情報が寄せられたというふうに報道されています。青木村から県には、どのような報告が行っているのでしょうか。今のお話ですと、メディアから情報をつかむ限りでしかないというお話ですが、村としてのそうした危機管理、あるいは報告、情報発信、そういったものは行っていないのでしょうか。

○議長（宮下壽章君）　多田防災危機管理監。

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（多田治由君）　先日の飛来については、こちらで特別なアクションは起こしてございません。村としての対応ということでございますけ

れども、公表等はしてございませんけれども、時に応じて町村会を通じてとか、県を通じての要望活動、それから、場合によっては上田の自衛隊の事務所を通じて問合せ等を行っているような状況でございます。

○議長（宮下壽章君）　坂井議員。

○２番（坂井　弘君）　村として上田自衛隊に問合せをしているということですか。

○議長（宮下壽章君）　多田防災危機管理監。

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（多田治由君）　はい、そのとおりです。

○議長（宮下壽章君）　坂井議員。

○２番（坂井　弘君）　この新聞情報では、各地から県に寄せられている情報がある、そういった内容で書かれているわけですけれども、村としてそうした情報をキャッチし、危機管理対応として県に上げる、そういったこと、あるいは村民に情報発信する、そういったことがされていないことに若干不安に思うところがあります。

あれほどの低空飛行が今後も繰り返されるならば、不測の事態が起こらないとも限りません。危機管理の在り方を再検討していただければというふうに思っております。

2012年に米軍が作成、公表した環境レビューでは６ルートの存在が明らかにされ、そのほかに１ルート、計７ルートあることが確認されています。このうち青木村に近いルートは、ブルールートと呼ばれる新潟県粟島から内陸県境をなぞり、富山県、岐阜県の東側県境から高山市に至るルート、長野県側から見れば、飯山市から小谷、白馬村、大町市、松本市西側上空となります。青木村上空は飛行訓練ルートに入っておりません。

また、2016年に米軍資料から明らかになった在日米軍横田基地所属Ｃ130の訓練空域には、南佐久及び諏訪地方東部の県境が空域になっていますが、青木村上空からは離れています。なぜ米軍機が青木村上空を空の暴走族のように我が物顔で低空飛行することが許されているのでしょう。規制する国際法や法律はないのでしょうか、お答えください。

○議長（宮下壽章君）　多田防災危機管理監。

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（多田治由君）　低空飛行を規制する法令ということでございますけれども、航空法の最低高度については、日米地位協定に基づく航空法の特例法によりまして、米軍には適用除外となっているということでございます。ただ、平成11年１月14日の日米合意によりまして、在日米軍については、国際民間航空機関の定めや日本の航空法により規制されている最低高度の基準を用いているというふうに発表がございまして、そちらに基づいての飛行をしているということにはなってございます。

○議長（宮下壽章君）　坂井議員。

○２番（坂井　弘君）　今御説明がありました基づいての部分の航空法については、どのような規定になっているのでしょうか。

○議長（宮下壽章君）　多田防災危機管理監。

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（多田治由君）　航空法の施行規則によります最低高度でございますけれども、最低安全高度ですね。１つとしましては、人、または家屋の密集している地域にあっては、航空機を中心に水平距離600メートルの範囲内の最も高い障害物の上段から300メートルの高度と。それから、人、または家屋のない地域及び広い水面の上空にあっては、地上、または水上の人、または物件から150メートル以上の距離を保って飛行できる高度、こんなふうに規定されています。

○議長（宮下壽章君）　坂井議員。

○２番（坂井　弘君）　青木村の場合は、それを適用すると300メートルという解釈でしょうか、150メートルという解釈でしょうか。

○議長（宮下壽章君）　多田防災危機管理監。

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（多田治由君）　一般的には人家等密集している部分というふうに判断して差し支えないと思いますので、300メートルのほうに適用になると思います。

○議長（宮下壽章君）　坂井議員。

○２番（坂井　弘君）　米軍機の度重なる低空飛行に対して、村として基本的にどのようなお考えをお持ちでしょうか。

○議長（宮下壽章君）　北村村長。

○村長（北村政夫君）　昨年来、軍用機の飛行がありまして、私も職場の窓から大変大きな爆音を聞きました。大変不安になりまして、これを自衛隊長野地方協力本部上田地域事務所へ問合せをいたしました。

３月２日に回答をいただいております。その内容をちょっと御紹介いたしますと、在日米軍は、米軍の運用に関すること、飛行訓練の目的、飛行の安全確保など米軍の運用に関することであり、その逐一を明らかにしないとの方針であると承知しております。

いずれにいたしましても、防衛省として当局に寄せられた米軍機の飛行に対するものと思われる苦情については当該苦情内容を米軍側に伝え、米側に対し住民の方々に与える影響を最小限にとどめるよう引き続き求めていますという回答をいただいております。

これも町村会などでよく話題に出るんですよ、このことは。県では、最近のことを申し上げますと、特に佐久が多いものですから町村会でも話題になりまして、私が承知しているのは、昨年10月１日に米軍機の低空飛行訓練について県と市町村が共同して国へ要請をしております。長野県市長会、長野県町村会でありまして、10月１日にそれぞれの代表が防衛省に基づきまして行っております。

その内容をちょっと御紹介いたしますと、米軍のＣ130が目撃され不安や恐怖を覚えた住民が多数いるということで、佐久総合病院を拠点とするドクターヘリとの衝突も懸念される。長野県では、これまで米軍機が県内上空を飛行する際には、飛行高度や区域等に関する日米合同委員会合意事項の遵守について在日米軍に強く求めていることや、米軍機の飛行訓練等に関する情報を把握し、事前にできるだけ速やかに提供することを要請してきたところですということであります。

また、日米地位協定は、締結以来、一度も改定されていないということで、国内法の適用がないなど十分とは言えない状況にある。その見直しについて、全国知事会から国に対して提言がなされている。政府におかれましても、現状を深く認識いただき、県民や観光客の安全・安心に深刻な影響を及ぼすことがないよう強く要請しますと、こういうことで、町村会でも県の町村市長会と一緒になって要望をしております。

私ども上田の事務所が窓口になっていますので、こういった今坂井議員がいろいろ御質問したみたいなことは、電話等では強くお願いをしているところでございます。

今後も県、あるいは町村会、あるいは市長会と同様のまだまだ続くと思いますので、要請を強くしてまいりたいと考えます。

○議長（宮下壽章君）　坂井議員。

○２番（坂井　弘君）　昨年６月議会において青木村議会では、日米地位協定の抜本的見直し並びに米国基地負担の軽減を求める請願を全員一致で採択しているところです。まさに、今、村長から御説明がありましたように、元凶となっている日米地位協定、これの一刻も早い見直しが必要かと思います。今後とも働きかけをよろしくお願いいたします。

さて、１年前、昨年６月議会において、私は自衛隊への名簿提供問題について質問をいたしました。その際の答弁の中で、本村における自衛隊への名簿提供がそれまでの閲覧ではなく、貸与という名目でペーパーでの提供が始まったのは平成28年度であり、提供した名簿を１年間貸しっ放しにしていたことが明らかになったかと思います。

その後、指摘を受けて貸与期間を２週間に短縮したもののペーパーでの提供が続けられま

した。この点について最終的に村長からは、いろいろ課題も多いことでありますので、今後の情報の提供については関係者、あるいは相手方とも相談してみたいというふうに思いますと答弁をいただきました。この御答弁に基づき、その後どのように改善が図られたのか御説明ください。

○議長（宮下壽章君）　片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君）　今年度といいますか、今年につきましては、閲覧をしていただくという形で対応させていただきました。

○議長（宮下壽章君）　坂井議員。

○２番（坂井　弘君）　今年度というのは、今年のいつあったんでしょうか。

○議長（宮下壽章君）　片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君）　１月であったと記憶してございます。

○議長（宮下壽章君）　坂井議員。

○２番（坂井　弘君）　年度からすれば、昨年度という理解でよろしいわけでしょうか。

○議長（宮下壽章君）　片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君）　年度からしますと、そうですね。昨年度になります。

○議長（宮下壽章君）　坂井議員。

○２番（坂井　弘君）　確認いたしますが、そうしますと、平成でいうところの28年、29年については１年間貸しっ放し、30年については２週間に改め、そして31年、令和元年度については、それまでの従来どおり、27年以前の閲覧方式に改めたということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（宮下壽章君）　片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君）　はい、そのとおりでございます。

○議長（宮下壽章君）　坂井議員。

○２番（坂井　弘君）　最終確認ですが、今後ともそうした形で、閲覧のみということで対応するということでよろしいでしょうか。

○議長（宮下壽章君）　片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君）　名簿対応という形が適当だという合理的な理由がない限り、同様の対応をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（宮下壽章君）　坂井議員。

○２番（坂井　弘君）　了解をいたしました。

以上、平和に関する質問を終了し、２点についての私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（宮下壽章君）　坂井議員の一般質問は終了しました。

◇　宮　入　隆　通　君

○議長（宮下壽章君）　続いて、１番、宮入隆通議員の登壇をお願いします。

宮入議員。

〔１番　宮入隆通君　登壇〕

○１番（宮入隆通君）　議席番号１番、宮入隆通です。

新型コロナウイルス感染症の対応策について質問させていただきます。

同僚議員と重複するところは割愛しながら質問していきますので、よろしくお願いいたします。

世界の動きが止まり、人々の暮らしに大きな影響を与えた新型コロナウイルス感染症ですが、この新型コロナウイルスの影響の下での持続可能な村政ということは、どのように考えていますでしょうか。御答弁お願いいたします。

○議長（宮下壽章君）　北村村長。

○村長（北村政夫君）　持続可能な村政についてでありますけれども、従来から少子高齢化、あるいは地域経済の疲弊、それからコミュニティの維持、様々な課題を私どもは今抱えているというふうに思っております。このような中で、新たに新型コロナウイルスの感染拡大の防止という戦後日本社会においては未曽有の試練の中に立たされているというふうに思っております。

この課題の解決をするには、地域に住む人々の力の結集、それから他の自治体との連携、関係人口、交流人口の拡大、そういったことが大事だというふうに思っております。幸いにしても、その３点目のことに関しましては、五島慶太未来創造館が開館いたしましたし、東証一部の工場企業の建設も今手続中でございます。それから、ちょっと先になるかもしれませんけれども国道143号のバイパスの事業着手、こんなことを活用して、この国難ともいうべき時期を村として乗り切ってまいりたいと、こんなふうに思っております。

持続可能ということで言えば、出生率がコロナの影響で下がる。結婚できない、あるいは婚活ができないというようなことで、この出生率を下げない努力をさらにしなければならないというふうに思っております。

こういった社会的状況を勘案いたしまして、注視をして、人口を維持していきたいというふうに考えております。

○議長（宮下壽章君）　宮入議員。

○１番（宮入隆通君）　持続可能な青木村として続けていくために、今までほとんど経験したことがないこういった状況の中で、やっぱり今までと違った考え方であるとか、もしかしたら今までだったら駄目だったものが、これからはそれが主流になるとか、そういったことも出てくるかと思いますので、発想の転換ということも含めて、もちろん今まで続けてきたことをよりよくしていくということは重要なんですけれども、そういった考え方ということをこれからはとても重視していかなければいけない時代が来ているかと思いますので、そのところも含めて、これからお願いしたいと思っています。

次に、松本や上高地付近の群発地震がありましたし、今朝方もあったかと思うんですけれども、白根山の火山性地震が起きているという現在心配な状況なんですけれども、また昨日も大雨があったり、これからまた台風の季節なんかもやってくるわけですけれども、そういった被害が想定される中での新型コロナウイルスと、ほかの水害、地震、こういった災害のときの対策、この辺の関係はどのように今考えているでしょうか。

○議長（宮下壽章君）　北村村長。

○村長（北村政夫君）　新型コロナウイルスの影響が深刻な状況の中で災害が発生しないなんてことは全く考えられないわけでありまして、通常の状況のところに、さらに加えてコロナの感染防止と災害の避難、あるいは避難防除、こういうことをしていかなければならないと思っています。

近々に必要なことは、災害が起こった際の指定避難所、こういったことの中で集団生活を送るわけでありますので、そういった３密にならない対策というのは、前の議員の中でも答弁させていただきましたように大事なことであります。

今までと違って避難所だけでは対応できない部分については、垂直避難だとか、あるいは親戚、あるいは一定の条件の下で車の中だとか、そういうことがよしとされつつあるわけであります。適切な措置をして感染拡大、あるいは避難の生活を十分できるようなことをしていかなければならない。

それと、やっぱり避難生活で命と健康を尊厳をするということで、福祉部門と防災等を絡めて連携を取りながらしていかなければならないというふうに思っております。

先ほども答弁させていただきましたように、青木村地域防災力向上アクション、これは昨年10月12日の19号台風の対応だけでありましたけれども、この中に加えて、この検討もしていきたいというふうに思っております。

５月27日に県の長野県避難所運営マニュアル策定方針が出されましたので、これを参考にしながら運営していきたいと思っております。手始めとして、先日、田沢温泉、沓掛温泉の旅館組合と避難協定を結ばせていただきました。

○議長（宮下壽章君）　宮入議員。

○１番（宮入隆通君）　温泉旅館とのそういった連携、青木村ならでは対応策だと思っています。引き続き対応のほうをお願いしたいと思っています。

診療所や村内福祉施設の質問に関しましては、同様の質問がありましたので、御答弁いただいておりますので割愛させていただきます。

学校関係のことに関しましても、教育対策に関しましては同様の御答弁いただいています。

最後のほうの今回新たなオンライン授業であるとか、そういった取組を初めて、しかも急なスケジュールで行ったので、もちろん学校側、生徒側、各家庭でも非常に対応に困ったかとは思うんですけれども、やはり教員の方も初めてだったので今回は仕方がなかったかとは思うんですが、ある家庭では誰もそのやり方が分からないと、先生も含めて聞いてもよく分からない状況なんかが、ちょっと最初の頃見受けられたというお話もいただいています。

今はそういったことはもちろんないとは思うんですけれども、これからはそういったオンラインの授業も通常下でも行われていくかと思いますので、教員に対するそういった新しい指導方法になるかと思うんですけれども、そういったことの教員に対する教育、そういったことを早急にしていただきたいと思っていますが、その辺いかがでしょうか。

○議長（宮下壽章君）　沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君）　青木村ですけれども、10年前からタブレットを使った学習は行ってきておりまして、ＩＣＴということでいうと先進的な取組だったんですよね。今、急に取り組むわけではないということが強みでして、６月２日には、長和町の教育長さんが青木の小・中学校のオンライン学習を視察に来られています。

青木村は今まで先頭のグループを走っていたという自覚はあるんですけれども、小学校はオンラインで５教科のドリル学習を行っています。中学校は５教科のオンライン学習を行っ

ています。ともに民間のオンライン学習機能を利用していて、最も現実的で効果的だというふうに考えています。

一方で、県では、５月28日の県知事参加の総合教育懇談会で遠隔授業ができるように全教員対象の研修を行うこととしました。青木村でも、その研修は行ってもらう予定であります。

今後は児童・生徒一人一人にタブレットが用意できるため、一層の利用の仕方を研究はしてまいりたいというふうに思っています。

○議長（宮下壽章君）　宮入議員。

○１番（宮入隆通君）　こういった状況下なのでトラブルが全くない形でというのは難しいかもしれませんけれども、そういった場合でも先生方の御努力で対応していただいているかとは思います。今後とも引き続きお願いいたしたいと思います。

続きまして、商工業の関係の質問をさせていただきます。

今回のコロナウイルスの影響で村内企業も大打撃を受けていると思われるんですけれども、商業、工業、農業、こちらの関係の対策は、今、青木村としてはどのようになっていますでしょうか。お願いします。

○議長（宮下壽章君）　中沢商工観光移住課長。

○商工観光移住課長兼商工観光移住係長（中沢道彦君）　商業関係でございますけれども、既に先般、令和２年度の補正予算のほうに上げてあった事業概要の下でございますけれども、かいつまんで申し上げますけれども、県内につきましては、県と連携した旅館、飲食店の協力要請に対しまして村独自で10万の上乗せをさせていただいたほか、この令和２年度に関しては３種類のプレミアム消費券を発行させていただきます。

そのほか今年度に限りまして商工会と連携いたしまして、商工会費を全額村負担をするいう形を取るほか、コロナ対策の制度融資につきましては、商工会と連携して事業認定のほうを進めさせていただくというところでございます。

以上でございます。

○議長（宮下壽章君）　宮入議員。

○１番（宮入隆通君）　すみません、ちょっと事前通告をしないんですが、農業関係のほう。

○議長（宮下壽章君）　花見建設農林課長。

○参事兼建設農林課長（花見陽一君）　御質問ありがとうございます。

農業関係でございますが、さきの議員さんにもお話ありましたが、販売農家に対しまして

給付をするという事業を実施してございます。現在まだ申込みは３件でございます。

また、あと金融関係ということでございますが、それぞれ問合せがあった場合には、融資の関係等につきましては、各金融機関への問合せ先、連絡先などをおつなぎしまして、お話をさせているところでございます。

また、それぞれ情報などございましたら、常に細かくまた村民の皆さんにはお知らせをするということを考えております。

また、先日、ＪＡ信州うえだ農協さんのほうからも、やはり花の関係の応援をしたいというようなお話がありまして、ＪＡさんのほうでもＪＡへ出荷している花の購入の支援をいかがかというようなお話がある中で、青木村の役場の中でも今回、しゃくやく、スターチスの関係、花の関係でも職員で購入支援を行ったという実績ございます。

また、今後も村内の花の農家さんに関しましても、そのような情報などもございましたら、村としましても各団体にもお願いしながら、その応援をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（宮下壽章君）　宮入議員。

○１番（宮入隆通君）　こういったコロナウイルスの影響を受けている事業者の方を今、10万円の給付金を頂いて、そういった方々のものを買いたいとか、そう思っている方が全国にはたくさんいらっしゃいますので、そういった方に向けてアピールしていく、そういったふうにしていくと、給付金をもらった人たちも、そんな困ってないんだけれどもという人たちも、でも、そういった困っている人たちに使いたいという人たちの需要といったらいけないかもしれないんですけれども、そういった方たちもいらっしゃいますので、そういった人たちに届くような、特に花なんかは全国各地のその花の産地がありますから、そういったところも一生懸命今ＰＲしていますので、青木村のいい花を全国の方に知っていただくいい機会だと思いますので、ぜひそういったことも検討していただけたらと思います。

今回は特に宿泊業とか飲食業の方々、報道なんかでもありましたとおり、とても影響が大きかったわけですけれども、そのような状況下ではテイクアウトとかデリバリーが注目されています。村内の各店舗でも対応したところがあったかと思いますけれども、村として協力できたところということはなかったんでしょうか。

小諸市などでは、商工会議所でキッチンカーを導入したニュースがありました。会員の事業者が使えるように準備しているということでした。青木村にもキッチンカーがあります。

タチアカネＧＯの活用は、こういった際にはできないのでしょうか。お願いいたします。

○議長（宮下壽章君）　片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君）　今お話にありましたテイクアウト等については村内でも対応されている飲食店等がございまして、１つにまとめて、またホームページ等で紹介させていただくようなことをさせていただいたり、また微力ではございますけれども、職員間で毎日回覧を回して、テイクアウトの注文を取って飲食店さんにお願いして、交代で利用をするというようなことで微力ながら協力もさせていただいてきたりしたところでございます。

今お話があったキッチンカータチアカネＧＯですが、もう車自体が営業の許可は取ってありますので、販売目的で使用するということは基本的には可能なんですけれども、今回のコロナの中で借りたいがというような御相談は具体的には要請はなかったわけでございます。

車を見ていただければ分かるとおり、タチアカネという大きな看板を背負っておりますので、誰でも何でもどんなことでもいいかというと、なかなか難しい部分もあって、ある程度交通整理もしていかなくちゃいけない。例えば商工会の皆さんに代表で借りてもらって使ってもらうとか、そんなこともあるかと思います。

また、現状まだ何か事故があったときとか、問題が発生したとき等の責任の所在だとか、そういうこともまだ明らかにできてない部分も現状ございますので、そういうもし貸出しをするということになると、その貸出し規定みたいなことも整備したりしていかなくちゃいけないということ。

また、今、地域おこし協力隊の方中心に、ぜひこのタチアカネＧＯを活用してキャラバン隊ですとか、そんなようなことも検討していただいているところでございます。

そんな中で、併せて他の活用方法ですとかルールなんかについても整理をしていきたいというふうに考えております。

○議長（宮下壽章君）　宮入議員。

○１番（宮入隆通君）　タチアカネＧＯはもちろんキッチンカーなので、そこで何かを作るということが前提ではあるかもしれませんけれども、ああいった車を使う際には、そこで作らなくても、例えば各飲食店で作ったお弁当を10個ずつまとめて幾つかのお弁当屋さんとしてキッチンカーを使うとか、そうすれば各飲食店も公平に使えたりとか、そういったことができるかと思うんです。

なので、タチアカネＧＯは、どうしてもタチアカネという名前がついているので、どうし

てもそばとか何かと考えちゃうんですけれども、そういうわけではなくて、そういった大きな青木村の看板を背負った車だという位置づけとして、もちろんそばはやっていないけれども、飲食をやっている人たちがお弁当を10食分だけでもお昼に出るとうれしいなというときに、そういったタチアカネＧＯを使って、ある場所で、例えば道の駅のあの市場なんかでもいいかと思うんですけれども、そういったふうな形でまずは活用してみたら、人のこととか車のこととか大きなことを考えずに、まずやれることというのをやっぱりこういった災害であるとか、こういったときには、今あるもので、できることからということしかやっぱりないと思いますので、まずはちょっとそういった考え方から、また考えていただけると、せっかく村にあるキッチンカーですから何回でも人の目に触れて活用してもらいたいなと思っています。

続きまして、移住促進の対策について伺います。

働き方が急激に変化してきています。毎朝出社して働くということが普通ではなくなってきています。長野県下では、工場勤務の方とかも多いので、なかなか進んでない部分はあるかもしれませんが、都心部では結構進んできています。

2018年３月議会の一般質問において、働き方改革の中でテレワークについて私は質問しています。当時は行政においては実証実験を行う段階でした。そのときから随分状況は変わったと思います。

現在、青木村でも移住促進について対応策を考えられているかとも思うんですけれども、こういった今の働き方や暮らし方が変化してきているということを考えると、その要素の中にテレワークをするということで移住をしてもらうということ、そういったことをセットで考えるべきじゃないかと私は思っています。そのことに関していかがでしょうか。

○議長（宮下壽章君）　中沢商工観光移住課長。

○商工観光移住課長兼商工観光移住係長（中沢道彦君）　移住とテレワークについてお答えいたします。

村では、既に移住者の在宅でのテレワークを視野に入れ、平成23年４月から地域情報通信基盤整備事業といたしまして、村全域に光ファイバーケーブルで結び、光ブロードバンドサービスを全村にわたって提供しているところでございます。

これにつきましては、村の移住・定住支援パンフレットの中におきましても、青木村で暮らす支援策として定住促進応援事業補助金とともにセットでお示ししており、これまで県内や県外での相談会や説明会などにおきまして御紹介しております。既に移住されまして、テ

レワークを実施されている方も村内にいると認識しております。

ただ、現時点で、なかなか移住・定住策につきまして、どのようなことをやっているかというと、メールや電話などの相談事業は、今、村で全ての方に対応できているんですけれども、対面による相談事業というのが現在の県内居住者にちょっと限定しているという状況。県外の皆様につきましては、８月以降を予定しているというところでございます。

今回、新型コロナウイルス対策事業で村外からの移住・定住促進事業ということで、定住の応援補助金のほうも用意してはいるんですけれども、これはあくまで、まだ窓口を残しているという、対応ができる窓口を残すという側面もありまして、今後ちょっとテレワークというのは、もちろん議員御指摘のとおり重要な売り言葉と思っておりますけれども、テレワークを進める環境がある青木村ということで言葉を残しているんですけれども、いつから本格的に首都圏の皆さんなどに提案するかというのは、ちょっと時期を見極めているところでございます。

以上でございます。

○議長（宮下壽章君）　宮入議員。

○１番（宮入隆通君）　実際、今、対面でのそういったお話をすることは非常に難しい時期だとは思いますので、そういった時期に向けて、しっかり準備を整えて対応していっていただきたいと思います。

農業の対策について伺います。

今回の新型コロナウイルスの影響で食料問題がクローズアップされています。スーパーマーケットでパンケーキミックスがどこに行ってもないとか、早ゆでのパスタがなくなるなど余り考えていなかったものまでなくなりました。

食料問題の課題は、国で考えれば自給率がカロリーベースで2017年時点で38％と低いことが上げられます。単純に考えると62％は輸入に頼っています。長期的に命を守るという観点で考えれば大きなリスクがあるということです。

自分たちの命は自分たちで守る必要があるこの時代です。農業に対する考え方も、今まで以上に命を守るという観点で考える必要があるのではないでしょうか。

私は、そのために青木村で村民のための食料の備蓄を増やしてほしいと言っているわけではありません。流通の仕組みを考える必要があるのではないかということです。青木村で栽培されたもの、作ったものは、青木村で消費されるという単純なことが増えれば自分たちを守ることができる、そういう単純な考え方なんです。村内の食料自給率を上げる必要はない

でしょうか。お答えください。

○議長（宮下壽章君）　花見建設農林課長。

○参事兼建設農林課長（花見陽一君）　議員さんがおっしゃられました自給率については、大変苦慮する問題かと思います。

日本の食料自給率におきましては、議員さんおっしゃられました平成29年度で38％と低く、輸入食料に依存しているところでございます。新型コロナウイルスの影響でサプライチェーンが遮断された場合には、農業を含め様々な産業での影響が懸念されます。このため食料の自給率を上げることは、村民にとっても大変大切なことと捉えております。

食料自給率を上げるということでございます。これにつきましては、やはり生産者から消費者まで、皆さんで地産地消の取組を進めることが大切かと考えております。村内でも道の駅あおき農産物直売所など地産地消の推進体制も進んできておりますが、３月定例議会でも議員さん御質問がありました地元の有機小麦の栽培者とパン屋さんのネットワークにつきましても、地産地消を具現化する頼もしい取組かと思います。活発な活動展開が行われることに期待しております。

今後も地産地消を進める上で、様々な情報を得ながら村も積極的に関わっていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（宮下壽章君）　北村村長。

○村長（北村政夫君）　少し加えさせていただきたいと思いますけれども、道の駅あおき、これは、年によって少しでこぼこがありますけれども、年間約３億円売上げています。そのうち、100％村民ではないんですけれども、生産者組合の皆さんが約１億円売り上げております。ちなみに、100万円以上の方が26人、うち２人は200万円以上売り上げています。

これは全て農産物といいましょうか、１次産業のものではない加工品もあるわけですけれども、その道の駅があることによって自給率を上げる１つの重要なポイントになってきているというふうに思っております。

○議長（宮下壽章君）　宮入議員。

○１番（宮入隆通君）　さらに道の駅を活性化をしていくということが農業の活性化にもつながっていくという大きな村の農業の政策の流れがありますので、そういったところに農業者の方たちもきちんと乗れるような農業政策を今後ともよろしくお願いします。

続いて、公共交通について質問します。

千曲バスや村営バスの運行にも今回影響があったと思うんですけれども、今回のこの新型コロナウイルスの対応策として、地域公共交通に関してはどのような対応をなさっていますでしょうか。お願いします。

○議長（宮下壽章君）　片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君）　地域公共交通、村営バスについては今回の交付金のメニューの中にも入れて取り組んでいるところでございます。これまでのセミデマンド方式から、よりきめ細かい対応ができるような方向を考えて実証運行をしていきたいということで今取り組んでいるところでございます。

千曲バスも先般青木村のほうにも来庁されまして、非常に大きな影響を受けているということで、そんなような事情をお話を伺っているところでございます。

千曲バスは、青木村にとっては本当に青木線は生命線とも言ってもいい路線でございますので、２次の補正のメニューの中にも交通機関への支援みたいなこともちょっと見て取れるんですけれども、そんなことも含めて、千曲バスさんにはまたしかるべき支援というのは考えていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（宮下壽章君）　宮入議員。

○１番（宮入隆通君）　地域公共交通の課題に関しては、私も議員になってからずっと言い続けてきていることでもありますし、村民が使いやすい形での運行をしていただくようお願いします。

青木村の行政の対策として質問します。

先ほどテレワークの質問をしたわけですけれども、その2018年の時点での御答弁としては、必要が求められ条件が整った段階で検討したいとのことでした。現在は必要に求められ、そういった条件になっているんじゃないかなと思っているんですけれども、それは青木村の村の職員の方として検討していただきたいと思います。

役場などへの訪問者及び役場職員の健康面の配慮から、申請の電子化であるとか相談など、こういったものは今はスマートフォンやパソコンでの通話アプリや会議システムを活用する方法を検討するべきだと思いますが、その辺いかがでしょうか。

○議長（宮下壽章君）　片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君）　テレワークについては、今議員さんおっしゃるとおり、いろいろな会社とかでも導入をされているところであります。当然、検討はさせていただいているところなんですけれども、どうしても役場の業務というと個人情報という

のがいつも付きまとっておりまして、テレワークということになると、その情報を簡単に言うと自宅に持ち帰るような、業務の内容によっては持ち帰って仕事をすると同じような状況が生まれてくるというようなことで、そういう関係だとすると、一般のネットワークとは切り離した独自のネットワークを構築するという仕組みが必要になってくるわけでございます。

そんなことも検討はしているところなんですけれども、ちょっと費用もかかる問題でございますので、じゃ、今日から、明日からというわけには、なかなかすぐいかないという状況ですけれども、この辺については引き続き検討をしていく必要があるかなというふうに思います。

その代わりといっては何ですけれども、なるべく事務室内も密にならないように、例えば空いている会議室へパソコンを持ち込んで業務の内容によってはやるとか、そのようなことで、中で分散をするような形で今のところは対応させていただいているところでございます。

それから、今、電子申請等の御提案もいただいたところでございます。定額給付金は御承知のとおり電子申請と郵送による申請ということで、なるべく接触の機会を減らすというようなことでお願いをしてきたところでございますけれども、なかなかその電子申請のシステムが皆さんに分かりやすい仕組みになっていなくて、例えばマイナンバーカードとひもづけをされているとかというような形の中で、なかなか分かる人には分かるけれども、分からない人には全く分からないというような形になっているかと思います。この辺はＰＲも必要な部分になってくると思います。

マイナンバーカードも、村民の方は、じゃ、どのくらい取得されているのかというと１割にも満たないような形で、大変そんなような状況でございまして、したがって、その定額給付金の申請も10名ちょっとというような、オンラインでされた方というのはそんなような状況で、まだまだちょっと一般的になってない部分があっているところでございます。

年配の方々には特になかなかなじまない部分もあるのかもしれませんけれども、村民にとっての利便性、24時間、例えば役場がやってなくても申請ができるとかというようなメリットもあるわけでございますので、今後、さらにそういうほうにシフトしていくということは当然のように予想されていくことでございますので、この辺はしっかり対応していく必要があるかなというふうに考えております。

○議長（宮下壽章君）　宮入議員。

○１番（宮入隆通君）　空いている部屋を使うという、先ほど大変申し上げましたとおり、あるものを使って、まず最初はやってみるというのが一番最初の段階だとは思います。

今後、こういった会議システムを使ったり、やはり通話アプリを使っていくというのが一般的にやはりなってきますので、こういった行政の業務の中で具体的にどういった業務に合うのか、そういったことも含めて、ぜひ検討していっていただきたいと思います。

続きまして、地域のコミュニティの在り方に関してなんですけれども、そういったイベント関係であるとか、こういったこともコロナウイルスの影響が出ています。こういったイベントの中止が相次ぐ中、開催の在り方というものも考えていかなくてはならない状況です。

今まで村民を集めて行ってきた活動の中で、対応可能なものは会議システムなど、そういったＩＴ技術、ＩＣＴ技術、ＩＣＴを使って活用して行えるようにする、そういった考え方はないのでしょうか。お願いします。

○議長（宮下壽章君）　片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君）　宮入議員おっしゃるとおり、今回のコロナの関係、コロナ禍の中で、この会議システムの活用というのは一般的にかなり進んでいるなというふうに理解をしています。

今後恐らくますます当たり前のように、そんなような普及をしていくことが予想される中で、できるところからそういう活用、そういったものを活用していくということは考えていかなくちゃいけないなと思っています。

また、一方で一般に利用されている仕組みというのは資料もたくさんあって、セキュリティの面でもいろいろな格差があったりして、どこを採用していくかとか、またそんなようなこと、また例えば役場で何かテレビで会議やりますといったときに、例えばその組織が年配の方で構成されていたりですとか、特に年配の方で御活躍いただいている方が多いわけでございまして、そういう方もそれぞれのお宅の通信環境とかネットの契約の状況がどうなっているかとか、そもそも操作できるのかとか、そんなような課題もあるわけでございまして、近い将来には、恐らくごくごく一般的になっていくというふうに思われますけれども、そこで役場だけが先行していってしまうわけには当然いかないわけでございますし、高齢者等、電子機器が苦手な人にも歩調を合わせていくというのが我々の責務だというふうに考えておりますので、世の中の一般の情勢を見ながら、やっぱりそこは進めるべきところはしっかり進めていくしという、また、できない人にもしっかり寄り添っていかなくちゃいけないというふうに考えています。

消防団員の皆さん等は、さすがに年代も若い皆さんですので、既に役員会をそのウエブ会議でやっているとか、そんなようなことも聞いております。

かなえばですけれども、議会の皆さんも、ぜひ全員協議会等をそんな形で試してみるのも、そういうことを進めていく１つのきっかけになるのかなというふうに思いますので、またお互いに検討、研究できればと思っています。

○議長（宮下壽章君）　宮入議員。

○１番（宮入隆通君）　やはり今急激に時代が変わっているところでありますので、聞き慣れない言葉であるとか、そういった機材なんかも出てきていますけれども、大抵のものはすごく誰でも使えるようなものになってきてはいますので、最初まずやってみるという、そういったところから、そういう気持ちを持ちながら簡単にやり始めてみてはどうかなと思っています。

議会のほうも、そういった提案いただきましたので、また私のほうからも提案していきたいと思います。

私からの質問は以上です。ありがとうございました。

○議長（宮下壽章君）　宮入議員の一般質問を終了しました。

通告がありました５人の議員の質問は、これで全て終了いたします。

◎散会の宣告

○議長（宮下壽章君）　以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これにて散会といたします。

午後　零時１７分　散会

令 和 ２ 年 ６ 月 １ ６ 日 （ 火 曜 日 ）

（ 第 ３ 号 ）

令和２年第２回青木村議会定例会会議録

議　事　日　程（第３号）

令和２年６月１６日（火曜日）午前９時開議

日程第　１　議事日程の報告

日程第　２　委員長審査報告

日程第　３　報告第　１号　専決処分の承認を求めることについて

日程第　４　報告第　２号　令和元年度青木村土地開発公社事業報告について

日程第　５　報告第　３号　令和元年度繰越明許費繰越計算書の報告について（青木村一般会計）

日程第　６　報告第　４号　令和元年度繰越明許費繰越計算書の報告について（青木村別荘事業特別会計）

日程第　７　議案第　１号　青木村放置自動車等の発生の防止及び適正な処理に関する条例について

日程第　８　議案第　２号　青木村税条例の一部を改正する条例について

日程第　９　議案第　３号　青木村手数料徴収条例の一部を改正する条例について

日程第１０　議案第　４号　青木村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

日程第１１　議案第　５号　長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び規約の変更に関する協議について

日程第１２　議案第　６号　青木村農業委員会委員の選任について

日程第１３　議案第　７号　令和２年度青木村一般会計補正予算について

日程第１４　議案第　８号　令和２年度青木村国民健康保険特別会計補正予算について

日程第１５　議案第　９号　令和２年度青木村別荘事業特別会計補正予算について

日程第１６　議案第１０号　令和２年度青木村簡易水道事業会計補正予算について

日程第１７　議案第１１号　令和２年度青木村特定環境保全公共下水道事業会計補正予算について

日程第１８　発議第　１号　地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書について

日程第１９　請願第　１号　「種苗法の一部を改正する法律案の慎重審議を求める意見書」の

提出を求める請願について

追加日程第　１　議案第１２号　特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例について

追加日程第　２　発議第　２号　青木村議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

出席議員（１０名）

１番	宮入隆通君	２番	坂井　弘君
３番	松澤正登君	４番	金井とも子君
５番	宮下壽章君	６番	沓掛計三君
７番	居鶴貞美君	８番	小林和雄君
９番	堀内富治君	１０番	山本　悟君

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	北村政夫君	教育長	沓掛英明君
総務企画課長兼事業推進室長	片田幸男君	参事兼建設農林課長	花見陽一君
住民福祉課長	小宮山俊樹君	会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監	多田治由君
商工観光移住課長兼商工観光移住係長	中沢道彦君	教育次長兼公民館長	宮下剛男君
保育園長	若林喜信君	住民福祉課課長補佐兼地域包括支援センター長	宮澤章子君
建設農林課課長補佐兼農業振興係長	稲垣和美君	税務会計課課長補佐兼資産税係長	奈良本安秀君
総務企画課課長補佐兼企画財政係長	小林利行君	総務企画課課長補佐兼事業推進室係長	塩澤和宏君
住民福祉課課長補佐兼福祉係長	上原博信君	住民福祉課課長補佐兼保健衛生係長	早乙女　敦君
建設農林課建設係長	小山明之君	教育委員会教育係長	金井大介君

住民福祉課 住民係長	奈良本　いずみ　君	総務企画課 総務係長	小　林　宏　記　君

事務局職員出席者

事務局長	片　田　幸　男	事務局員	小　林　宏　記

開議　午前　９時００分

◎開議の宣告

○議長（宮下壽章君）　定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（宮下壽章君）　本日の日程は、最初に、総務建設産業委員会の委員会審議の内容について委員長報告をいただき、報告第１号から審議、採決を行います。

各案件の説明が終了しておりますので、質疑、討論、採決の順で行いますので、よろしくお願いします。

◎委員長審査報告

○議長（宮下壽章君）　最初に、総務建設産業委員会の審議内容について、委員長より報告を願います。

堀内総務建設産業委員長。

○総務建設産業委員長（堀内富治君）　会議規則第 74 条の規定により、委員会審査報告を申し上げます。

総務建設産業委員会に付託をされました請願第１号　「種苗法の一部を改正する法律案の慎重審議を求める意見書」の提出を求める請願について、６月 12 日に開催をしました委員会審査の報告内容を申し上げます。

慎重審議の扱いについての質疑のほか、優良品種の海外流出を守る一方、農業者の自家採種権が明記されていないこと等による農家負担の増に対する懸念、国民の十分な理解が得られないなど、いろいろと御意見がございました。法改正の慎重な審議を求める本請願は、全員賛成にて採択すべきものであることに決定をいたしました。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（宮下壽章君）　委員長報告が終了しました。

◎報告第１号の質疑、討論、採決

○議長（宮下壽章君）　報告第１号　専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

なお、報告第１号につきましては、１項目めから13項目めまでありますので、１項目ずつ質疑をいただき、討論、採決は一括で行いますので御承知ください。

１項目め、青木村税条例の一部を改正する条例の質疑に入ります。

質疑のある方。

沓掛議員。

○６番（沓掛計三君）　すみません。ちょっとピントを外した質疑になるかと思いますけれども、税の対応についてはこのような方法でいかなくてはいけないかと思いますけれども、実際に今度は収用法が入ってくるといいますか、工事関係に土地収用法が入ってくる場合、税金は本人からもらっているんですけれども、土地の収用はできるのかできないのか。税金はもらっているけれども、誰の持ち主だか分からないから、工事関係でいくとどうしても行き詰まるところがあるんですけれども、不明の場合。そういう場合は、これからはどんなふうに対応できるのかどうか、ちょっとピント外れているか分からないですけれども、お答えできれば。

○議長（宮下壽章君）　多田課長。

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（多田治由君）　今回の税法の改正については、課税権についての限定でございまして、所有権とか買収についてはちょっと確認をしてございませんので、また確認の上、御報告申し上げたいと思います。

○議長（宮下壽章君）　よろしいですか。

ほかに。

坂井議員。

○２番（坂井　弘君）　74条３の現に所有している者並びに54条５項の使用者を所有者とみなす制度、両制度の該当件数はどれくらいになるのか、また、これが条例化されることによって税収増としてはそれぞれどれほどが見込めるのか、分かりましたら教えてください。

○議長（宮下壽章君）　多田税務会計課長。

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（多田治由君）　該当する件数についてちょっ

と具体的な数字を今手持ちがございませんで、申し訳ございません。ただ、税収がどれだけ増えるかという点でございますが、今までも、青木村につきましては、かなりな件数について、窓口の対応の中で、相続すべき方についての確認をしてございまして、所有者が分からなくて課税していないという件数はほとんどないと承知しておりますので、そんなに大きな税収につながるとは考えておりません。

○議長（宮下壽章君）　よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下壽章君）　質疑なしと認めます。

１項目め、終了します。

２項目め、青木村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の質疑に入ります。

質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下壽章君）　質疑なしと認めます。

２項目め、終了します。

３項目め、固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の質疑に入ります。

質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下壽章君）　質疑なしと認めます。

３項目め、終了します。

４項目め、青木村国民健康保険条例の一部を改正する条例の質疑に入ります。

質疑のある方。

沓掛議員。

○６番（沓掛計三君）　またこれもちょっとピント外れた質疑になるかと思いますけれども、住民課長さんにお聞きしたいんですけれども、コロナウイルス対策とかいろいろなことで予防等に動いていますけれども、実際に今、医療機関へ行く人が非常に少なくなって、医療機関がかなり厳しい経営状況になっているという中で、そうすると、言い方は悪いんですけれども、行かなくても済む患者さんが多かったのか少なかったのか、これからどんな状況になっていくのか。そうすると、医療費の状況とかこの辺のところ、今後の見通しについて、もし住民課長さん、お分かりになったらお願いできればと。レセプト関係等を調べれば分かっ

てくるかと思うんですけれども、そこら辺のところ、お願いできればと思います。

○議長（宮下壽章君）　小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長（小宮山俊樹君）　国民健康保険に限りますけれども、レセプトの件数、それから金額について、去年と今年、比較したものをちょっと用意してあります。２月、３月、４月分の去年と今年の分でございますが、２月分につきましては、件数ですが、マイナス3.2％、３月ではマイナス7.09％、４月ではマイナス8.65％、この３か月間の平均ではマイナス6.33％ということで、件数とすれば受診控えが想像できる、そんなような数値になっております。一方、費用額で申しますと、３か月の平均で申しますと0.15％で、逆に増えております。これだけの数字から見ますと、件数は減っているけれども、１件当たりのかかる医療費は逆に高くなっているという結果にはなりますが、この費用額につきましては、２月が21％の増、３月は19％の減というように、大変波が大きくなっております。高額療養者が一人出ると、青木村の国民健康保険の場合、大きくその数字が変わってくる部分もございますので、ここら辺の単価につきましては、はっきりとこうだと言えるような数字とは考えておりません。この後、また４月以降の分については、まだ手元に資料がございませんが、こういったことをもう少し調べた上で、件数の傾向については確認していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（宮下壽章君）　沓掛議員。

○６番（沓掛計三君）　ありがとうございます。

私が心配したのが、コロナウイルスによって医者に行きたくないという問題と、もう一つは、今度は重症化する問題という、この２つの面を持っているかと思います。行かなくてもいいものは行かなくてもいいんですけれども、この２つの面を持っておりますもんで、これから住民福祉課のほうで、患者さんのほうの動向等をこれからもよく調べながら、あまり重症化がないような方向でやっていただければと思いますので、お願いします。もし、お答えできれば。

○議長（宮下壽章君）　北村村長。

○村長（北村政夫君）　最初の質問については、まだ数字が具体的に出てきていませんので、はっきりしたお答えをできるような状況にございませんけれども、さらなる検証をしていきたいと思っております。

それから、２点目の、ただいまの質問につきましても、レセプトだけでは解決しない、あ

るいはお医者さんたちの動向、受診の状況等を調べて、またそれについても検討といいましょうか、お互いにいい方法をしていきたいと思っています。

それで、その２つの御質問に関係することなんですけれども、やはり国民健康保険の支払いのほうから言うと、今まで医療機関にかかった４月分について７月に払うということでやっていたんですけれども、大変経営が厳しくなって、１か月前倒しで払えないかと、こんなことが国民健康保険のほうから連絡が来ていますんで、相当診療機関、医療機関は厳しい状況じゃないかというふうに思っております。

○議長（宮下壽章君）　よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。

〔発言する声なし〕

○議長（宮下壽章君）　質疑なしと認めます。

４項目め、終了します。

５項目め、青木村介護保険条例の一部を改正する条例の質疑に入ります。

質疑のある方。

よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下壽章君）　質疑なしと認めます。

５項目め、終了します。

６項目め、青木村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の質疑に入ります。

質疑のある方。

金井議員。

○４番（金井とも子君）　このたびの改正でございますが、業務に服することができなかった方というような、就労している方というふうな規定がございますけれども、後期高齢者というのは大体75歳以上の方が対象と思いますので、この条例の対象者になる方は青木村ではいらっしゃるようでしょうか。

○議長（宮下壽章君）　小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長（小宮山俊樹君）　あくまでも被用者に限るということでございますので、75歳以上でお勤めになっている方、どこかに雇われている方というのは、本当にごく限られた方だと思います。ですので、この条例で対象となる方はさほど現れないのではないか、具体的な数字につきましてはちょっと持ってはおりませんが、そういうふうには感じており

ます。

○議長（宮下壽章君）　よろしいですか。

○４番（金井とも子君）　はい。

○議長（宮下壽章君）　ほかに質疑はありませんか。

よろしいですか。

〔発言する声なし〕

○議長（宮下壽章君）　質疑なしと認めます。

６項目め、終了します。

７項目め、令和元年度青木村一般会計補正予算（第６号）の質疑に入ります。

質疑のある方。

沓掛議員。

○６番（沓掛計三君）　全般でございますけれども、今回の補正予算8,900万円ほど減額補正がかかっております。これについてはいろいろな操作の方法があるかと思いますけれども、事業の見直し、それとともに、もう一つ、今回のコロナウイルスに対して、財源を翌年度に振り替えたというのが大体何％ぐらいあるのか。それと、これを減額することによって、令和２年度の予算に対して、十分当初見積もった繰越額は確保できるのかどうか、この辺のところをお聞きしたいかと思います。

○議長（宮下壽章君）　片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君）　今議員さんおっしゃられましたとおり、令和元年度のほうから落とさせていただいて新年度に振り替えたような事業もございます。ちょっと今正確な数字がつかめていませんが、おおむね600万円ぐらいはそんな形で振り替えているというふうに理解しております。

また、新年度なんですけれども、そういった形で財源の確保には努めておりますけれども、印象として大分厳しくなってきているかなと。こういった形で予算上は減額補正していますけれども、実際の繰越額というのが大分厳しい状況かなというふうに感じております。全て賄えないということではないんですけれども、例年に比べると大分厳しい状況になっているかなという印象を受けております。

○議長（宮下壽章君）　よろしいですか。

○６番（沓掛計三君）　はい。

○議長（宮下壽章君）　ほかに質疑ありませんか。

小林議員。

○８番（小林和雄君）　10ページに、総務使用料で24万円のバスターミナル喫茶店使用料が減額補正してありますが、これ、中に入る業者が決まったような話しをされていたと思うんですが、実際はどんなような状況になっているのか、ちょっと説明をお願いします。

○議長（宮下壽章君）　片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君）　お入りいただく方については、面接等を行いまして決定をしておるところでございます。ただ、決まったから、じゃ明日からすぐというのもなかなか難しい状況でございまして、今お入りになる方も商工会等と相談しながら、経営計画といいますか、これからどうやって、どんな事業をやりながらどんなふうにやって商売を営んでいくかというようなことを相談しながら計画を立てていただいていると。また、同時に、前の方がお出になられた後、村としましても全然まだ補修といいますか、退去後の修繕等も行っておりません。それで、これからおやりになる方との手戻りというかがないように、そういうところも、おやりになる方の意向も反映しながら、私どもが直すべきところは直していくというようなことで、今打合せをしているところでございますので、何とか年内早いうちに開業していただくような形で、今相談をしている最中でございます。

○議長（宮下壽章君）　小林議員。

○８番（小林和雄君）　村民の皆さんもどうしたどうしたと聞かれる場合がありますので、できるだけ早く開店させるようにお願いしたいと思います。

○議長（宮下壽章君）　片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君）　そのように村としましても応援をしていきたいというふうに思っています。

○議長（宮下壽章君）　よろしいですか。

ほかに。

松澤議員。

○３番（松澤正登君）　商工の関係でちょっとお聞きしたいのですけれども、どこに入るのかというのはちょっと私も。次がいろんな支援事業とか補助事業が打ち出されているわけですけれども、ちょっと私がお聞きするところによると、皆さんの広報でもありましたように、取組の３、４の新型コロナウイルス拡大防止企業特別支援事業の中に、新たに16事業、また４事業者というようなことがありますが、どういう事業者が入っているのかということと、それから、時たまお願いをして、休業を期間中していたというふうな皆さんの場合、行くよ

うなことなんですけれども、そうじゃなくて、休業もしないで、ずっと、例えば理髪店ですとか美容院さん、小さな店ですか、そういうところへの何か支援はされていないというか、該当しないんじゃないかなというような感じがするんですけれども、その辺のところはどんな支援事業があるんでしょうか。それとも今までどおりなのか、ちょっとその辺をお聞きしたいと思いますが、お願いします。

○議長（宮下壽章君）　松澤議員、今のは令和２年度の分になるかと思うんですけれども。

○３番（松澤正登君）　令和２年度ですかね、それでは取消しで。

○議長（宮下壽章君）　今、令和元年度のほうのものとしてやっていますので、お願いします。では、後ほど、後のほうの部分で答弁いただきますので、よろしくお願いします。

ほかに質疑ありませんか。

金井議員。

○４番（金井とも子君）　すみません。地域消費券といいますか、プレミアム付消費券事業の補助金、それから、今のは22ページです。26ページにも地域消費券事業補助金ということで、両方とも300万円以上の減額になっておりますけれども、多分説明をしていただいたと思うんですけれども、もう一度御説明をお願いしたいと思います。

○議長（宮下壽章君）　小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長（小宮山俊樹君）　このプレミアム消費券につきましては、消費税10％に上がった時点で、高齢者と、それからお子様のいる世帯を対象にして行った消費券でございます。こちらにつきましては、思ったほど消費が伸びなかったということ、購入が伸びなかったということで、マイナスになっております。なかなか高齢者の方ですか、非課税の世帯の方になりますけれども、そういった方は、この消費券を使うと自分の状況が逆に皆さんに分かってしまうという、そういった部分もございますので、そういった部分で買い控えがあったのかなというふうには考えておりますが、ということでございます。

○議長（宮下壽章君）　よろしいですか。

金井議員。

○４番（金井とも子君）　やり方に難しい点があったということもあるんでしょうけれども、もう少し皆さんに買ってもらうといいますか、利用していただくような方法を考えていただけたらなと思います。

以上でございます。

○議長（宮下壽章君）　中沢商工観光移住課長。

○商工観光移住課長兼商工観光移住係長（中沢道彦君）　26ページです。商工費の商工業振興費の021、地域消費券事業補助金の関係でございますけれども、まさしくこちらが、村に居住する、もしくは村に勤務している方に対してのプレミアム消費券及びどなたでも買える消費券の事業の関係でございます。これで、これに関しましては、３月に、補正でコロナ対策でお認めいただきました。その関係の部分を令和２年度に振り替えているものと、及び令和元年度の精算分を含んでいるというところでございます。

○議長（宮下壽章君）　よろしいですか。

金井議員。

○４番（金井とも子君）　これは、では、使われなくなったということではなくて、予算の振り替えみたいな形ということでよろしいわけですね。

私の経験からも言いまして、この頃車検をいたしまして、消費券が利用できるということで利用させていただきましたが、すごく、何ていうんですか、お金が戻ってきたといいますか、そういう点ですごくうれしくなってしまいましたけれども、ぜひ大勢の皆様に利用していただけるように、なるべく公平になるように利用を図っていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（宮下壽章君）　答弁、よろしいですか。

○４番（金井とも子君）　いいです。

○議長（宮下壽章君）　ほかに。

松澤議員。

○３番（松澤正登君）　先ほどは失礼しました。

23、24ページの中の農林水産業費で、農地費の中の賃金で、地滑り防止施設等巡視員の賃金ということで、県からも配当が来ているようですけれども、地籍は入奈良本の深山地籍というようにちょっとお聞きしたんですけれども、この増えてきているのは、何か変わったのか、この辺のところの御説明をお願いしたいと思います。

○議長（宮下壽章君）　花見建設農林課長。

○参事兼建設農林課長（花見陽一君）　今、議員さんがおっしゃられましたけれども、深山地籍の地滑りの関係でございますが、毎年県のほうで一応委託費ということで費用が入ってきまして、それをそのまま巡視をしていただく方にお支払いをしております。それにつきまして、毎年県の状況によりまして、単価など委託費の関係が金額に変動がございますので、業務内容につきましては変わっておりません。その関係で、頂いているものをそのまま巡視の

方にお支払いしているという状況でございます。

○議長（宮下壽章君）　松澤議員。

○３番（松澤正登君）　今の地滑りですけれども、毎回入奈良本というようなことで来ていますけれども、ほかの関係はないんでしょうか。何か、必要ないというか、安全なのか、その辺をちょっともう一度お願いいたします。

○議長（宮下壽章君）　花見建設農林課長。

○参事兼建設農林課長（花見陽一君）　地滑りにつきましては、ほかの地区につきましては、年に１回定期的に現地調査を入っております。深山につきましては、特にその地域ということで、例年村で巡視をさせていただいて委託されているという状況でございます。

○３番（松澤正登君）　ありがとうございました。

○議長（宮下壽章君）　居鶴議員。

○７番（居鶴貞美君）　環境衛生費についてお聞きをいたしますが、22ページになるんですが、不法投棄ごみ等処理業務委託料、これマイナスになっているんですが、この点につきまして、まず、当然回数とかそういうものは同じであると思いますが、これ量的に減ったからという解釈でよろしいかどうか、まずお聞きをいたします。

○議長（宮下壽章君）　小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長（小宮山俊樹君）　そのとおりでございます。

○議長（宮下壽章君）　居鶴議員。

○７番（居鶴貞美君）　これ、個人の所有の山とか、具体的にはまるベリーへ行く途中のところもそうなんですが、こういう個人の土地に関しては、当然村も直接はできないかというふうに思いますが、こういう箇所が結構散見されております。個人の土地に対しての不法投棄に対して、村としてどのような対応、対策をされているのかどうか、お聞きをいたします。

○議長（宮下壽章君）　小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長（小宮山俊樹君）　個人の土地に第三者が不法投棄をされたということで、その連絡が村のほうにございましたら、駐在所の方と一緒に必ず現場のほうへ見に行くようにしております。そういった中で、その不法投棄のごみの中で、一応中のものを確認して、投棄した方の身元が分かるようなものがないかということは必ず探しております。それで、身元が分かれば、当然警察を通じてその方に注意をしていく、そうじゃない場合は引き続きそこを監視をしていく、そういったような形で進めております。

以上でございます。

○議長（宮下壽章君）　居鶴議員。

○７番（居鶴貞美君）　この環境に対しては、村も大変に力を入れているところなんですが、昨年５月、ごみゼロ運動に関して私も参加して、そのときに、青木峠の下のほうにタイヤ等があって、これ１年たっても放置されていると、こういう指摘がありまして、前にもちょっとその点に関してはお話ししたかと思いますが、今の具体的に、青木峠のところの下のところにあるタイヤ等、これが１年たってもそのままになっていると、こういうことに関しては、どのように把握してどのように対応されているのかどうか、お聞きをいたします。

○議長（宮下壽章君）　小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長（小宮山俊樹君）　早速現場のほうを確認したいと思います。

○議長（宮下壽章君）　よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下壽章君）　質疑なしと認めます。

７項目め、終了します。

８項目め、令和元年度青木村国民健康保険特別会計補正予算（第２号）の質疑に入ります。

質疑のある方。

よろしいですか。

〔発言する声なし〕

○議長（宮下壽章君）　質疑なしと認めます。

８項目め、終了します。

９項目め、令和元年度青木村簡易水道特別会計補正予算（第４号）の質疑に入ります。

質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下壽章君）　質疑なしと認めます。

９項目め、終了します。

10項目め、令和元年度青木村別荘事業特別会計補正予算（第４号）の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下壽章君）　質疑なしと認めます。

10項目め、終了します。

11項目め、令和元年度青木村介護保険特別会計補正予算（第３号）の質疑に入ります。

質疑のある方。

よろしいですか。

〔発言する声なし〕

○議長（宮下壽章君）　質疑なしと認めます。

11項目め、終了します。

12項目め、令和元年度青木村後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）の質疑に入ります。

質疑のある方。

よろしいですか。

〔発言する声なし〕

○議長（宮下壽章君）　質疑なしと認めます。

12項目め、終了します。

13項目め、令和２年度青木村一般会計補正予算（第１号）の質疑に入ります。

では、松澤議員の先ほどの答弁、お願いします。

○商工観光移住課長兼商工観光移住係長（中沢道彦君）　新型コロナウイルス対策事業につきまして、取組の３、４についてですが、この事業につきましては、県が休業要請をした業種、主には飲食業やそれから旅館、そちらに対して県の補助金に村が上乗せしたと、そういうような形で10万円、それから県の事業そのものに対して村が10万円上乗せしますので、実質20万円上乗せすると。なおかつ16業種、最終的には17業種17事業者になっております。主には旅館、宿泊業と飲食業というようなだけでございます。先ほどの理容業につきましては、休業要請とかそういうような形での補償というのはそもそも行われていませんので、ではそういう制度そのものがないということで、それで理容業の皆さんに対しましては、現在プレミアム消費券の今回発行する支援におきまして、村内で３事業者の方がプレミアム消費券が使用できる店舗となっておりまして、その皆さんにつきましては、事業者に負担金というものを軽減、要は、令和２年度に関してはゼロ円ということで対応しております。そのほか、商工貯蓄共済融資補償金、補助金や利子補給制度などでも対応はしておりますほか、村の今回商工会の会費を今年度軽減する中の対象となっているというところでございます。

以上でございます。

○議長（宮下壽章君）　松澤議員。

○３番（松澤正登君）　ちょっと理解できたようなできないような感じがあるんですけれども、主張ですか、具体的に言うと、理容師さんだとかそういうところへもそういった形の中で出ているということで、ちょっとお聞きすると、結構休業はしなかったんだけれども、非常に、例えば感染予防に対して、自分たちの消毒だとかいろんなところへ結構かかっていて、非常に、お客さんもそういう中でずっと少なくなっちゃったというようなお話をちょっと聞いたんですよ。特別私たちみたいな者にはないんじゃないかなというような心配をされていた、そういう話をちょっと聞きましたので質問したと、こういうことですけれども。何か補足でありますか。

○議長（宮下壽章君）　中沢商工観光移住課長。

○商工観光移住課長兼商工観光移住係長（中沢道彦君）　そのほか、もし、前年に比べてその月が５割事業費が落ち込んでいる場合は、国の制度の中で持続化給付金制度などがございますので、そのような活用というものもできるかと思います。

○議長（宮下壽章君）　よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。

松澤議員。

○３番（松澤正登君）　また、それぞれ意見を把握していただきまして、またちょっと御答弁をお願いしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（宮下壽章君）　ほかにございませんか。

坂井議員。

○２番（坂井　弘君）　地方創生臨時交付金事業費に関わる部分で、何点かお聞きをしたいと思います。ページでいきますと９、10ページにございます。

村で行った新型コロナウイルス対策事業、別紙で添付いただきました資料では9,200万円となっており、それに対して、今回の補正では8,672万9,000円と、その差額527万1,000円ですが、これについては、取組の12が110万円、13が400万円、合計510万円になるかと思うんですが、これが今回の地方創生臨時交付金事業以外の部分の、当初予算で執行した部分なのかなというふうに考えたんですが、そういう理解でよろしいでしょうか。

○議長（宮下壽章君）　片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君）　お認めのとおりでございます。

○議長（宮下壽章君）　坂井議員。

○２番（坂井　弘君）　２点目ですが、この説明の際ですけれども、説明いただいた対策事業

の取組番号何番でこういう事業をというふうに説明いただいたんですが、私の聞き間違い、耳が悪かったかなという部分もあったかと思うんですが、多少ずれていたように思いますけれども、再説明していただくか、もしそうであれば、それぞれの区分節ごとに、各対策事業のどれがどれくらいの経費、例えば報償費78万4,000円のうちの取組の幾つが幾ら、というようなそういう説明がいただければ、検証するにもしやすいなというように思ったわけですが、ちょっと詳細にわたりますので、大変かなと思いますので、後日ペーパーででもこのあたりを出していただければありがたいと思いますが、見解をお伺いします。

○議長（宮下壽章君）　片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君）　今議員さん御指摘のとおり、大変申し訳ございませんでした。私が作った資料は、このチラシを作る元原稿の取付け番号で資料を用意しまして、チラシを作る際にもうちょっと分かりやすくということで、取組の順番とかを整理をしたのを反映しておりませんでございまして、大変分かりづらい御説明になったことをお詫び申し上げたいと思います。

どうしますか。もう一度御説明いたしますか。よろしいですか。

○議長（宮下壽章君）　坂井議員。

○２番（坂井　弘君）　私自身はほぼ照らし合わせて検証していますので、結構ですが、先ほど言いましたように、各区分ごとの取組内容の金額、そういったものを示していただければありがたいなと思います。後日で結構です。

○議長（宮下壽章君）　片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君）　申し訳ございませんでした。そのようにさせていただきたいと思います。

○議長（宮下壽章君）　坂井議員。

○２番（坂井　弘君）　３点目ですが、12の委託費に関わる部分で、御説明の中で、連絡網の再構築というふうにお聞きしたように思いますが、この点について、再度詳しい説明をお願いいたします。

○議長（宮下壽章君）　片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君）　教育委員会サイドのほうが、もしかしたら詳しい説明ができるかと思いますけれども、今、保護者宛てにメールシステムでいろんな学校からのお知らせのようなものを送っていますけれども、ちょっとシステムが使いにくいというようなことで、もっと一般的に使われているオクレンジャーというような仕組みを再度導

入していくというようなふうに伺っております。

○議長（宮下壽章君）　沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君）　そのとおりです。今は、村の危機管理か何かのメールを使わせてもらっていたんですけれども、コロナがあって頻繁に連絡をしなければいけないとなったときに、受け取れないというか、来ないというふうにお話しされている保護者が結構いて、どう調べても原因が分からないということで、今、上田市でも一般的に使われているオクレンジャーということを新たに導入したということで、これで今ちょうどやっているところなんですが、これで整備できれば、もうそういうトラブルはなくなるというふうに考えています。

以上です。

○議長（宮下壽章君）　坂井議員。

○２番（坂井　弘君）　オクレンジャーというのは、ＰＴＡ組織で入るとか、そんなふうな形で、もうかなり前から使われているような、一般の学校というか、そういうシステムのことを指していますかね。

○議長（宮下壽章君）　沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君）　上田市なんかでは、もう何年も前から取り組んでいる。青木村はそうではなかったので、新たに上田市で今までも使われていたものを、評判がいいので取り入れたということであります。

○議長（宮下壽章君）　坂井議員。

○２番（坂井　弘君）　４点目、13、使用料の中学校オンラインソフト、まだ協議中というようなお答えだったような気もしますけれども、もしこのソフト名がもう既に分かっているようでしたら、またその使用方法について、再度説明をお願いします。

○教育長（沓掛英明君）　中学校で行っているオンライン学習ソフト「すらら」のことであります。

○議長（宮下壽章君）　坂井議員。

○２番（坂井　弘君）　５点目です。18の補助金に関わる部分ですが、プレミアム地域消費券発行事業の予算額は、この3,324万円補助金のうちのどれくらいがプレミアムになるのでしょうか。

○議長（宮下壽章君）　中沢商工観光移住課長。

○商工観光移住課長兼商工観光移住係長（中沢道彦君）　新型コロナウイルス対策事業の取組を御覧になってください。

この1,740万円、これがプレミアム消費券のプレミアムとなります。

○議長（宮下壽章君）　坂井議員。

○２番（坂井　弘君）　その1,740万円の中には、先ほど令和元年度の補正予算で、５号で組んで６号で外したものやそういった振替があったものがここに来ているかと思うんですけれども、その各①、②、③の発行の仕方があるわけですけれども、それぞれについてどれだけの額を必要としているのか、教えてください。

○議長（宮下壽章君）　塩澤事業推進係長。

○総務企画課課長補佐兼事業推進室係長（塩澤和宏君）　詳細について御回答を申し上げます。

まず、１回目、3,000万円発行してプレミアム率は10％ですので、補助金の額としますと300万円、２回目ですが、発行総額が5,000万円、うち20％がプレミアム分ということになりますので1,000万円、３回目は7,000万円の発行に対し５％ということで350万円、都合、合計しますと300万円、1,000万円、350万円の合計が1,650万円、それに３回目の事務費として、商工会へ１回につき30万円の補助という形で支出する予定でございます。

以上です。

○議長（宮下壽章君）　坂井議員。

○２番（坂井　弘君）　事務経費が90万円ということで、令和元年度の補正のときにチラシ印刷代とかそういったことで経費が取られるということが御説明あったかと思いますが、そうしたことも含めて今回一括して行い、90万円でそういう事務関係のものは全て賄うという、そういう予算案だということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（宮下壽章君）　中沢商工観光移住課長。

○商工観光移住課長兼商工観光移住係長（中沢道彦君）　こちらですけれども、商工会に関しまして３回に分けます。それぞれの発行に応じて支払いをするという形で、補助金が３回ごとそれぞれ実績に応じて請求が来るという形となります。それで、発行額3,000万円の10％につきましては、もうこれ既に発行を終了しまして、そちらに関しての印刷代のみがもう支払いをしているところでございます。また、③の7,000万円掛けるプレミアム分の５％、こちらにつきましては、もう既に発行をしているところでございますけれども、まだ支払いはこれからとなります。②の発行額5,000万円掛けるプレミアム分20％につきましては、夏以降の発行となりますので、３回に分けて支払いという形になります。

○議長（宮下壽章君）　坂井議員。

○２番（坂井　弘君）　すみません。しつこいようで申し訳ないんですけれども、先ほど私、

90万円と申し上げたのは、先ほどの御説明でありましたように、30万円の３回分だと、分けてということで理解をしていますが、例えば第１回の10％分については、チラシ等はもう配布、印刷して請求済みだということですが、その経費も、この第１回の30万円の中で賄える、そういうふうな考え方で、ほかの②、③についても同様に全ての経費が30万円ずつの中におさまるということでよろしいでしょうか。

○議長（宮下壽章君）　中沢商工観光移住課長。

○商工観光移住課長兼商工観光移住係長（中沢道彦君）　見込みのとおりでございます。おおむね30万円印刷代を見込んでおります。

○議長（宮下壽章君）　よろしいですか。

○２番（坂井　弘君）　はい。

○議長（宮下壽章君）　ほかに質疑ございますか。

沓掛議員。

○６番（沓掛計三君）　すみません。聞き逃したかもしれないんですが、マイナンバーを使ってオンラインで給付金を申請した人というのは、どのくらい青木村にいるのか。今後このマイナンバーを青木村の場合は５％とか何％というような話を聞きましたけれども、ここら辺のところは、今後村としてはどのように考えていくのか。

○議長（宮下壽章君）　小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長（小宮山俊樹君）　定額給付金のオンライン申請の方は11名でございました。今後の考え方ということでございますが、これから今度の来年の３月、マイナンバーカードが保険証としても使えるようになっていきます。いろいろ国民の生活、村民の生活に必要な機能を持たせたものにだんだん切り替わっていくということでございますので、これを普及していくことは大変大事なことかとは思っております。ただ、よその市町村では、大変オンラインでの申請が殺到して回線のほうがパンクしてしまうというようなことで、急遽受付を中止したというような市町村もあったということを聞いております。そういった意味で、こちらは村でなくて国レベルでの話になるかと思いますが、そういったものに対する基盤の整備、強化というものにつきましては、きっちりやっていただき、その上で、村としてもなるべく普及に向けて努力していきたいと、そういうふうに考えております。

○議長（宮下壽章君）　沓掛議員。

○６番（沓掛計三君）　村長にお聞きしたいんですけれども、マイナンバーの問題、これ国でバタバタしていますけれども、いろいろな口座との連携、いろいろなものについてバタバタ

していますけれども、今後村長として、その方式といいますか、いいものやら悪いものやら、個人情報の問題がありますもんで、かなりの問題点が控えているかと思いますけれども、どんな考え方を村長は持ってこれから臨もうとしていますか。

○議長（宮下壽章君）　北村村長。

○村長（北村政夫君）　今回の定額給付金のマイナンバーの申請が11件ということで、非常に思ったより少なくてびっくりしております。これは、原因はよく分かりませんけれども、郵送のほうが早いとか、簡単にできるとか、あるいはマイナンバーに、こういったことに慣れていない村民が多いのか、そういったことはまた検証しなければならないと思います。

今後について、今、今回のことを含めていろいろ功罪並べられております。一番は今沓掛議員からの質問の中でもありましたように、個人情報の取扱い、いろいろ番号で国民を符合して、そして銀行預金まで管理するというようなことが危惧されているということも言われておりますので、国の流れ、あるいは国の保守の関係等々比べながら、効率だけの行政にこれを使うことはいかがなものかという感じを持っております。一つ、ただ時代の流れとして、こういうものは一定の条件の下で活用させられていくという世の中にあるのかなとは思っております。

○議長（宮下壽章君）　よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。

〔発言する声なし〕

○議長（宮下壽章君）　質疑なしと認めます。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（宮下壽章君）　賛成の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（宮下壽章君）　討論終結、報告第１号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮下壽章君）　全員賛成。

よって、報告第１号　専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認されました。

◎報告第２号の質疑、討論、採決

○議長（宮下壽章君）　続いて、報告第２号　令和元年度青木村土地開発公社事業報告についてを議題とし、質疑に入ります。

質疑のある方。

居鶴議員。

○７番（居鶴貞美君）　それでは、お聞きをいたします。

今年度会計処理の方法が変わったようなんですが、まず、その理由をお聞きをいたします。

○議長（宮下壽章君）　花見建設農林課長。

○参事兼建設農林課長（花見陽一君）　土地開発公社につきましては、企業会計ということで扱っておりまして、このように従来処理をしてきたところでございます。今回また大きなプロジェクトを控えている中で、今までは既存の方式でやってきたわけですけれども、さらに大型の事業により大きな経費の移動などございますので、さらに適正なもので皆さんに分かりやすくするということの目的のために、会計処理の専門の方にもお願いしまして、さらに分かりやすく明確にさせていただいたものでございます。

○議長（宮下壽章君）　居鶴議員。

○７番（居鶴貞美君）　それでは、具体的にお聞きをしてまいりますが、まず、今の御説明に関わってくるんですが、今回、損益計算書にされていますが、これ、昨年は損益及び純資産変更計算書、このようになっておりました。これも今、分かりやすくというようなことだけで、これをただ損益計算書にされたのかどうか、これ専門家の方というお話もありましたので、その点もお聞きを、まずします。

○議長（宮下壽章君）　花見建設農林課長。

○参事兼建設農林課長（花見陽一君）　分かりやすくといいますか、適正な処理の仕方に変えたということでございます。

○議長（宮下壽章君）　居鶴議員。

○７番（居鶴貞美君）　このような説明が当初なかったんで、後で帰りましてこの去年と比べてみた場合、大きくいろいろ変わっています。それで、今のそこもそうなんですが、続いて５ページになるんですが、貸借対照表上で、固定負債で預り保証金というものが出てきてい

ます。今までは預り金で処理されておりました。しかも流動負債です。これが、今回は固定負債として預り保証金となりました。その理由をお聞きをいたします。

○議長（宮下壽章君）　花見建設農林課長。

○参事兼建設農林課長（花見陽一君）　流動負債から固定負債ということでございますが、今度は税理士事務所にお願いしまして、本来こちらのほうが適正であるということで対応させていただいたところでございます。

○議長（宮下壽章君）　居鶴議員。

○７番（居鶴貞美君）　こういう説明が当初なかったんで、昨年とこう見たときに、預り金と預り保証金て、専門的には違うんですよ。これ一般的には預り金と預り保証金と同じように思われますが、実際には違うんです。それも今の御説明で、今度会計事務所ですかね、そちらのほうでという話でしたので、だから、その辺がもっと、これだけ見て私も全く納得しておりませんので、今まで預り金が流動負債で来ました。流動負債というものは大体１年以内に処理されるものなんですよ。これずっとそうなんです。それが、今の指摘で固定負債にした、これ１年以上だということなんで、それも分かります。この辺もこれ以上言ってもあれなんで、私とすれば、当初こういうことで変えたという説明が欲しかったと、こういうことです。

○議長（宮下壽章君）　北村村長。

○村長（北村政夫君）　少し説明が足りなかった部分はお詫びしたいと思います。これから大きなプロジェクトを抱えておりまして、数億円単位の金がこの中に記載されてくる、お金を動かしていかなければならないということで、私ども今までどおりのことでやってまいりましたけれども、本当にこれで大丈夫なんだろうかと、正確に行うにはどうしたらいいだろうかといろいろと相談した中で、これはやっぱりプロに頼まなければならないなということで、今税理士事務所と申し上げましたけれども、正確には公認の会計事務所でございます。ここにお願いをして、お金はかかりますけれども、正確にやるということで、大幅な変更をさせていただきましたので、御了解いただきたいと思います。

○議長（宮下壽章君）　居鶴議員。

○７番（居鶴貞美君）　分かりました。それで、こういう会計はクラウド会計、こちらの導入というのが一般的に進められておりますので、この辺も御配慮いただきたいと思います。

　ちょっと別の質問ですが、よろしいですか。もう一点お願いします。

○議長（宮下壽章君）　どうぞ。

○７番（居鶴貞美君）　７ページに白山霊園墓地区画があります。これ３区画になっていますね。昨年４区画なんですよ。それで、もうけを見ると、１区画減ったのに、期末残高が減ってこなくちゃいけないのに減っていないと、これについての御説明をお願いいたします。

○議長（宮下壽章君）　花見建設農林課長。

○参事兼建設農林課長（花見陽一君）　決算の時点で白山霊園１区画販売がありまして、１区画28万円の３区画ということで84万円ということで計上させていただいております。昨年……。一応今回決算で84万円ということになります。

○議長（宮下壽章君）　居鶴議員。

○７番（居鶴貞美君）　今、この７ページで、これ３区画ですよね。それで、当期減少高というのはないんですよね。ありませんよね。ただ、これ単なる４と３の違いかどうか。実際に４区画あって１区画売れたから３区画になったと。そうすると、ちょっと整合性が取れないんで、その点についてお聞きをいたします。

○議長（宮下壽章君）　花見建設農林課長。

○参事兼建設農林課長（花見陽一君）　申し訳ございません。ちょっと手元に資料がなくてあれですけれども、今回３区画ということで、その前の年に１区画かと思うんですが、ちょっと確認させていただきまして、また後で報告させていただきます。

○議長（宮下壽章君）　ほかに質疑ございますか。

よろしいですか。

〔発言する声なし〕

○議長（宮下壽章君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

質疑を終結、討論省略、報告第２号の採決を行います。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（宮下壽章君）　賛成多数。

よって、報告第２号　令和元年度青木村土地開発公社事業報告について、原案のとおり承認されました。

◎報告第３号の質疑、討論、採決

○議長（宮下壽章君）　報告第３号　令和元年度繰越明許費繰越計算書の報告について（青木村一般会計）を議題とし、質疑に入ります。

質疑のある方。

沓掛議員。

○６番（沓掛計三君）　工事関係ですけれども、ここに挙げられた繰越明許費全て予算どおりというか査定どおりとか設計書どおりかと思いますけれども、この請負がもう既に済んでいるのかいないのか、これからの状況、これもし済んでいないとなると、また資材等の高騰とかいろいろな問題で組替えをやらなければいけないような場合に、災害については国との調整がまたかなり必要になってくるかなと思いますけれども、ここら辺の今の、繰越しも全額繰り越してありますもんで、そこら辺のやつが心配なもんで、そこら辺のところはどのようになっているのか。

○議長（宮下壽章君）　花見建設農林課長。

○参事兼建設農林課長（花見陽一君）　今回の繰越しにつきまして、補助の関係で運用しておりますが、それにつきましては既に発注しておりまして、そのまま施工中でございます。また、そのまま発注済みでございますので、そのほかでまだ村担の分で若干少し補修というか手直しの部分がありますが、それにつきましては、現在補助事業を進める中でまだ補うものについては単費ということで計算しておりますが、それにつきましては、その辺の現状に合わせた設計単価で行いたいと考えております。

○議長（宮下壽章君）　沓掛議員。

○６番（沓掛計三君）　そうすると、災害関係とか振替え来るかね、については、それでは全てもう発注済みということで、この単価で発注できているということでよろしいですね。

○議長（宮下壽章君）　花見建設農林課長。

○参事兼建設農林課長（花見陽一君）　そのとおりでございます。

○議長（宮下壽章君）　ほかに。

小林議員。

○８番（小林和雄君）　この公共工事や災害復旧費を中心にして、公共工事が、災害復旧工事も含めてですが、繰越しの箇所が、あれと青木村の予算の関係にすれば約１億円です。全額繰越しになっているんですが、災害復旧費についてどうしてもできないものは仕方がないとしても、一般公共工事等も繰越額が多いような気がするんですが、その点について、どのよ

うな理由なのか、お答え願います。

○議長（宮下壽章君）　花見建設農林課長。

○参事兼建設農林課長（花見陽一君）　一般工事につきましては、昨年度お見込みいただいた事業の中で進めておりましたが、災害によりまして、やはり工事の進捗状況が、災害工事が優先されるためにずれ込んできております。それで、どうしても必要な箇所につきましては、既に設計もできている段階で２件ほどございますが、単費で一般工事ということで繰越しをさせていただいているところでございます。

○議長（宮下壽章君）　小林議員。

○８番（小林和雄君）　できるだけ年度内に完成できるのが理想なんですが、どうしても繰越しをしなければいけなかったという、そんなような理由、その点についてはどうですか。

○議長（宮下壽章君）　花見建設農林課長。

○参事兼建設農林課長（花見陽一君）　現状を見る中でも、先送りというか、次年度において対応するにつきましては既に予定箇所を組んでおりまして、その工事はやはり一番優先すべき箇所でもございましたので、令和２年度より令和元年度の分が優先されるべき工事ということで、それをどうしても繰越しをして事業をさせていただきたいということで、このように繰越しをさせていただきました。

○議長（宮下壽章君）　よろしいですか。

○８番（小林和雄君）　はい。

○議長（宮下壽章君）　ほかに質疑ございますか。

よろしいですか。

〔発言する声なし〕

○議長（宮下壽章君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

質疑を終結、討論省略、報告第３号の採決を行います。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（宮下壽章君）　全員賛成。

よって、報告第３号　令和元年度繰越明許費繰越計算書の報告について（青木村一般会計）は原案のとおり承認されました。

◎報告第４号の質疑、討論、採決

○議長（宮下壽章君）　報告第４号　令和元年度繰越明許費繰越計算書の報告について（青木村別荘事業特別会計）を議題とし、質疑に入ります。

質疑のある方。

質疑ございませんか。

〔発言する声なし〕

○議長（宮下壽章君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

質疑を終結、討論を省略、報告第４号の採決を行います。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（宮下壽章君）　全員賛成。

よって、報告第４号　令和元年度繰越明許費繰越計算書の報告について（青木村別荘事業特別会計）は、原案のとおり承認されました。

◎議案第１号の質疑、討論、採決

○議長（宮下壽章君）　議案第１号　青木村放置自動車等の発生の防止及び適正な処理に関する条例についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方。

沓掛議員。

○６番（沓掛計三君）　私もこういうことに気づいているんですけれども、多分これ、運動公園の駐車場の車が一番の原因になっているのかなと思います。私は、こういう条例までつくらなければあの自動車どうして撤去できなかったのか、教育委員会にも聞いたんですけれども、所有者のところへただ置いておいて、それも撤去できない、警察に言ってもなかなかでできないというような、どうしてできなかったのか。それでこういう条例までつくってやらざるを得ないのかどうかこの辺、この条例をつくるに当たってどういう目的をもってここま

でやらざるを得なかったのか、お聞きできればと思います。

○議長（宮下壽章君）　片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君）　投棄された車の意図といいますか、どんな意思でそこに放置をされているのかということが、まず確認をしなくてはいけない部分でもございますし、処分をするに当たりましては、方々にいろいろ相談を申し上げたりしたところですが、やっぱり個人の財産を、勝手にこちら側が邪魔だからということで処分はできないということで、明確な条例等に基づいて、必要期間警告書を貼ったりとか、勧告を行ったりとかというような手続を踏んでやっていくことが望ましいという判断の中で、このたび条例を上程させていただいたところでございます。

○議長（宮下壽章君）　沓掛議員。

○６番（沓掛計三君）　そこが私、分からないんです。自分が使う庭のところに物を置かれて、それを個人のやつだから撤去できないというその理由が分からないということと、今条例には、もし駄目だった場合の罰則も何もなくて、この条例であくまでもお願いするような条例になっていたりするんですけれども、本当にやるんだったら罰則までつけて条例にしたらどうなのか、そこまでやる必要性とか、やらなくちゃ、あの車が動けなかったのかどうか、本当に疑問でしょうがなかったですけれども、どうしてもこういう条例をつくらざるを得ないんですか。

○議長（宮下壽章君）　片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君）　当時のことも私、詳しく承知していない部分がありますけれども、手続をしっかりやって行うことが、行政としての正しい方法ではないかというふうに考えています。

○議長（宮下壽章君）　沓掛議員。

○６番（沓掛計三君）　今の言い分聞いていて分かりました。罰則はつくらないわけにいかないんですか。

○議長（宮下壽章君）　片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君）　今回については罰則までは設けておりませんけれども、ただ行政代執行法に基づいて、もし本人がやらない場合には、私どものほうでしかるべき場所へ移動するとか、あるいは処分をするというようなことができるような規定とさせていただきましたので、そんなことに従って処理をしていきたいというふうに考えております。

○議長（宮下壽章君）　よろしいですか。

ほかに。

宮入議員。

○１番（宮入隆通君）　この条例に該当する自動車の台数は、村で把握している台数は、今どれだけあるんでしょうか。

○議長（宮下壽章君）　片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君）　今この条例に規定する公共的な場所ということで私どもが承知しているのは、１件でございます。

○議長（宮下壽章君）　宮入議員。

○１番（宮入隆通君）　今までいろいろ警告とかそういったこともしてきたんだろうと思うんですけれども、結局、これをすることで、村で処分することを、これからどんどんそういった物があったら村でどんどん処分していきますという、何かそういう村のお金を使ってどんどんやっていく形に何か進んでいきそうな感じがするんですが、その辺はどういうふうに受け止めたらいいんでしょうか。

○議長（宮下壽章君）　片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君）　おっしゃるとおり、放っておいても置いておけば村がいつか片づけてくれるわというようなふうにはならないようにしていきたいというふうに考えております。それについては、やはり所有者の特定ですとかそういうことが重要になってくると思います。その辺は、各関係機関と、警察も含め連携を取りながら、こんなようなこと、まず発生を防止していくということが一つと、起こったときにどうしていくかという観点で今回上程させていただいておりますので、しっかりやっていきたいなというように思っております。

○議長（宮下壽章君）　よろしいですか。

ほかに。

金井議員。

○４番（金井とも子君）　このような条例をつくられるということで、村の景観が保たれるということで、この条例案には賛成でございますけれども、ちょっと幾つかお聞きしたいんですが、廃棄のごみが結構山の中に捨てられていて、大きいごみなんですけれども、そういうものについては、こういうものは該当にならないんでしょうか。それから、放置自転車みたいなものもあるんですけれども、そういったことについてはどのように対処する予定でしょ

うか。それから、この場合は公共用地と書いてありますけれども、民有地にあった場合は、取扱いはどのようになるんでしょうか。３点よろしくお願いいたします。

○議長（宮下壽章君）　片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君）　山とかそういうところ、例えばそれが公共的用地ということになると、こちらのほうに該当するかと思うんですけれども、３番目の御質問にもありましたけれども、個人のところにというのは、先ほど住民福祉課長のほうでも答弁していただきましたけれども、それは、この条例でも、村は協力するという形になっております。民有地にもしそんなようなことがあったときには、多分不法投棄という一般廃棄物的なところで、先ほど住民福祉課長が御説明申し上げたような手続で行っていくようになるかと思います。

あと、自転車の関係です。これつくるときに併せて自転車の部分もつくろうかと思って準備はしたんですが、本村には、例えば上田駅とかその鉄道の駅みたいなものが現状まだなかったりとか、そんなような形の中で、当面は必要ないかなという判断の中で、今回は自転車については上げられなかったんですけれども、また、今後必要に応じて、自転車のほうも同じような条例を制定させていただくことになるかと思います。

○議長（宮下壽章君）　北村村長。

○村長（北村政夫君）　この条例について３人の議員さんから御質問ありました。全般について答弁をさせていただきたいと思いますが、美しい村条例を設定、議会で御承認いただきましてつくらせていただきました。これは、やはり美しい村といいましょうか、今のままの村を後輩たちにもちゃんと伝えていきたいという思いからつくらせていただいたわけでございます。この車を数年前からどうしてできないんだろうかと思って、私も。もうナンバープレートも分かっていると。それから所有者も特定できたと。それから、その自治体からも多少情報をもらったというようなことなんですが、やっぱりそれ以上一歩前へ進めないんですよ。上田に例がありまして、私どもはよく承知しているところなんですが、それはどいたんですよ。撤去できたんですよ。そういうようなことを勉強させていただいた中で、この条例の設置をさせていただきました。これがパーフェクトではありませんが、まず第一歩として思っております。

もう一つは、３人の中の御質問いただいた中で、ごみが一つ落ちていればそこへだんだんごみがたまっていく社会実験が既にあるわけですよ。ですから、タイヤ一つあれば、そこにまたタイヤも行くようなことがあって、早くやらなければごみの山が、あるいは人の見てい

ないところでなっていくというようなことの社会実験もありますし、実際そういうことを私も見ておりますので、いろいろやった結果、この条例をまずつくって、そこからもう一回スタートしたいということで、当面は、今御指摘がありました車のところでありますけれども、進めていきたいというふうに思っております。

○議長（宮下壽章君）　よろしいですか。

金井議員。

○４番（金井とも子君）　もう一つだけ、すみません。

この条例は、近隣の市町村等では定めがあったりするんでしょうか。もし御存じでしたら教えてください。

○議長（宮下壽章君）　片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君）　隣の上田市さん等にも同じような条例がございます。参考にさせていただいた部分もございます。

○議長（宮下壽章君）　よろしいですか。

○４番（金井とも子君）　はい。

○議長（宮下壽章君）　ほかに質疑ありませんか。

坂井議員。

○２番（坂井　弘君）　金井議員の、民有地、私有地という御質問がありましたが、それに関わった部分で質問させていただきます。御答弁の中で、民有地については規制の対象にならないというような御答弁だったように思いますが、５条、６条、そしてまた先ほど例に挙げられた15条の読込みをいたしますと、私有地に関わっても、公有地ほどの強制力はないにしても、多少関わりを持っている部分があるのかなと読み込んだんですが、この私有地での放置は全く規制にならないのでしょうか。

○議長（宮下壽章君）　片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君）　この条例では、公共的な場所ということをまず前提にして、民有地についても、村は当然その土地の所有者というのは村ではないんですけれども、それについての協力をすることができるということになっています。これは、やっぱり村全体の良好な景観ですとかそういうことを維持していくという下で行われることでございまして、通常、先ほどもありましたけれども、民有地等山の中等に投棄物、不法投棄等があると、ごみの中からその所有者を特定できるようなものを探してというような答弁が、住民福祉課長の中からあったかと思うんですけれども、そんなような同じような方法で、村

も協力をして対応していくという考え方です。

○議長（宮下壽章君）　坂井議員。

○２番（坂井　弘君）　具体的な話になりますが、自宅の敷地内、庭だとかあるいは畑だとか、そうしたところにかつて使っていた車を、ナンバープレートを外した形で趣味的にというか置いてある車も散見するわけですが、そうしたものについては放置とはみなさないのか否か、その辺はどうでしょうか。

○議長（宮下壽章君）　片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君）　御本人が御本人の土地の中に置いているということについて本条例では特にそこを制限しているものではございません。

○議長（宮下壽章君）　坂井議員。

○２番（坂井　弘君）　そうした場合、15条の特別な理由があると認めたときというものが気になるんですが、その特別な理由というのはどんな場合を指すのか。例えば私有地であっても、今のような状況で置いてあっても、景観がよくないというふうに周りから言われたりすれば、特別な理由になるのかどうか。そうした場合に、私有地使用の権限に制限をかけることになりはしないかということが心配されるわけですが、そのあたりのことについてはどういうふうに御判断されるでしょう。

○議長（宮下壽章君）　片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君）　過去のいろんな例を見ましても、個人の土地であっても、例えば廃材みたいなものをいつまでもうずたかく積み上げて危険だとか、あまりにも周りの環境に影響を及ぼしているというようなことで、ちょっと私が直接携わってはおりませんけれども、環境衛生の立場から指導されたようなケースが過去にもあったかと思いますので、その辺は、あくまでも、美観の維持ですとか良好な環境という見地の中から判断をされていくというふうに認識をしております。

○議長（宮下壽章君）　坂井議員。

○２番（坂井　弘君）　最後に、同じく15条の協力ということに関わってなんですが、この条例を設けている、先ほど御説明の中で上田市というような話もありましたが、そうした条例を設けているところで、やはりこの条例だけでは対処できないというような、そういう方が問題になっている私有地への第三者の無断放置というものがあるかと思うんですが、これについてこの条例で対処できるのかどうかということ、これが対処できずにそのままどうしようもなくなっているということが結構あると、この条例ではまだ対処できないというよう

な、そういった部分もあるやにあちこちから聞いているんですけれども、そういったことについてはどういうふうにお考えでしょう。

○議長（宮下壽章君）　片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君）　民民のケースについては、どこまで行政としてお手伝いができるかという部分もありますが、警察等に相談をいただいてやっていくと。そんな中で、村が協力できる部分については御協力を申し上げでいくということになるかと思います。

○議長（宮下壽章君）　よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。

松澤議員。

○３番（松澤正登君）　８条についてお聞きしたいと思いますけれども、放置されている期間、状況、所有者等を調査するものとするということの中で、この期間というものがあるんですけれども、こういうものは例えば３年とか５年とか、そういう期間の明記というものは必要ないのか、この文面の中でどんなふうに理解していくのか、お願いします。

○議長（宮下壽章君）　片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君）　細かな部分については規則のほうでも定めているところでございますけれども、ちょっと今私、その規則のあれを持ってこなかったんですけれども、一定期間ずっと放置された状況ということを、用紙が用意されておりまして、そこに細かな情報を全部記載をして、警察等からも協力をいただいて、その車に対するまず情報を調査として整理をすると。その上でしかるべき対応をしていくという内容でございます。

○議長（宮下壽章君）　よろしいですか。

○８番（小林和雄君）　分かりました。

○議長（宮下壽章君）　ほかに質疑ございますか。

〔発言する声なし〕

○議長（宮下壽章君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（宮下壽章君）　賛成の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（宮下壽章君）　討論終結、議案第１号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮下壽章君）　全員賛成。

議案第１号　青木村放置自動車等の発生の防止及び適正な処理に関する条例については、原案のとおり決定されました。

○議長（宮下壽章君）　ここで暫時休憩といたします。

休憩　午前１０時２７分

再開　午前１０時４０分

○議長（宮下壽章君）　休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎答弁の追加

先ほどの居鶴議員の質疑の中での土地開発公社についての答弁を行います。

花見建設農林課長。

○参事兼建設農林課長（花見陽一君）　先ほどの報告第２号　青木村土地開発公社事業報告についてでございます。これにつきまして、いろいろ説明が足らず、大変申し訳なく、おわびするところでございます。

７ページにありました完成土地の関係、白山霊園の関係でございます。白山霊園につきましては、平成30年度におきまして４区画から３区画に１区画販売され、平成30年度の事業報告にて当期減少高１期分28万円を計上し、84万円の期末残高ということで、今回の令和元年度分につきましては、そのまま白山霊園３区画分が期末残高、その84万円の残り３区画ということで、異動がありませんので、そのままの期末残高になっております。１区画につきましては、平成30年度の事業報告の決算にて、その中で当期減少高１期分を計上させ

ていただいて、処理は終えておりますので、今回の報告の中では異動がなかったということになります。よろしくお願いします。

○議長（宮下壽章君）　よろしいですか。居鶴議員、よろしいですか。

居鶴議員、どうぞ。

○７番（居鶴貞美君）　すみません、理解力が足りなくて。平成30年度で３区画であったと、こういうことでしたよね。去年のところには４区画でしたよね。これが４でいいんですか。

〔「はい」の声あり〕

○７番（居鶴貞美君）　それで今年は３になったと、そういうことですよね、今の説明では。

〔「はい」の声あり〕

○７番（居鶴貞美君）　その１に困っているんだけれども、去年４区画ありましたよね、決算で。今年３になっていますよね。その１区画が平成30年度において、そうすると、その平成29年度、これちょっと持ってこなかったんですが、これが５から４だったということでもないよね。その１区画が、ちょっと私、すみません、理解力がなくてあれなんですけれども。

○議長（宮下壽章君）　花見建設農林課長。

稲垣農業振興係長。

○建設農林課課長補佐兼農業振興係長（稲垣和美君）　今の居鶴さんのお尋ねの件でございますけれども、課長から今申し上げましたとおり、平成30年度の期首では４区画ございました。平成30年度中に１区画販売がございましたので、平成30年度末、期末の残高で３区画になったということになりますので、そういった意味では、平成30年度は決算書の資産という部分の白山霊園の墓地というのは、平成30年度末は３区画という表記でなければいけなかったということで御理解をいただきたいと思います。それが、令和元年度にそのまま３区画引き継いで、令和元年度は販売がなかったので期末、期首同じ区画数ということでお願いいたします。

○議長（宮下壽章君）　居鶴議員。

○７番（居鶴貞美君）　分かりました。要はこのとき３だったんですよね。そういうことだよね。分かりました。

○議長（宮下壽章君）　よろしいですね。

○７番（居鶴貞美君）　すみません。ありがとうございました。

○議長（宮下壽章君）　次の議題に入ります。

◎議案第２号の質疑、討論、採決

○議長（宮下壽章君）　議案第２号　青木村税条例の一部を改正する条例についてを議題とし、質疑に入ります。

質疑ございませんか。

よろしいですか。

〔発言する声なし〕

○議長（宮下壽章君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（宮下壽章君）　賛成の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（宮下壽章君）　討論終結、議案第２号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮下壽章君）　全員賛成。

議案第２号　青木村税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第３号の質疑、討論、採決

○議長（宮下壽章君）　議案第３号　青木村手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題とし、質疑に入ります。

質疑のある方。

ありませんか。

〔発言する声なし〕

○議長（宮下壽章君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下壽章君）　賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下壽章君）　討論終結、議案第３号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮下壽章君）　全員賛成。

議案第３号　青木村手数料徴収条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第４号の質疑、討論、採決

○議長（宮下壽章君）　議案第４号　青木村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題とし、質疑に入ります。

質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下壽章君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下壽章君）　賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下壽章君）　討論終結、議案第４号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮下壽章君）　全員賛成。

議案第４号　青木村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第５号の質疑、討論、採決

○議長（宮下壽章君）　議案第５号　長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び規約の変更に関する協議についてを議題とし、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔発言する声なし〕

○議長（宮下壽章君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下壽章君）　賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下壽章君）　討論終結、議案第５号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮下壽章君）　全員賛成。

議案第５号　長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び規約の変更に関する協議については、原案のとおり可決されました。

◎議案第６号の説明、質疑、討論、採決

○議長（宮下壽章君）　議案第６号　青木村農業委員会委員の選任についてを議題とし、提案説明を求めます。

北村村長。

○村長（北村政夫君）　議案第６号は、青木村農業委員会委員の選任について、人事案件でございますので、慣例に従いまして、別室にて説明をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（宮下壽章君）　暫時休憩といたします。

休憩　午前１０時４８分

再開　午前１０時５８分

○議長（宮下壽章君）　休憩前に引き続き会議を再開します。

事務局より資料の配付をお願いします。

〔資料配付〕

○議長（宮下壽章君）　北村村長より説明をお願いします。

北村村長。

○村長（北村政夫君）　青木村農業委員会委員の選任についてをお願いいたします。

下記の者を青木村の農業委員会の委員に選任したいので、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定に基づき、議会の同意をお願いいたします。

なお、任命に当たりましては、農業委員会等に関する法律施行規則第２条第２項の規定に基づきまして、委員の４分の１以上を認定農業者とするとしております。

番号、地区名、住所、氏名、備考の順で朗読をさせていただきます。

１、女性団体連絡会、大字沓掛514番地１、浜田こずえさん、利害関係のない者、２、中挾、大字田澤3412番地２、塩澤正隆さん、認定農業者等、３、村松、大字村松92番地１、堀内茂雄さん、４、沓掛、大字沓掛1242番地、松澤博文さん、５、入奈良本、大字奈良本1324番地、山田千秋さん、６、農業協働組合、大字奈良本471番地６、増田幹子さん、農業団体等、７、下奈良本、大字奈良本1047番地１、横澤永裕さん、認定農業者等、８、細谷、大字夫神1739番地１、北村彰啓さん、認定農業者、９、殿戸、大字殿戸516番地、小林達登さん、10、当郷、大字当郷945番地、北村民雄さん、11、入田沢、大字田澤149番地２、若

林忠利さん、認定農業者、12、夫神、大字夫神753番地１、山浦眞嗣さん、認定農業者等。

以上でございます。

令和２年６月10日提出、青木村長、北村政夫。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宮下壽章君）　本案について質疑を行います。

質疑のある方。

よろしいですか。

〔発言する声なし〕

○議長（宮下壽章君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

質疑を終結、討論省略、採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮下壽章君）　全員賛成。

議案第６号　青木村農業委員会委員の選任については、原案のとおり可決されました。

◎議案第７号の質疑、討論、採決

○議長（宮下壽章君）　議案第７号　令和２年度青木村一般会計補正予算についてを議題とし、質疑に入ります。

質疑のある方。

坂井議員。

○２番（坂井　弘君）　この補正については、９、10ページのところで、衛生費の中の節12の委託料のところになりますけれども、環境保全条例の条例更新の業務委託料というふうにお聞きをいたしましたけれども、さきの３月議会の一般質問で、環境保全に関する条例並びにその施行規則について質問をした経緯がありますが、その答弁の中で、これまでの条例施行規則等に不備な部分があることをお認めになってという経緯があったかと思いますが、それに基づく条例の改定というふうに考えてよろしいでしょうか。

○議長（宮下壽章君）　小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長（小宮山俊樹君）　確かに、今現在の国の法令等と照らし合わせて、若干のずれが出てきている部分がございます。そういったところをしっかり訂正して、正しい、いい条例に、また規則にしていきたいということで訂正をさせていただきました。

○議長（宮下壽章君）　坂井議員。

○２番（坂井　弘君）　その場合、業務内容というのはどんなことになるんでしょうか。

○議長（宮下壽章君）　小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長（小宮山俊樹君）　お答え申し上げます。今回条例をお願いしたのは、法務、法令に関わる部分でございます。国の法律と関係する部分の洗い出し、それから他市町村の条例、規則等との比較、そういったものの中で、村の条例、規則の中で少し奇異な部分というものを洗い出していただくのが主な業務でございます。実際、環境基準、公害基準、そういったものについての委託は、今回はお願いしてございません。この部分は、まずこの洗い出しをした上で、必要が出てきた時点で、今度はそれにふさわしい業者を、コンサルタントを選んで、またその部分についてはお願いしていきたいということで考えておりますので、今回はその改正に向けた整備の第一段階というふうに御理解いただけたらというふうに思います。

○議長（宮下壽章君）　坂井議員。

○２番（坂井　弘君）　条例を変更したりする場合には、こうした外部に委託するということが通例なんでしょうか。

○議長（宮下壽章君）　小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長（小宮山俊樹君）　国のほうから条例例というものが示される場合もございます。そういったものが示されず、あくまで村、自治体が自分の判断で条例をする場合もあります。そういった中で、専門的な知識、技師と言えるような者がいない市町村においては、必要な部分はそういった外部にお願いせざるを得ない、そういうふうに考えております。

○議長（宮下壽章君）　坂井議員。

○２番（坂井　弘君）　条例内容によって、外部委託する場合も、そうでない場合もあるということでよろしいでしょうか。

○議長（宮下壽章君）　小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長（小宮山俊樹君）　そのように御理解いただけたらというふうに思います。

○議長（宮下壽章君）　坂井議員。

○２番（坂井　弘君）　繰り返しになりますが、これはあくまでシステム改定とかそういうこ

とではなくてということで理解してよろしいですか。システムを変更するとかということではなくて、条例の中身について検討することを委託するという意味ですよね。そうした場合、したがいまして、今、第一段階とおっしゃったけれども、そういうことを経た上で改正提案が今後行われるという段取りになってくるということでよろしいでしょうか。

○議長（宮下壽章君）　小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長（小宮山俊樹君）　今現在の条例の中で、環境審議会、こちらのほうにまず規則のほうを諮って、そこで練り上げたものができた段階で、今度、議会のほうに条例のほうも含めて御提案申し上げたいというふうに思っておりますので、そういったものも含めますと、若干お時間はどうしてもいただくようになるかというように思いますが、そこら辺御了解お願いいたします。

○議長（宮下壽章君）　ほかに質疑ございますか。

松澤議員。

○３番（松澤正登君）　９、10ページでお願いいたします。

国土調査費で委託料で159万5,000円ほど上がっています。私も若干は聞いておりますけれども、遊休農地の一筆地測量だと、そんなふうに御説明がありましたけれども、この目的と将来どんなふうに利用されていくか、その辺をもうちょっと詳しく教えていただきたいと思います。

○議長（宮下壽章君）　花見建設農林課長。

○参事兼建設農林課長（花見陽一君）　これにつきましては、沓掛の宮沢地区、また下奈良本の原地区ということで想定してございます。これにつきましては、遊休農地を活用する上でやはり地権者の関係がございまして、そこの係る筆界のみの復元を測量にてはっきりさせようということで考えてございます。これにつきましては、遊休農地を使って、今後さらに農業関係のものを作付をさせていくということで、今後まだ面積の一部でございますので、もう少し手広く、もう少し広げる可能性もあるということで、まずは前段で、今回この事業に着手をさせていただきたいということでございます。

○議長（宮下壽章君）　よろしいですか。

○３番（松澤正登君）　はい。

○議長（宮下壽章君）　ほかにございますか。

沓掛議員。

○６番（沓掛計三君）　ちょっと関連質問なんですけれども、農業振興の中にも有害鳥獣駆除

の柵の補助金があります。それと、この前言いました国土調査、これ一筆地測量、今までは順番にやっていたんですけれども、特定してこっちの地区に入るということかと思います。それとともに、あそこの地区について、これからそれじゃあ換地までしていくのかどうか、実際にどういうこれからあそこの土地を全面的に、アイリスの郷みたいに全部換地していくのかどうか、ここら辺のところはこれから今後についてはどのように考えていくのか。ただくいを打って、そこのところに土地があるだけでは、なかなか耕作する人が耕作しにくいと思いますけれども、今後の見通しについてはどうですか。

○議長（宮下壽章君）　花見建設農林課長。

○参事兼建設農林課長（花見陽一君）　今回は地権者の皆さんに境界を明確にさせていただくということで、換地業務までは考えてございません。

なお、それによりまして、あそこを一つの１団地として、あそこの利用権を設定する中で利用を図っていくということでございます。

なお、これはそこのポイントにつきましては、今後、将来になりますが、国土調査に入ったときには、それはデジタルデータとしてそれを有効活用させていただくというふうに考えております。

○議長（宮下壽章君）　沓掛議員。

○６番（沓掛計三君）　今、関連でありますと言ったんですけれども、農業振興のほうで有害鳥獣の防護柵、これをやるということで、いろいろな話を私も聞いております。業者名言っていいかどうか分からないんですけれども、入ってきて、取りあえず宮沢とここらやるということですけれども、今後、私も何度もあそこについては一般質問でもやっていますけれども、今後について、あそこの地籍を付加価値をつけられる業者であればできるんですけれども、なかなかできない部分というのが、一般のところでは、ソバを作っていただけではなかなかできない部分がありますもんで、今後のあそこの活用についてはどのように考えているのか。

○議長（宮下壽章君）　北村村長。

○村長（北村政夫君）　前の松澤議員の質問にも関連するかと思いますけれども、企業誘致と同じように考えていただければというふうに思っております。特に、原地区は、私も村長にさせていただいた以来、地元の皆さんから何とか活用方策をということでお寄せいただき、今までも庁務でも有数の企業２つばかり行ったり、それから来てもらって土壌調査をしたりやりましたけれども、もう一歩前へ出ませんでした。そういうことでありますけれども、あ

る程度企業誘致と同じように、こちら側の受け身もちゃんとしないと、受けるほうも、やっていただくためには、ある程度の基盤整備と環境整備をしないと来ていただけない。例えば、昨年議員の皆さんに筑北村のソバの団地を御覧いただいたかと思いますけれども、非常に立派な圃場整備と、それから周辺整備、それから周辺の道路も大型トラックが通れるような環境整備をしております。私どもの村ではとてもあそこまではできませんけれども、ある程度大型車が通れる、大型のトラックが重機を積んで通れるような基盤整備、それから農業の効率化のために一団地として使うために、そのくいを打って、今花見課長から申し上げましたような状況をしておく必要があるということで、相当数の私どものウェルカムの姿勢が必要だということで、今回お願いをしております。

原の８ヘクタール、役場の中では８８プロジェクトというような名前で呼んで数年間いろいろ企業に誘致をお願いしてまいりましたけれども、今回は非常に向こうのほうから、川上、いわゆる生産するほう、それからソバを製造するほう、加工するほう、それから販売するスーパー、こういった一連の県内でも最大手のところが入ってくれるという、そういう事業の実現性が見えてきたことですから、今回このお願いをしているわけであります。今までも機械化組合の皆さん、それから村の特産品を作っている農業の関係の皆さんには、原の相当数の面積を面倒見ていただきまして、大変ありがたく思っておりますけれども、地元の皆さんの御要望をこういう形で受けていきたいというふうに思っております。

ただ、宮沢のほうはおおむねできるところは今回カバーできるんですけれども、原のほうは、全体５ヘクタールぐらいありますでしょうか、そのうちの一部になりまして、今後はもう少し基盤整備をどうやっていくかというのは、その進出する企業と少し整理をしていきたいというふうに思っております。

この企業は当方のカンジャで実績を持っておりますし、信頼できる事業だということが分かりましたので、この話に私どもも乗り、そして誘致をする姿勢を示していきたいというふうに思っております。そういうことで、荒廃地の整備、あるいはタチアカネの販売、あるいは村の６次産業化、そういうことにつなげていきたいというふうに思っております。

○議長（宮下壽章君）　沓掛議員。

○６番（沓掛計三君）　３回目であれですけれども、あの地籍についてはかなり地権者が難しいというような、私、頭の中に認識があるんですけれども、今回一筆地測量に入っていくに当たって、十分地元の御了解は得てあるということですか。

○議長（宮下壽章君）　花見建設農林課長。

○参事兼建設農林課長（花見陽一君）　今回２か所を想定してございますが、１か所につきましては、これからまた地元のほうへお話をしたいと思っております。今言いました原地籍につきましては、地元の皆さん方に少し音頭を取っていただいているところでございますが、具体的な構想になったところで改めて地区にも説明のほうは入りたいと、これから入りたいと思っております。

○議長（宮下壽章君）　ほかに質疑。

山本議員。

○１０番（山本　悟君）　11ページ、12ページをお願いします。

教育長に聞きますが、教育費の中の小学校費、中学校費で、タブレットあるいはノートパソコンを買ってということなんですが、この場合の利用頻度、一週間にどのくらいお使いになるのか、あるいはその寿命、５年か３年か使えば駄目になるという頻度、あるいはもう一つ、うちにはないんだけれどもという、借りてという子供がいるかどうか分からないんですが、この場合、もし教育長のほうで把握していたらお願いしたいと思いますが、よろしくお願いします。

○議長（宮下壽章君）　沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君）　使用頻度ですけれども、これは、私たちの教育委員会の願いとしては、１日に一度は必ず使ってもらいたいというふうに思っています。これは、小学校で４年生からタブレットも10年も使っていますが、それもやっぱりその程度はできたらお願いしたいということでお願いしてきました。今回は、さらに新型コロナウイルスに対する対策を並行してやっていただきたいというふうに思っていますので、これは、もし第２波、第３波が来たときにはこれをもって家庭での双方向授業だとか、あるいはドリル学習を行ってもらいたいと思っていますので、今併せてこれはお願いしたいなと思っています。

それから、寿命ですが、大体５年前後かなというふうに思っています。今までもその程度で買換えはせざるを得なかったかなと思っています。

それから、家にない子とかということで、問題は、その新型コロナウイルス感染対策で、双方向授業とかオンライン学習をする場合、その家にそのネットワークがない場合、心配だったんですけれども、この場合、中学校では学校に来てやってほしいということで、毎日10名から20名ぐらいの子供が学校で勉強していました。小学校では文化会館を使ってくださいということで、これは１人しか来なかったんですけれども、実際に第２波、第３波が来て、家庭で学習の環境がない場合は、貸与したタブレットを持って学校だとか、文化会館だ

とか、その環境があるところに行って勉強してもらうようになると思います。

以上です。

○議長（宮下壽章君）　よろしいですか。

○１０番（山本　悟君）　はい。

○議長（宮下壽章君）　ほかに質疑ございますか。

松澤議員。

○３番（松澤正登君）　この補正予算にはちょっと項目的には挙がっていないんですけれども、ちょっと私の感じていることを御検討いただきたいなと思うんですけれども、今、竹チップ、竹パウダー、私もこの間半日ほどお手伝いをさせていただきました。そんな中で気づいたことは、今御承知のとおり、竹パウダーは非常に好評で、かなり売れているというようなことで、若干の会計状況等も聞かせていただきましたけれども、その中で気づいたことは、非常に機械そのものは限られた、ある程度講習を受けた人ということで、今使っていただいていますよね。そういう中で私も近くにいて感じたことなんですけれども、非常にその竹が入っていくときに異様な高音といいますか、すごい音がするんですよ。なくて、全然、ヘルメットをかぶっていましたけれども、実際、ヘッドホンがないと、あれはもう難聴になっちゃうと。あれを半日、一日なんてやっていると相当なことだなと思って、私ももうそばに一時期はいましたけれども、避けてとなっちゃったんですけれども、そういうようなことで、ぜひ、何らかの経費を使っていただいて、ヘルメットとヘッドホンなど、限られた数でいいと思うんですけれども、最低でも機械の近くには２人はいなきゃ駄目だなと、それ以外はある程度避けて補助してやれば入っていくわけですけれども、そんなことを感じましたので、そのあたり、一つ御検討いただきたいと思います。よろしくお願いします。

以上です。

○議長（宮下壽章君）　答弁はよろしいですか。

○３番（松澤正登君）　何かありますか。

○議長（宮下壽章君）　北村村長。

○村長（北村政夫君）　御質問にありましたように、竹チップ、私も活用させていただいておりますけれども、大変生ごみの処理には効果を現しているというふうに思っております。大変危険だということで、講習を受けた人しか使えないようになっておりますけれども、今御質問いただいたことも、実際にやっている同好会の皆さんとも相談してみたいと思います。

○３番（松澤正登君）　よろしくお願いします。

○議長（宮下壽章君）　ほかに質疑ございますか。

宮入議員。

○１番（宮入隆通君）　９ページ、10ページの、先ほどの獣害予防施設設置事業補助金に関してなんですけれども、こちらのほうは、先ほどの遊休農地を活用するという、ほかの民間の方がいらっしゃるという話だったかと思うんですけれども、それとセットのものという理解でよろしいんでしょうか。ほかの人も使えるような補助金となっているんでしょうか。お願いします。

○議長（宮下壽章君）　花見建設農林課長。

○参事兼建設農林課長（花見陽一君）　この事業につきましては、ただいま、先ほど申しました遊休農地の関係にも絡んでございますが、それ以外の方でも対象としてございます。今までは割と規模の小さいものですが、大規模ということで、300メートル以上ということで、個人にも当然貸出し、個人につきましては認定農業者等ということで考えてございます。基本的には村内に住所を有する方ということでございます。あと、団体ということでそういう農地適格法人ということと、あといろんな条件ございますので、その辺を加味しながら、個人では認定農業者等、面積的にも大規模になるものですから、一概に、家庭で少し小規模でやる方には、従来の獣害予防施設の助成事業を活用していただきたいと考えております。

○議長（宮下壽章君）　宮入議員。

○１番（宮入隆通君）　続いて、その次の水田営農推進機械施設等導入事業補助金なんですけれども、色彩選別機だということなんですけれども、これは更新でしょうか、新規の購入でしょうか。

○議長（宮下壽章君）　花見建設農林課長。

○参事兼建設農林課長（花見陽一君）　新規でございます。

○議長（宮下壽章君）　宮入議員。

○１番（宮入隆通君）　これは米だけなんでしょうか。今青木村だとエゴマとか作っている人たちもいるんですけれども、そういった人たちもなんか色彩の選別機があるとすごい早いとちょっと聞いたことがあるんですけれども、実際使えるかどうかまだ分からないですが、どういった用途なんでしょうか。

○議長（宮下壽章君）　花見建設農林課長。

○参事兼建設農林課長（花見陽一君）　今回は米専用ということでお聞きしております。

○議長（宮下壽章君）　よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。

坂井議員。

○２番（坂井　弘君）　11、12ページで、先ほど山本議員からも御質問がございました教育費に関わって質問いたします。

小学校、中学校共通するわけですが、最初に、電気工作物保守委託料ですが、説明ではキュービクルの保守委託との説明だったかと思いますが、昨年キュービクルは全部両校とも新調したというふうに思いますけれども、それをしておいた上に、今回ギガを導入ということで必要になったというふうな説明だったかなと思うんですが、この保守委託は毎年しなければいけないものなのでしょうか。今回だけなのでしょうか。

○議長（宮下壽章君）　沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君）　もう一度お話ししますと、昨年キュービクルを変えたことによる受電容量の増と、それから値上げによる電気保安管理委託料の増によるものであります。ですので、これは毎年お願いするようになります。

○議長（宮下壽章君）　坂井議員。

○２番（坂井　弘君）　ほぼこの額が毎年必要ということでいいでしょうか。

○議長（宮下壽章君）　沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君）　そう考えております。

○議長（宮下壽章君）　坂井議員。

○２番（坂井　弘君）　２点目ですが、学校施設工事に関わってですが、ギガネットワークの構築ということの説明ですが、国庫補助事業であるわけですが、小・中学校合わせて1,197万円、事業債400万円、一般財源1,942万円と。一般財源だけでも55％を占めているわけですけれども、国庫補助事業であっても、これほどかかってしまうということでしょうか。

○議長（宮下壽章君）　沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君）　おっしゃるとおりであります。

○議長（宮下壽章君）　坂井議員。

○２番（坂井　弘君）　国では、この事業に対して２分の１を補助すると、ネットワーク構築ににについては。それから、１人１台当てのパソコンが4.5万円補助するというふうになっているかと思いますが、そういったことを当てはめるとこの額になっているという判断ですかね。

○議長（宮下壽章君）　沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君）　国の指定している機種がありますが、それは実は最低レベルの機種でありまして、さらに、実際そこに、例えば小学校でいう、今使っているソフトを入れなければいけないと考えると、政府の考えている機種よりもやっぱり若干グレードが上じゃないと対応できないという、そういう一面もございます。

○議長（宮下壽章君）　坂井議員。

○２番（坂井　弘君）　そうしますと、4.5万円が国から下りてくる、それ以上の部分については、これは持ち出しだということでしょうか。

○議長（宮下壽章君）　沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君）　そのとおりであります。

○議長（宮下壽章君）　坂井議員。

○２番（坂井　弘君）　小学校４年生以上に100台、中学校142台という説明だったかと思うんですが、単価では小学校13万3,000円、中学校７万5,000円と、中学校のほうが安くなりますが、こういった差は何でしょうか。

○議長（宮下壽章君）　沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君）　中学校では、ちょっとうまく説明できないんですが、グーグルを使っているんです。グーグルソフトを載せた機種でありますので、その単価で今の考えている対応はできると。でも、小学校はそれだと今のソフトが載せられないので、グーグルの機材ではないのでやっぱり高くなってしまったという、そういうことであります。

○議長（宮下壽章君）　坂井議員。

○２番（坂井　弘君）　対象は小学校４年生以上ということで、３年生以下は導入しないんでしょうか。

○議長（宮下壽章君）　沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君）　１年生から３年生までは、現在も100台前後ありますので、それを使ってもらうようになりますので、小学校１年生から中学校３年生まで、全員が対応できます。

○議長（宮下壽章君）　坂井議員。

○２番（坂井　弘君）　分かりました。先ほど、寿命が５年前後というお話でしたけれども、これまで導入してきているもので、今100台分については１年生から３年生が使うということですけれども、今後５年に一度はこうした高額な額がタブレット更新に対しては必要になる、それから、しかも、国からの4.5万円の補助がないというふうな、そうしますとかなり

の額になると思うんですが、それが必要なんですね。

○議長（宮下壽章君）　沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君）　今のところ、そういうことになろうかと思っています。ただ、そのときに、これ全国の動きですので、国がそのときどう考えるかということは今分からないんですけれども、何らかの補助はしていただければありがたいなとは考えております。

○議長（宮下壽章君）　同じ項目はできたら３問ぐらいまでにしていただきたいんですが、よろしくお願いします。

坂井議員。

○２番（坂井　弘君）　すみません。注意を受けまして申し訳ございません。

今まであったもので、小学校では100台を低学年に回すというふうなお話ですが、中学校では、既にあるものを使うということはできないのでしょうか。

○議長（宮下壽章君）　沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君）　今中学校に40台あるんですが、それはコンピュータールームのタブレットでありまして、ちょっと仕様が違いますので、中学校は全く新しく140何台をお願いするというところであります。

○議長（宮下壽章君）　よろしいですね。

○２番（坂井　弘君）　はい。

○議長（宮下壽章君）　ほかに質疑ございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下壽章君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（宮下壽章君）　賛成の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（宮下壽章君）　討論終結、議案第７号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮下壽章君）　全員賛成。

議案第７号　令和２年度青木村一般会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

◎議案第８号の質疑、討論、採決

○議長（宮下壽章君）　議案第８号　令和２年度青木村国民健康保険特別会計補正予算についてを議題とし、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

坂井議員。

○２番（坂井　弘君）　この補正は傷病手当金の給付に係るものであり、申請数の予想がつかないために交付金は後回し出しとせいという説明は納得するわけですが、前の議案報告の中でも質問がありましたけれども、高齢者の部分についての質問だったので、全体的に、この国民健康保険、全体に関わっては、この対象となる被用者の部分については、先ほど高齢者についてはほとんどいないだろうというようなお話でしたが、全体的にはどれくらいがいらっしゃるのか、お願いします。

○議長（宮下壽章君）　小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長（小宮山俊樹君）　被用者の方、お勤め人の方ということでございますが、今お勤めの方は、基本的には社会保険に加入されている方のほうがはるかに多いし、また共済組合等もございます。そういった中で、国民健康保険に加入されているという被用者の方というのも実際にはかなり少ないのではないかと。国民健康保険自体が年金生活者、それから自営業者の方のための制度でございますので、そういったことも含めて、該当される人数そのものもやはりそれほどはないのではないかと。細かい数字につきましては、ちょっと私のほうも今手元にございません。これから確認する方法もちょっと今思い当たらないんですが、そういったことは感じているところでございます。

○議長（宮下壽章君）　坂井議員。

○２番（坂井　弘君）　お答えどおり、恐らくそれほど数は多くないだろうということは私も分かるわけですが、どれくらい実際にはいらっしゃるのかどうかという、その辺が知りたかったんですけれども、また、何らかの方法もないということですが、また、ここに該当する方がいるとすればどのくらいなのかなと分かることがありましたら、教えていただければと

思います。

以上です。

○議長（宮下壽章君）　よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下壽章君）　これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下壽章君）　賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下壽章君）　討論終結、議案第８号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮下壽章君）　全員賛成。

議案第８号　令和２年度青木村国民健康保険特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

◎議案第９号の質疑、討論、採決

○議長（宮下壽章君）　議案第９号　令和２年度青木村別荘事業特別会計補正予算についてを議題とし、質疑に入ります。

質疑のある方。

〔発言する声なし〕

○議長（宮下壽章君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（宮下壽章君）　賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下壽章君）　討論終結、議案第９号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮下壽章君）　全員賛成。

議案第９号　令和２年度青木村別荘事業特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

◎議案第１０号の質疑、討論、採決

○議長（宮下壽章君）　議案第10号　令和２年度青木村簡易水道事業会計補正予算について議題とし、質疑に入ります。

質疑のある方。

坂井議員。

○２番（坂井　弘君）　水道事業ですが、次の下水道事業とも全く同じ部分に関わってきますけれども、具体的には３ページのところの説明で、一番上の表の総務費に関わって、公営企業会計支援委託料、この部分については本年度会計処理が変わったということで、その初年度のみということの説明だったかと思いますが、その初年度のみのこうしたものが年度当初には予算化できなかった理由は何でしょうか。

○議長（宮下壽章君）　花見建設農林課長。

○参事兼建設農林課長（花見陽一君）　今年度企業会計に移行するということで、昨年度順次進めてきた事業でございます。昨年度企業会計に移行したということで、一応その時点でもう全てシステムも入れまして、運用できるというように解釈してございました。ただ、新年度に入りまして、事業の推進を進めていく上で、やはりどうしても企業会計上細部にわたりましてかなり細かな処理が必要になってきまして、事務処理をするにも、かなり今いろいろな事業所にいろいろほかにも確認をしながら進めているということで、当職員だけでは対応できない状況が出てきてしまいまして、それで、今回地方財政措置の関係で、財務規程等を適用した１年目におけるものにつきましては、地方債の処置が対応できて、交付税措置があ

るということで、財源的にも対応ができるということになりましたので、今年度におきましては、職員もそのシステムの運用、また今年度分の財務規程による決算に向けましても指導を受けながら進めていかないと、やはり適正な処理は難しくということで判断しまして、今年度限り、この上下水に当たりまして委託をするものでございます。

○議長（宮下壽章君）　よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下壽章君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（宮下壽章君）　賛成の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（宮下壽章君）　討論終結、議案第10号の採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮下壽章君）　全員賛成。

議案第10号　令和２年度青木村簡易水道事業会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

◎議案第１１号の質疑、討論、採決

○議長（宮下壽章君）　議案第11号　令和２年度青木村特定環境保全公共下水道事業会計補正予算についてを議題とし、質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔発言する声なし〕

○議長（宮下壽章君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（宮下壽章君）　賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下壽章君）　討論終結、議案第11号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮下壽章君）　全員賛成。

議案第11号　令和２年度青木村特定環境保全公共下水道事業会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

◎発議第１号の質疑、討論、採決

○議長（宮下壽章君）　続いて、発議第１号　地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書についてを議題とし、質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔発言する声なし〕

○議長（宮下壽章君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（宮下壽章君）　賛成の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（宮下壽章君）　討論終結、発議第１号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮下壽章君）　全員賛成。

発議第１号　地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書については、原案のとおり可決されました。

◎請願第１号の質疑、討論、採決

○議長（宮下壽章君）　続いて、請願第１号　「種苗法の一部を改正する法律案の慎重審議を求める意見書」の提出を求める請願についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方。

山本議員。

○１０番（山本　悟君）　本会議で上程されまして、総務建設産業委員会のほうへ委員会付託されましたので、誰に聞いていいのか、次期委員長さんにお伺いするのか、あるいは賛成議員の宮入君に聞いたほうがいいのか、ちょっと議長分かりませんが、何点かお聞きしたいと思います。

まず、第１点ですが、この法律がもしうまくいって、ここは慎重審議なんですが、できた場合に、第三国、音楽の著作権とも同じなんですが、いろいろ問題があると思うんですが、この法律がもしできたと仮定しますと、この及ぶ範囲というのはどうなんでしょうか。及ぶ範囲ができているんでございます。それが国内法だけじゃなくて、国際法的にも第三国に対してできるのかどうかということをお聞きします。だから、及ぶ範囲です。それから、最終的には農家とかの権利、あるいは今までの慣習とかを守るということが大切かと思うんですが、その中で、この法律ができることによって、今までの農家の慣習的なことや、あるいは種苗の、守ったりするのかどうか聞きます。

それから、村長にこれはお聞きしたいのですが、タチアカネの独占的な利用というものを県のほうからいただいていると思うんですが、これは種苗法とはちょっと違いますけれども、種が交配しないためにとか、ほかの農家さんにはタチアカネ以外のソバは作らないでくださいというふうな念を押したりとか、あるいは作る場所を限定して種を作った、交配しないために、このようなことについて独占的という意味はどういう意味なのか、高山村さん等では栽培しているようですが、その辺お聞きしたいと思いますが、議長、よろしくお願いします。

○議長（宮下壽章君）　これは堀内委員長のほうで説明できますか。

〔「それだと委員長は経過報告しか答えられないから、経過のどういう

意見があったということは答えられるけれども、今みたいな意見というのは、ちょっと委員長としては答えられない。だから、もし答え得るんだったら紹介議員」の声あり〕

〔「議事進行」の声あり〕

○議長（宮下壽章君）　坂井議員。

○２番（坂井　弘君）　今沓掛議員がおっしゃったことと重複しますが、内容に関わる質問でありますので、ここで審議すべきことではないと。そうでなければ付託させた意味がありませんから、付託された委員会としての報告のみの質問でやるべきだと思いますので、中身についての質問というのはここで取り上げるべきではないというふうに。ただし、山本議員のおっしゃる疑問の点については分からないことはありませんから、議会の場ではなくて、全員協議会とかそういった場で質問を受けることのほうがいいんじゃないでしょうか。

○議長（宮下壽章君）　山本議員。

○１０番（山本　悟君）　坂井さんの今の意見ですが、そうすると、社会文教委員会の私はお聞きするチャンスがない、このことについては、じゃあ、ノーコメント、黙っていなさいということでしょうか。

○議長（宮下壽章君）　当日は委員外議員の席も用意してありまして、委員外議員の方にも出席いただきましたけれども、先ほど委員長のほうから委員会報告なされましたので、それということで御理解いただければありがたいですが。それで、ほかにもし内容についてもうちょっと必要な面がありましたら、全員協議会のほうとかそういうところでまたお話しをさせていただければと思いますので、これの件に関してはここで打ち切りたいと思います。

よろしいですか。

では、これで質疑をなしということでいきます。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（宮下壽章君）　賛成の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（宮下壽章君）　討論終結、採決を行います。

請願第１号は原案のとおりに採択することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮下壽章君）　全員賛成。

請願第１号　「種苗法の一部を改正する法律案の慎重審議を求める意見書」の提出を求める請願については、原案のとおり採択することに決定しました。

◎日程の追加

○議長（宮下壽章君）　ここで、追加日程がございます。

資料の配付をお願いをします。

〔資料配付〕

◎議案第１２号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（宮下壽章君）　追加日程第１、議案第12号　特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、提案者の説明を願います。

片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君）　それでは、議案第12号について御説明申し上げます。

特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）。

令和２年６月16日提出、青木村長、北村政夫。

裏面をお願いいたします。

特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例。

特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例（昭和35年青木村条例第６号）の一部を次のように改正する。

附則に次の１項を加える。

16、令和２年７月１日から令和２年12月31日までの間における村長及び教育長の給与月額は、第２条の規定にかかわらず、同条に規定する額から当該額の村長にあっては10％、教育長にあっては５％に当たる額を減じて得た額とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる給与月額については、この限りでない。

附則、この条例は、令和２年７月１日から施行する。

新型コロナウイルス感染症の影響により、我が国の経済は急速な悪化が続いており、極めて厳しい状況にあることから、こうした情勢を踏まえ、特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）を提出するものでございます。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いいたします。

○議長（宮下壽章君）　質疑に入ります。

質疑はありませんか。

沓掛議員。

○６番（沓掛計三君）　村長さん、本当に決断していただいて御苦労さまでございます。

この額によって、総額どのくらいの減額になるわけですかね。

○議長（宮下壽章君）　片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君）　村長、教育長２人合わせて60万9,000円になります。

○議長（宮下壽章君）　よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。

〔発言する声なし〕

○議長（宮下壽章君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（宮下壽章君）　賛成の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（宮下壽章君）　討論終結、議案第12号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮下壽章君）　全員賛成。

議案第12号　特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎発議第２号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（宮下壽章君）　続いて、追加日程第２、発議第２号　青木村議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、提案者の説明を願います。

金井議員。

○４番（金井とも子君）　発議第２号　青木村議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（案）。

地方自治法第112条の規定により、青木村議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（案）を別紙のとおり提出する。

令和２年６月16日提出。提出者、青木村議会議員、金井とも子。賛成者、青木村議会議員、堀内富治。

提出理由は、新型コロナウイルス感染症の影響により、我が国経済は急速な悪化が続いており、極めて厳しい状況にあります。こうした情勢を踏まえ、青木村議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（案）を別紙のとおり提出するものでございます。

裏面を御覧ください。

青木村議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。

青木村議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和35年青木村条例第５号）の一部を次のように改正する。

附則に次の１項を加える。

11、令和２年７月１日から令和２年12月31日までの間における青木村議会の議員の報酬は、第１条の規定に関わらず、同条に規定する額から、当該額の議長及び副議長にあっては1.5％、委員長及び議員にあっては１％に当たる額を減じて得た額とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる報酬月額については、この限りでない。

附則、この条例は令和２年７月１日から施行する。

以上、よろしく御審議をいただき、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（宮下壽章君）　質疑に入ります。

質疑ある方。

ありませんか。

〔発言する声なし〕

○議長（宮下壽章君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（宮下壽章君）　賛成の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（宮下壽章君）　討論終結、発議第２号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮下壽章君）　全員賛成。

発議第２号　青木村議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（宮下壽章君）　お諮りいたします。

本定例会の会議に付されました事件は全て終了しました。

よって、会議規則第７条の規定により、本日で閉会したいが御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（宮下壽章君）　異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

令和２年第２回青木村議会定例会を閉会といたします。

閉会　午前１１時５７分

以上会議のてん末を記載し、地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

令和　　年　　月　　日

青木村議会議長

青木村議会議員

青木村議会議員

令和二年

第二回〔六月〕定例会

青木村議会会議録

令和二年

第二回〔六月〕定例会

青木村議会会議録